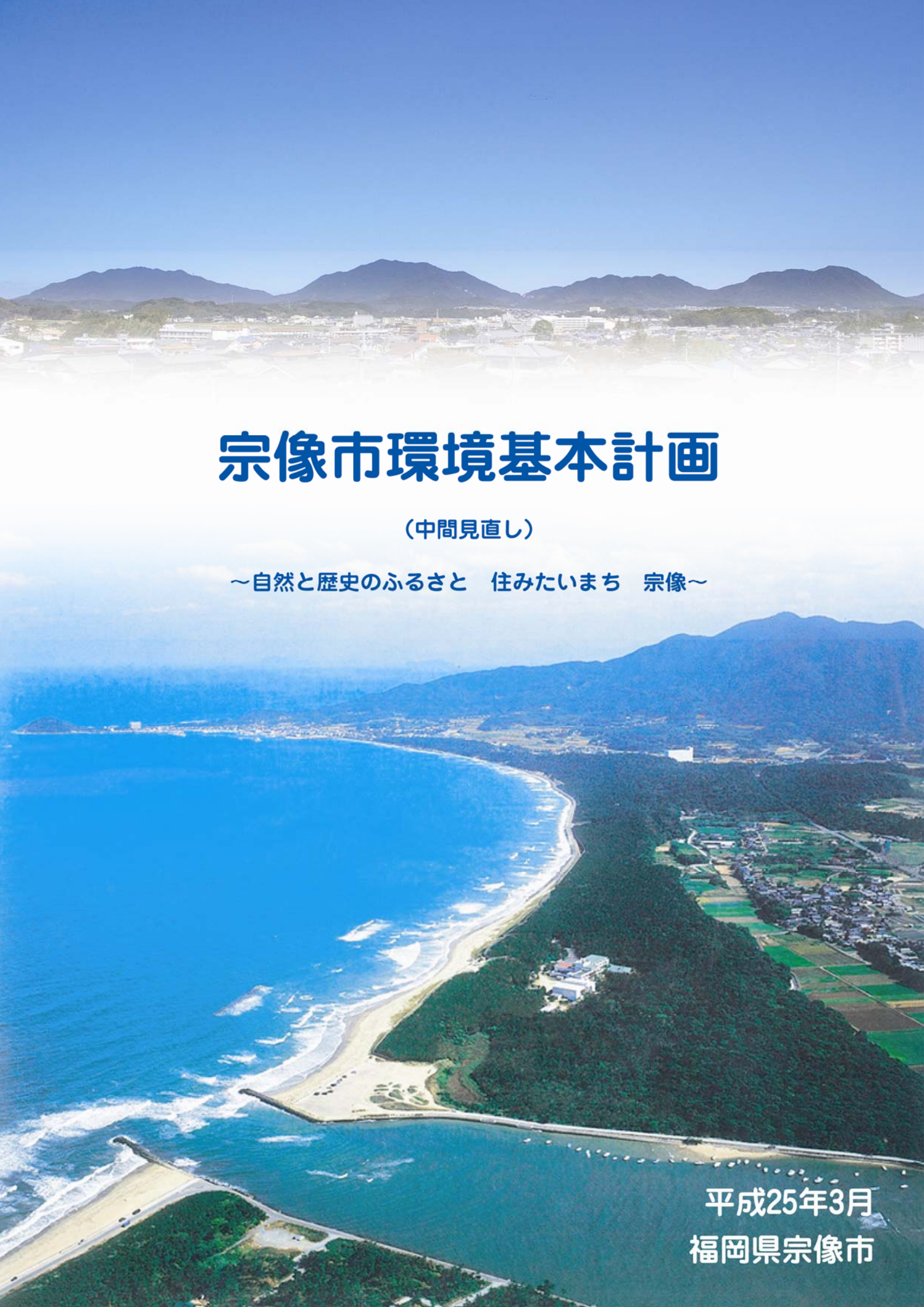


An aerial photograph of a coastal town, likely Sōga City in Fukuoka Prefecture. The town is nestled between a large bay and a range of mountains. The water is a deep blue, and the beach is a light tan color. The town's buildings are visible, and the mountains in the background are covered in greenery. The sky is clear and blue.

宗像市環境基本計画

(中間見直し)

～自然と歴史のふるさと 住みたいまち 宗像～

平成25年3月
福岡県宗像市

はじめに

宗像市では、目指す将来像として「海・山・川に育まれ、教育・文化と歴史がいきるコミュニティのまち宗像」を掲げ、市民と協働でのまちづくりを行っています。

環境面においても平成20年3月に「宗像市環境基本計画」を策定し、青い海、季節を映し出す山々、多様な生物と共生する川など、宗像市の大切な資源である素晴らしい自然環境などの保全に市民協働で取り組んでいます。

今回、平成24年度が本計画の中間期にあたることから、めざす環境像「自然と歴史のふるさと 住みたいまち 宗像」や自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の4つの施策の体系などの計画の基幹はそのままに、各施策・事業の進捗状況や今後の取り組み、主要環境プログラムの内容などについて、環境データの更新や社会状況の動向調査、二酸化炭素排出量の現況推計などを行い、見直しを行いました。

宗像市の財産である豊かな自然、歴史、文化などは、確実に次世代へ引き継いでいかなければなりません。そのためには、市民・事業者の皆様方との連携・協働による取り組みが益々重要となりますので、一層のご理解、ご協力をお願いします。

最後に、今回の中間見直しにあたり、各種調査にご協力、ご意見をお寄せいただきました市民の皆様やご尽力を賜りました環境保全審議会の委員の方々に心からお礼を申し上げます。



平成25年3月

宗像市長 谷井 博美

目 次

はじめに

序章 救おう！水のゆたかな地球。引き継ごう！緑豊かなむなかた。

第1章 環境基本計画の概要

1. 計画の位置づけ	10
2. 計画策定の趣旨	11
3. 計画策定の視点	13
4. 対象とする地域と環境	14
5. 計画の期間	15
6. 計画の構成	16

第2章 めざす環境像と目標

1. めざす環境像	18
2. 実現に向けた目標	19
3. 施策の体系	21

第3章 目標達成に向けた方向性

1. 優れた自然と共生するために	24
2. 住み良いまちを持続するために	34
3. うるおいある地域を創るために	44
4. 美しい地球のために	53

第4章 主要環境プログラム

1. 「釣川グリーンネット基本構想・計画」の推進	66
2. 循環型社会づくりの推進	68
3. 地域資源活用の推進	71
4. 暮らしの中の省エネルギー対策の推進	73
5. 協働による計画の推進	76

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制 -----	80
2. 計画の進行管理 -----	81

第6章 環境配慮の方向性

1. 環境配慮の基本的な考え方 -----	84
2. 地域別環境配慮事項の概要 -----	84
3. 主体別環境配慮事項の概要 -----	85
4. 計画段階ごとの基本的な主体別環境配慮事項 -----	86
5. 環境配慮の方向性 -----	87

[資料編]

1. 計画策定の経緯 -----	資-2
2. 宗像市環境基本条例 -----	資-4
3. 宗像市環境保全審議会規則 -----	資-6
4. 宗像市環境保全審議会委員名簿 -----	資-7
5. 宗像市環境保全審議会への諮問書 -----	資-8
6. 宗像市環境保全審議会からの答申書 -----	資-9
7. 自然環境研究会委員名簿 -----	資-10
8. 市民ワークショップ参加者名簿 -----	資-10
9. 宗像市環境基本計画策定委員会 -----	資-10
10. 市民意見提出手続(パブリック・コメント)による意見と回答 -----	資-11

序 章

救おう！水のゆたかな地球。引き継ごう！緑豊かなむなかた。

私たちが生きる星・地球。

私たちが暮らすまち・宗像。

私たち一人ひとりが気づき、ほんのちょっと環境への
心配りをしてこれまでの生活習慣を見直すだけで、
より美しく住みやすいまちになるのです。

また、その思いやる心が
地球温暖化などの地球環境問題の解決につながるのです。

思い出しましょう、「もったいない」の心を、

そして、「地域から地球へ・・・」



■ 釣川河口のさつき松原と玄界灘
玄海国定公園の中でも屈指の美しい海岸線とその背景となる松原や山林

■地球は水の惑星

私たちが暮らす地球は、「水の惑星」と呼ばれるように、地表の4分の3が水に覆われています。太陽系惑星の中で、大量の水が存在し、生物が生息しているのは、この地球だけなのです。

■地球の誕生

地球は、今から約46億年前に誕生しました。

最初は隕石の衝突や火山の爆発などにより地表は高温でしたが、時間がたつと大気中の水蒸気が雨となって降り注ぎ、海ができました。そして、約40億年前に最初の生命が海中で生まれ、海中の植物が酸素をつくりはじめました。約4億年前には、紫外線を遮るオゾン層ができ、生物は海から陸に上がってきました。

陸に上がった植物や動物は進化して様々な種類に分かれ、猿人が誕生したのは400～500万年前、我々人類の祖先である新人類はわずか10万年前といわれています。

地球誕生から46億年の歴史を1年間に置き換えてみると、元旦に地球が誕生し、1月8日に海ができます。海中の生命が生まれたのが2月15日で、生命の陸上進出は11月30日、猿人の誕生が大晦日の午後4時で、新人類の登場は午後11時58分頃、つまりわずか2分前のことなのです。

■人類の歴史

数万年前の人類は定住せず、狩猟や採集をして生活していましたが、数千年前に農業を始めると定住しはじめ、人口も増加し始めました。

18～19世紀に起こった産業革命は、それまでの暮らしを一変させ、現在の社会の基礎となりました。動力源となっていた牛や馬、水力、風力などは、蒸気機関やガソリンエンジンへと変わっていき、工場では同じものを大量に生産できるようになりました。

また、この頃から医学の進歩などの科学技術の進展によって、世界の人口は急速に増加し、2010年は69億人、2050年には93億人に、2100年には100億人以上になるとみられています(世界人口推計2010年版より)。この人口の増加は、食料や水、資源などの不足につながるとともに、使用エネルギーの増加に伴う地球規模の環境問題を引き起こしています。

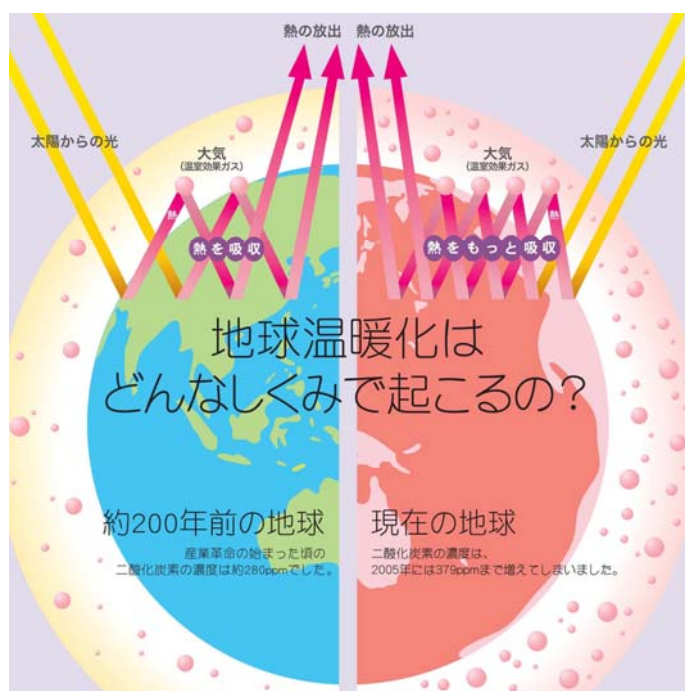
地球の歴史上において新参者である私たち人類の活動が引き起こした負の遺産によって、この美しい地球が大きく変化しようとしているのです。

■地球温暖化

地球環境問題、とりわけ地球の温暖化は、近年の異常気象などの状況をみても実感できるのではないのでしょうか。そもそも、地球温暖化とは何でしょう。

昼間は、太陽のエネルギーによって地面や海が暖められますが、夜はその熱が地球の外に放出されます。しかし、地球の周りを二酸化炭素やメタンなど熱を反射する温室効果ガス※が覆っており、急激な気温の低下を防ぎ、地表は適度な気温に保たれています。

ところが、私たちが化石燃料をエネルギーとして大量に利用することが多くなったために温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出量が増え、本来、宇宙に放出されるべき熱がこもり、気温が上昇するといった温室効果ガスがもたらす急激な気温低下防止効果とは逆の現象が起きているのです。これが「地球温暖化」と呼ばれるもののなのです。



■温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム(全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより)

地球の周りにある二酸化炭素などの温室効果ガスが増えると、放出されるべき熱がこもって気温が上昇します。これが地球温暖化です。

※**温室効果ガス**：二酸化炭素やフロンなどのガスが温室のガラスのような効果を果たし、地球へ放射された太陽光が反射して宇宙に出て行く際にその熱を閉じこめてしまう役割をするガスのこと。

地球の平均気温が上昇すると、氷河などが溶け出し、海面が上昇するおそれがあります。既に地球温暖化の影響と思われる海面上昇のため、南海のツバルやインド洋のモルディブなど、サンゴ礁の上に築かれた国々の水没が現実化しています。

私たちがこのままの暮らしを続け、何の行動も起こさなければ、2100年には平均気温上昇は最大 6.4℃、平均海面水位は最大 59cm 上昇すると予測されています(気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書より)。

■資源は有限

化石燃料をエネルギーとして大量に消費することは、地球温暖化など地球環境問題に大きな影響を与えるだけでなく、化石燃料の枯渇という資源の問題にも大いに関連してきます。現在の私たちの暮らしを支えている化石燃料の埋蔵量は、当然限りがあるからです。

(参考) 我が国は、化石燃料のほとんどを海外からの輸入に頼っているので、これらのエネルギーがなくなると、私たちの暮らしはどうなってしまうのでしょうか。もしなくならないとしても、資源の需供バランスからみて、石油などの価格上昇は避けられないでしょう。仮に、ガソリン代が今の 10 倍に跳ね上がったとしたら、とても自家用車は維持できません。また、石油を原料とする製品の価格上昇も当然避けられなくなり、家計は火の車になってしまいます。市内で生産している米や野菜も、石油を燃料とするトラクターやコンバインなどの農業用機械を使っていますし、ハウス栽培も石油で暖房していますので、食卓への影響もあるでしょう。

■生物多様性

地球上のほとんどの生物は、酸素を取り入れ二酸化炭素を放出して生きています。

酸素をつくり出しているのは植物の光合成であり、生物は植物や他の動物を食べ、生物の排泄物や死体は土壌中の微生物類によって分解され、また植物に取り込まれ、光合成されるという循環を繰り返しています。

生物は、植物や他の動物を食べるという食物連鎖の環の中で生きており、人間も例外ではありません。ある生物が絶滅するということは、この食物連鎖が途切れることを意味し、食物連鎖の頂点にいる私たち人間にも影響がでることになります。

生態系の一員である人間も同じことで、私たち人間の活動がこの複雑な生態系に影響を及ぼしており、多様な生物、大気、水、土壌などが複雑につながって、密接に関係しながらバランスを保っているのです。

生物の多様性とは、地球上の生命の多様さと自然環境の多様さ・豊かさを表していますが、人類は、化石資源以外に生物から得ることができる生物資源を利用してきました。

人間がその生活を維持していく上で必要不可欠となる食料・衣料品や医薬品などの原材料となる資源は、生物多様性の恵みによってもたらされているのです。

ところが人口増加に伴い、人類は、生物資源をその生産能力を上回る早さで利用してきたため、その結果として生物の多様性の減少といった問題が生じています。

このように水や生物多様性などをふまえた上で、改めて宗像市における環境について考えてみると、“釣川”が重要な役割を担ってきたといえます。

■宗像市と釣川

本市は、平成 15 年 4 月に旧宗像市と旧玄海町が、また、平成 17 年 3 月には旧大島村と合併し、市域が広がって、山から田園、まち、海までが 1 本の釣川によってひとつにつながりました。

市域のほぼ全域が釣川流域になっており、釣川を中心とした地形を成しています。

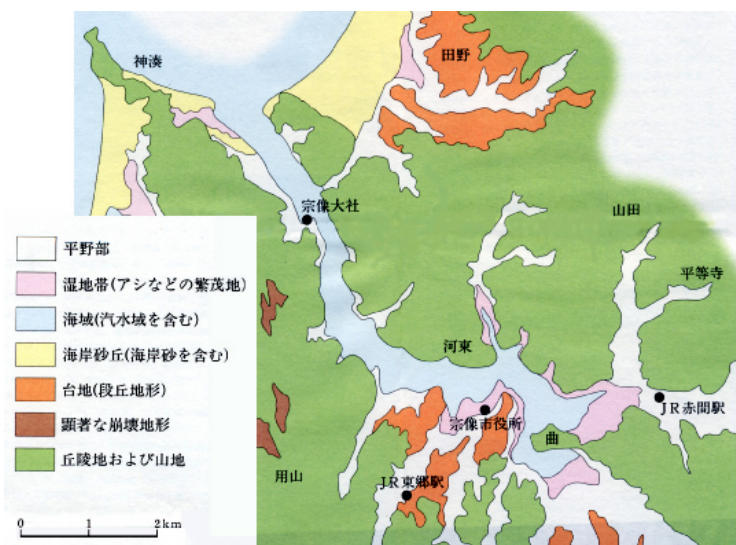
太古の釣川は、現在よりも上流まで海が入り込んでいて、細長い湾になっていました。最も海面が上昇したのが約 4700 年前といわれ、現在よりも 20m 程度高いところまで海面だったようです。

また、釣川河口の北東に位置する沖ノ島は、古代の海の道のルートとして、日本と大陸との文化交流を支える重要な玄関口となっていました。

その後、徐々に海面が退き、釣川沿いに肥沃な平野が形成されて耕作が始まり、人々が定住してムラが形成されていきました。

明治時代に開通した旧国鉄鹿児島本線(現在の JR 鹿児島本線)と赤間駅、東郷駅の開業、昭和 30 年代から始まった大型住宅団地の建設によって、田園地帯から住宅都市へと変容し、人口も増加してきました。

釣川は、そのような時代や環境の変化に対応しながら、私たちの暮らしを支えてきた川であり、地形的、歴史的、文化的、そして生活を営む上でも宗像市とは切っても切れない、大切な川なのです。



■4700 年前の宗像市(宗像市史より)

昔の宗像市は曲付近まで海が入り込んでいました。現在の内湾に棲息する貝殻片や、現在では有明海にしか棲息しないウミタケの化石も産出されています。

■釣川は宗像のシンボル

本章の冒頭で「地球は水の惑星」と書きましたが、実はそのほとんどは海水で、塩分を含まない淡水は地球全体の水のわずか 2.5% しかなく、さらに川などの身近に利用できる水は、地球全体の 0.01% 程度しかないのです。

水は太陽の熱で暖められ蒸発して雲になり、雨や雪として地上に降り注ぎ、地下水や川となって海に流れ込む循環を絶えず繰り返しています。

私たちは、このような貴重な水を釣川から汲み上げ、水田耕作のための農業用水などとして利用します。

また、飲み水や洗濯、風呂、トイレの洗浄などの生活用水としても利用し、使った水は下水処理場等で処理したあと、再び釣川へと放流しています。

環境基本計画見直しのための市民アンケート調査結果(平成 24 年度)では、人が住む条件が整った中にある川という理由で「釣川」が最も支持されました。しかしながら、水の汚れやごみ等を理由に、改善すべき環境としても「釣川」が指摘されました。

注目されている重要な環境の一つが、「釣川」であることは、市民の意見からみても明らかです。



■釣川(自然環境調査:植物分野より、上多礼橋から下流を望む)

釣川は私たちの暮らしには欠かすことができない命の川であり、宗像市のシンボリック存在のひとつです。

■守るべき環境、改善すべき環境(複数回答)

	場所	件数	主な理由(抜粋)
特に残してほしい緑	城山	46	宗像市のシンボル
	ふれあいの森	31	自然とふれあえる身近な場所
	さつき松原	26	玄海の家と松の美しい景観
	自由ヶ丘周辺の緑	20	身近で安全に自然とふれあえるから
特に残してほしい水辺	釣川	93	人が住む条件が整った中にある川
	さつき松原	39	美しい海岸線だから
特に残してほしい景観	赤間宿	66	趣が深く残してほしい景観だから
	宗像大社	31	歴史のある建物だから
特に改善してほしい場所	自由ヶ丘周辺	13	立木の整理、除草、ごみ
	釣川	12	水の汚れ、ごみ、雑草

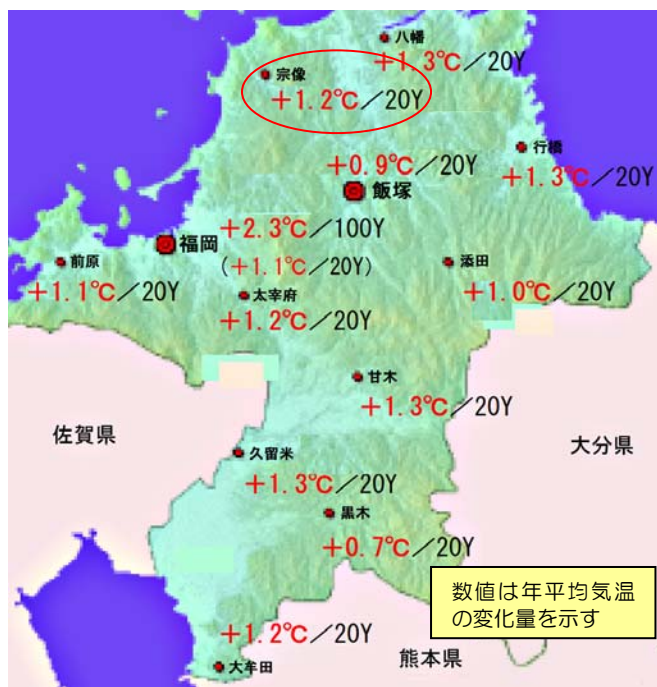
市民アンケート調査結果(H24 年度)より

釣川は、市民 10 万人の命を支える大切な水源であり、宗像市のシンボリックな存在のひとつです。また、私たち人間だけでなく、市内に生息・生育する動植物にとっても命を育む重要な川であり、その大切な水を蓄える森や水田の保全も、健全な水循環には欠かすことはできません。釣川が山林開発による保水力の低下、多量に水を利用する産業の配置などによって、そして地球温暖化に伴う蒸発の増加によって枯れるようなことがあったら、私たち市民は当然、暮らしていくことができません。

■私たちの暮らしはどうなる？

昔に比べて、夏の暑さが長引いていると感じませんか？ また、冬には雪が積もりにくくなったと思いませんか？

実は、わが宗像市でも平均気温は過去20年間で1.2℃も上昇しているのです。さらに気温が上昇すると、私たちの暮らしはどうなるのでしょうか。



福岡県の気象観測網(気象庁 HP より)

■宗像市の気温変化

宗像地域気象観測所における過去20年間の気温は1.2℃上昇しており、福岡県内の各地域気象観測所でも同じような傾向にあります。

白砂青松の景観を形成するさつき松原など美しい海辺の風景は失われ、低地の水田は水没し、また干ばつなどによる農作物被害の増加、集中豪雨や台風がひんぱんに発生することによる財産被害の増加、気温上昇による健康被害への影響、水温の上昇による漁場の変化と漁獲量への影響など・・・。

また、平成17～18年度に実施した自然環境調査では、草崎半島などの沿岸部において、鹿児島県など南の地域でしか見られなかった昆虫の生息も確認されています。

■私たちがすべきこと

環境問題は、私たちが生きていく上で欠かせない空気や毎日使う水、身近なごみの問題などから、地球温暖化や酸性雨といった地球規模での問題まで、幅広くあります。これらの問題は、行政だけでは到底解決できる問題ではありません。

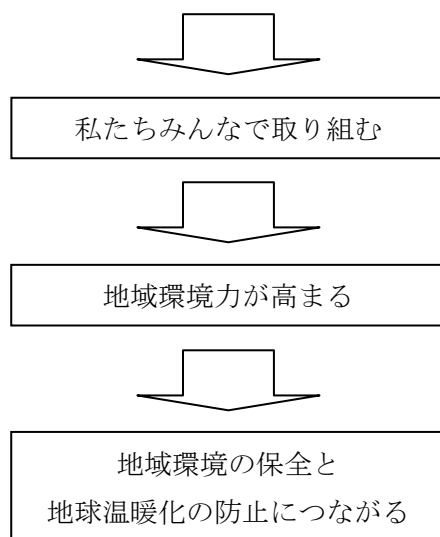
本市は、住宅団地開発や都市化に伴って人口が増加し、さらには合併によって人口も増え、地域も広がりました。人口は現在も増加傾向にはありますが、その伸びは鈍化し、2025年までに人口のピークを迎えることが予測されます。

多様な考えの人々が集い、より良い環境、より良い地域をつくっていくためには、地域が環境保全活動を行う力である「地域環境力」を高めていく必要があります。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という社会のしくみを変えるとともに、私たち一人ひとりのライフスタイルやビジネススタイルを見直して、小さなことから取り組みを始め、そして徐々にネットワークを創り上げながら、市民や事業者、市民団体、行政などが「協働」で「私たちの環境を守り・創り・次世代に引き継ぐ」行動に取り組むことが、宗像市の環境をより良くする何よりの近道であり、ひいては地球温暖化の防止などの地球環境の保全にもつながっていくのです。

例えば、

- 自然環境を保全する→地域の生態系の保全
- 省エネ運転をする→ガソリン消費を抑え、二酸化炭素排出が減る
- 節電・節水する→発電所や浄水場の二酸化炭素排出が減る
- ごみ(資源)を分別する→再資源化・ごみ減量につながる
- 「もったいない」の心を思い出して行動する→省資源につながるなど



美しい水の惑星である地球と、私たちが愛する緑豊かな「ふるさと 宗像」を、子々孫々まで引き継ぐために、今すぐできることからみんなで一緒にはじめましょう。

「本計画における用語の取扱」

事業者：市内で事業を行う人や団体(農林漁業者も含む)。
市民団体：環境の保全や創造に取り組むことを目的とした団体。

なお、第3章には協働の方策や取り組みの具体例を示しています。

第 1 章

環境基本計画の概要

1. 計画の位置づけ
2. 計画策定の趣旨
3. 計画策定の視点
4. 対象とする地域と環境
5. 計画の期間
6. 計画の構成

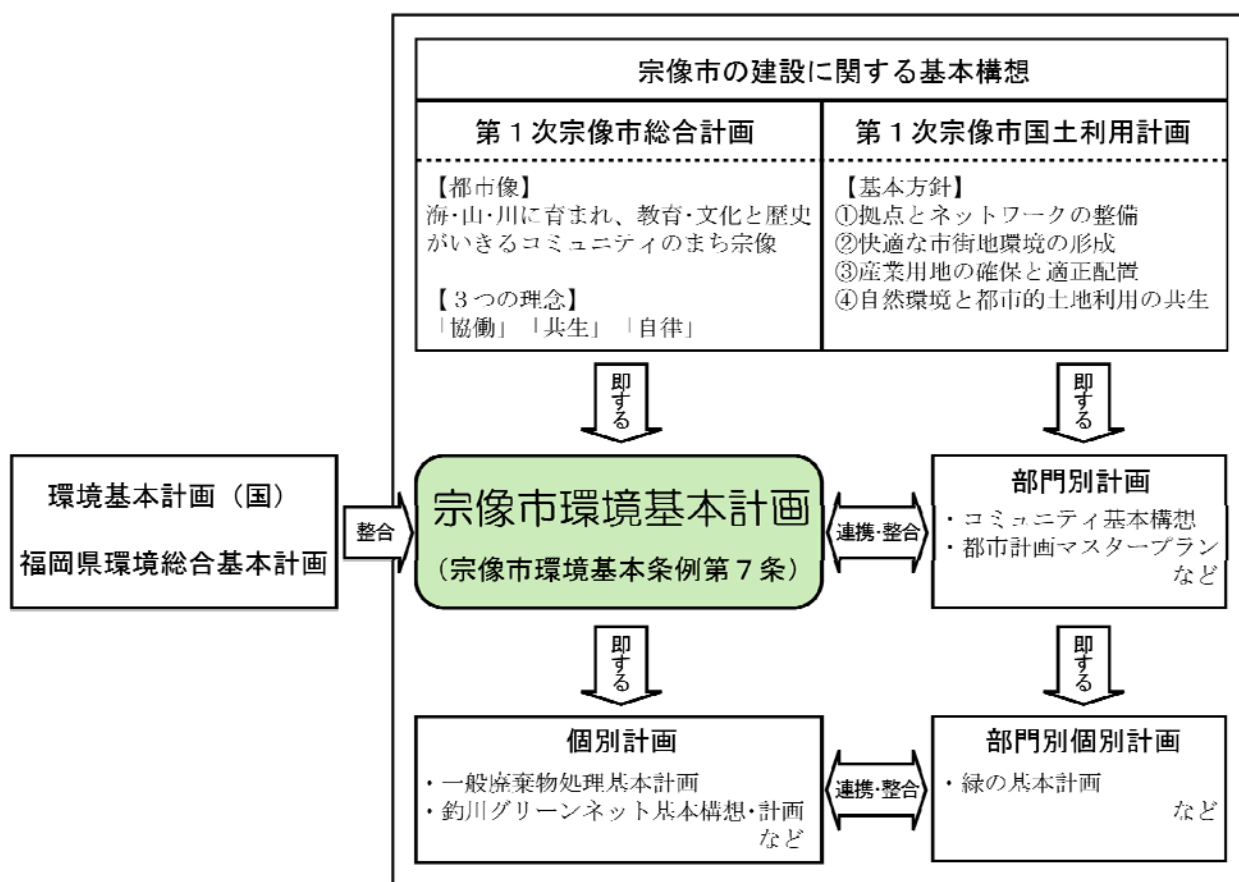


■四塚連山(自然環境調査:地形・地質分野より)

市の北東部に位置する山々で、写真左から、湯川山、孔大寺山、金山、城山

1. 計画の位置づけ

この計画は、「宗像市環境基本条例」第7条に規定された計画で、第1次宗像市総合計画のめざす都市像である「海・山・川に恵まれ、教育・文化と歴史がいきるコミュニティのまち宗像」を環境面から実現するための環境行政のマスタープランであり、本市の環境保全・創造に関する各分野の施策・事業の基本となるものです。



■環境基本計画の位置づけ

2. 計画策定の趣旨

合併による市域の拡大、山・川・田畑や海岸線、離島などの地理的条件の変化、農業・漁業や観光などの多様化した産業への対応など、合併以前とは社会経済状況や著しい環境の変化など、諸条件が大きく異なり、新たな環境問題への対応が必要になってきました。

このようなことから、新しい宗像市における環境基本計画を策定することになりました。

○計画策定の経緯

本市は、平成 15 年 4 月 1 日に旧宗像市と旧玄海町が、また平成 17 年 3 月 28 日には旧大島村と合併し、新しい宗像市が誕生しました。

この合併に伴い、平成 17 年 6 月に宗像市のまちづくりの基本となる「第 1 次宗像市総合計画」と土地利用の基本的な方針を示す「第 1 次宗像市国土利用計画」を、平成 22 年 3 月には後期基本計画を策定しました。

また、平成 20 年 3 月に新市の環境基本計画を策定し、「自然と歴史のふるさと住みたいまち 宗像」をめざす環境像として定め、環境保全・創造に関する取り組みを進めてきました。

○計画策定にあたって

①今日の環境問題（持続的発展が可能な社会づくり）

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や都市化の進展及びライフスタイルの多様化などが背景となり、自動車騒音、不法投棄、土壤汚染などの都市・生活型の問題、さらには温室効果ガスによる地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨といった地球規模の問題や化学物資の問題まで、広範囲に及んでいます。

これらの環境問題を解決するためには、地球全体を視野に入れ、中・長期的な視点から、市民、事業者、行政が一体となって、環境に配慮した取り組みを推進し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成が求められています。

②国の策定状況（第三四次環境基本計画）

我が国では、平成 5 年 11 月に「環境基本法」を制定し、翌 6 年に「環境基本計画」を策定しました。その 6 年後に「第二次環境基本計画」を、平成 18 年 4 月には「第三次環境基本計画」が、平成 24 年 4 月には「第四次環境基本計画」が策定されたところです。

また、環境基本法第 36 条では、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施することが規定されています。

○計画見直しにあたって

今回の計画見直しにあたっては、平成20年3月に策定した現計画を踏まえつつ、各種データの時点修正に伴う対応、市民アンケート調査に基づく市民意識の変化に伴う対応、施策の進捗状況に伴う対応、社会経済状況の変化に応じた対応など、様々な状況の変化に伴う見直しを行うこととします。

3. 計画策定の視点

『わかりやすく』・『宗像の特徴を活かす』・『みんなで参加する』

「宗像市環境保全条例」の基本理念をふまえ、より宗像ならではの環境像をめざすため、計画策定における基本的な視点をこのように定めました。

これは、策定にあたって

- ①一般市民がみてもわかりやすい構成の計画にする
- ②宗像の個性や特性を勘案した独自性豊かな計画づくりをする
- ③市民活動へと着実につなげていく計画内容とする

という3つのことを基本的な視点とするものです。

○「宗像市環境基本条例」の基本理念

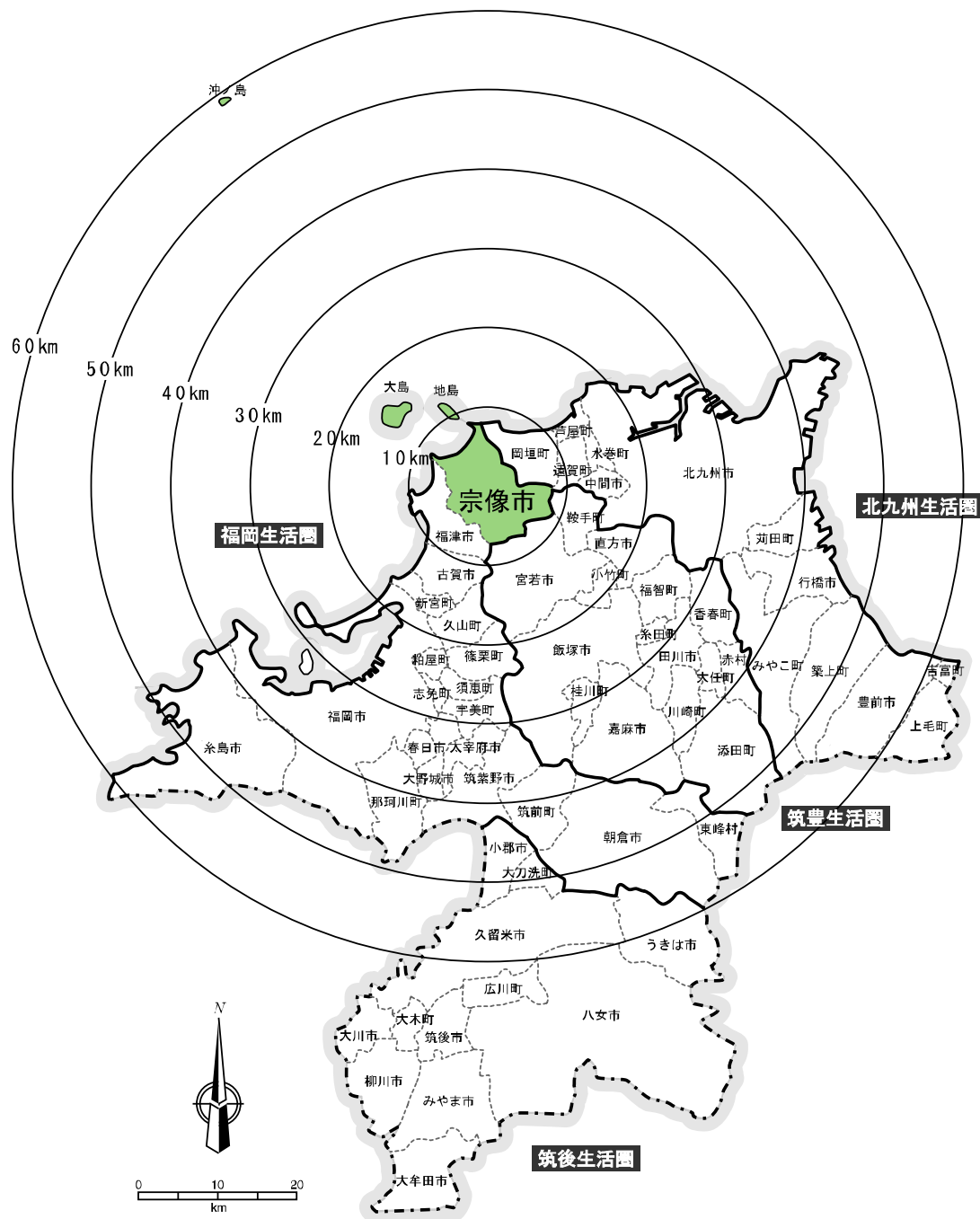
宗像市環境基本条例(平成15年4月1日 条例第100号) 抜粋

(基本理念)

- 第2条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
- 3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、市民及び事業者が日常生活及び事業活動において配慮することにより推進されなければならない。

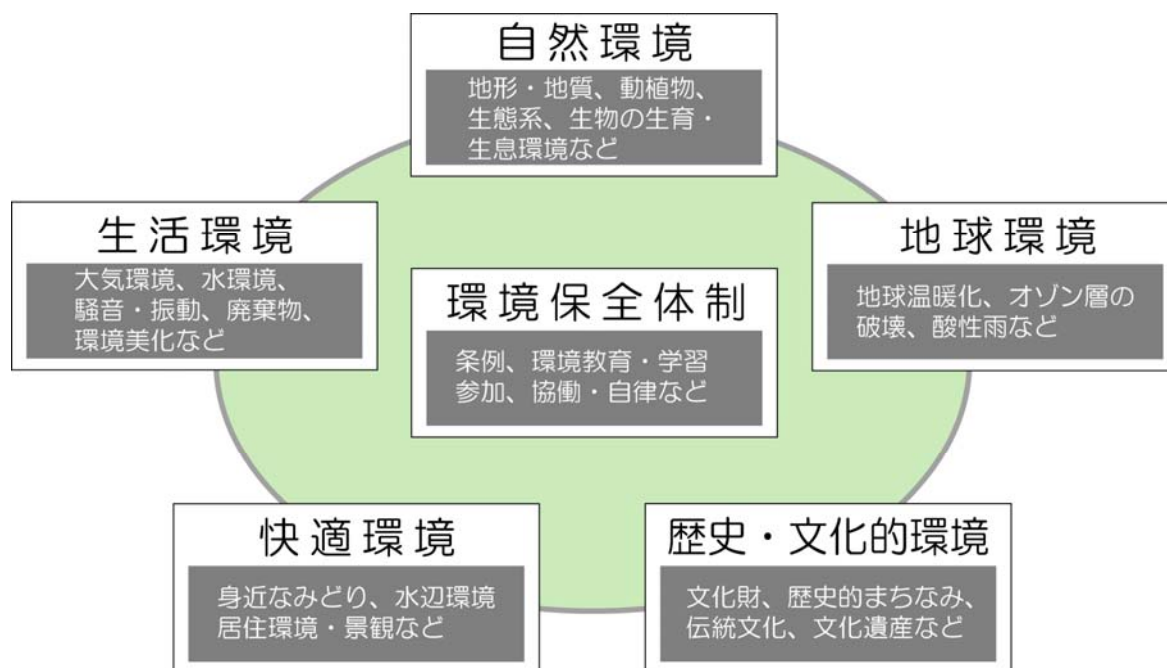
4. 対象とする地域と環境

計画の対象地域は宗像市全域としますが、宗像市単独では解決が困難な広域的な問題については、周辺自治体や国、県と連携、協力して取り組んでいきます。



■計画の対象地域と位置

また、対象とする環境は、自然環境、生活環境、快適環境、歴史・文化的環境、地球環境及び環境保全体制とします。



■対象とする環境

5. 計画の期間

計画の期間は、平成 20 年度から平成 29 年度の 10 年間とします。

中間年の平成 24 年度に見直し作業を行い、平成 29 年度には全面改定しますが、計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する大きな変化などが生じた場合には改定を行います。



■計画の期間

6. 計画の構成

計画の構成は以下のとおりです。

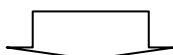
序章 救おう！水のゆたかな地球。引き継ごう！緑豊かなむなかた。

- ・計画に込めた思い



第1章 環境基本計画の概要

- ・計画の基本的な事項(策定の趣旨、位置づけ、必要性、策定の視点、対象範囲、計画期間、計画の構成)



第2章 めざす環境像と目標

- ・めざす環境像
- ・実現に向けた目標
- ・施策の体系

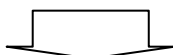


第3章 目標達成に向けた方向性

- ・優れた自然と共生するために
 - ・住み良いまちを持続するために
 - ・うるおいある地域を創るために
 - ・美しい地球のために
- 【協働と自律をめざして】

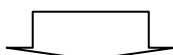
第4章 主要環境プログラム

- ・「釣川グリーンネット基本構想・計画」の推進
- ・循環型社会づくりの推進
- ・地域資源活用の推進
- ・暮らしの中の省エネルギー対策の推進
- ・協働による計画の推進



第5章 計画の推進

- ・計画の推進体制、進行管理など



第6章 環境配慮の方向性

- ・環境配慮の概要

第 2 章

めざす環境像と目標

1. めざす環境像
2. 実現に向けた目標
3. 施策の体系



■カノユリ(自然環境調査:植物分野より)
本市の里山に咲く「市の花」カノユリ

1. めざす環境像

自然と歴史のふるさと 住みたいまち 宗像

宗像市は、城山や許斐山などの山々や市街地を取り囲む農地、玄界灘へと注ぐ釣川、海域には大島や地島、勝島、そして沖ノ島など、山林から田園、海、離島に至るまで、豊かな自然や歴史、文化に恵まれています。

この豊かな宗像の自然と歴史を、市民との協働によって守り、育て、創り、そして次の世代へとつなげていき、心が安らぐふるさとづくり、ずっと住みたいまちをめざします。

○めざす環境像と「第1次宗像市総合計画」

「第1次宗像市総合計画」では、人と人のつながりやコミュニケーションを大切にし、それぞれが役割と責任を果たしてまちづくりをめざすという「協働」「共生」「自律」の3つの基本理念によって、都市像「海・山・川に恵まれ、教育・文化と歴史がいきるコミュニティのまち宗像」づくりを進めていくとされています。

総合計画におけるまちづくりの将来像を、環境面から実現していくためには、豊かな自然や歴史・文化を基本に、市民や事業者(農業者や漁業者を含む)、行政が「協働」「共生」「自律」の基本理念をふまえつつ、環境の保全と創造に努めていく必要があります。

めざす環境像は、このような観点からこれからの環境行政の目標として定めたものです。

また、めざす環境像を実現するための環境分野ごとの目標は以下のように定めます。

環境分野	実現に向けた目標
(1) 自然環境	優れた自然と共生するために
(2) 生活環境	住み良いまちを持続するために
(3) 快適環境及び歴史・文化的環境	うるおいある地域を創るために
(4) 地球環境	美しい地球のために

2. 実現に向けた目標

めざす環境像の実現に向けた目標及び基本的な考え方は以下のとおりです。

(1) 優れた自然と共生するために

→ 自然の恩恵に感謝し、「自然環境」を守っていく。

宗像市には、釣川を中心として、森林や田畑、ため池、離島や海岸など豊かで優れた自然が多く存在しています。この豊かな自然の恵みは、昆虫や野鳥など様々な生き物が暮らしていくための基盤となっています。

私たち市民は、美しい風景を眺めたり、生き物とふれあうなどの自然そのものの持つ恵みと、自然が育んだ食料や水などの恵みという両方の恩恵を受けていますが、いずれも豊かな大地や海など、地域の自然環境からもたらされる恩恵なのです。

特に、私たちの生命・健康維持の源である食料や水などは、自然との関わりの深い農林水産業の継続によって守られてきました。自然環境の保全や安心な食材の確保などのためには、農林水産業の振興は重要であり、自然の恵みだけでなく従事者の努力にも感謝すべきでしょう。

私たちはこの豊かな自然と共に暮らしていくために、釣川を中心とした取り組み(「釣川グリーンネット基本構想・計画」)や自然公園法など関連法に基づく整備を行います。また、同時に産業、特に第一次産業の振興に伴う環境の保全に努めていきます。

(2) 住み良いまちを持続するために

→ 暮らしに必要な「生活環境」の整備を行い、次世代に引き継ぐ。

私たちの周りを取り囲む大気や生活に必要な水などは、私たちが生きていく上で基本的なものであり、かつ欠かすことはできません。私たちの健康で快適な暮らしが保証されるためには、生活に欠かせない環境が正常に保たれている必要があります。

そのためには、ごみなど廃棄物の適正処理や下水道整備の推進というまでもありませんが、ポイ捨てごみやペットのふん対策など生活型公害への対応、対策を行い、生活環境の更なる向上を図ります。

このような事業に加え、ごみ減量やリサイクルの推進、有効資源の再生利用、地産地消[※]の推進などを行い、循環型社会を構築し、次世代にも住み良いまちを継続するよう維持向上に努めます。

[※]地産地消：地域生産地域消費(地元生産、地元消費)の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。農林水産などの分野で使われることが多い。

（３）うるおいある地域を創るために

→ “地域資源”を活用し「快適環境」「歴史・文化的環境」を創造する。

私たちの暮らすまちは、山や川を中心として、海や島々、森林や田畑、ため池、海岸など優れた自然が存在しますが、それだけではなく、先人たちがつくりあげてきた歴史や文化など様々な地域が固有で持っている財産＝「地域資源」を多く有しています。また、農業・林業や水産業といった第一次産業も地域固有の資源となるもので、本市の特徴の一つといえます。

これらの地域固有の資源に加えて、公園に咲くきれいな花々、きらきらと輝く水面、美しい景色などの身近な緑や水辺は、私たちの暮らしにゆとりとうるおいを与えてくれます。

このように、まち全体が所有している共通の財産である地域資源を保全しつつ、有効に活用していきます。また、これらの財産を活かしながら、魅力のある美しい街並みを創り出すことによって、更にゆとりとうるおいのある地域づくりに努めます。

（４）美しい地球のために

→ 私たちにもできる「地球環境」に優しい小さなことから始める。

私たちは、戦後の復興から急速な高度経済成長を経て、便利で豊か、そして快適な暮らしを手に入れました。その反面、地球温暖化や砂漠化、酸性雨など地球規模での環境問題というしっぺ返しが起こり、日々深刻化しています。

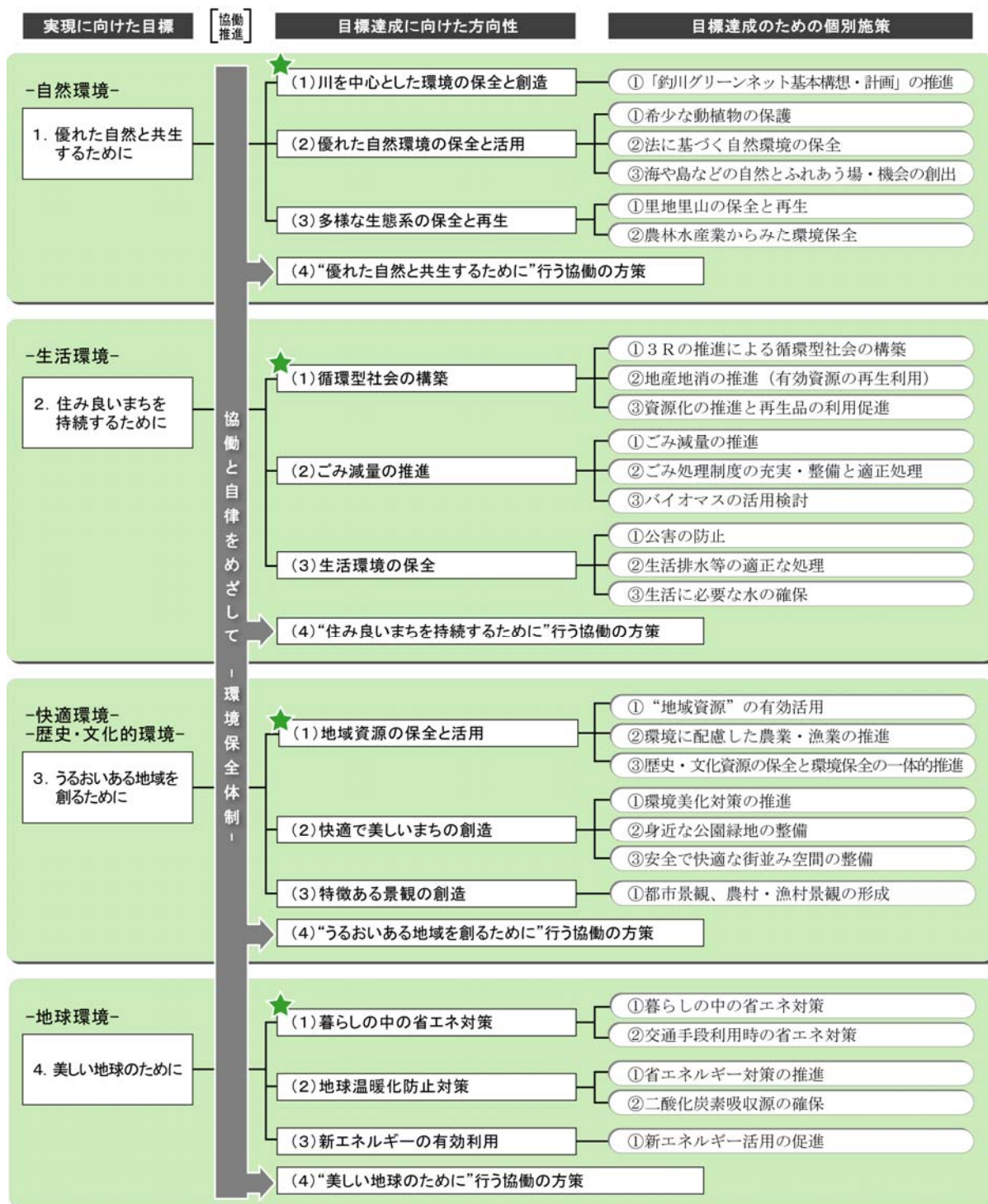
このような地球規模の環境問題は、私たちの日常生活とはかけ離れた、地球の反対側で起こっていると考えてしまいがちですが、近年の異常気象の発生状況をみても、地球温暖化は身近な問題として実感できるのではないのでしょうか。

私たちが家庭や地域でできる環境に優しい小さなことが、地球環境に対して大きな関わりをもたらすこと、そしてそれが私たちの住んでいる宗像市の環境にも反映していくということを、日常生活の中でみんなと一緒に考えていながら、この美しい地球を、そしてこの美しい宗像のまちを次世代に引き継いでいくように努めます。

3. 施策の体系

めざす環境像

自然と歴史のふるさと 住みたいまち 宗像



★は、めざす環境像の実現に向けた目標を達成するための宗像市の特徴的な施策の方向性(第4章参照)

第 3 章

目標達成に向けた方向性

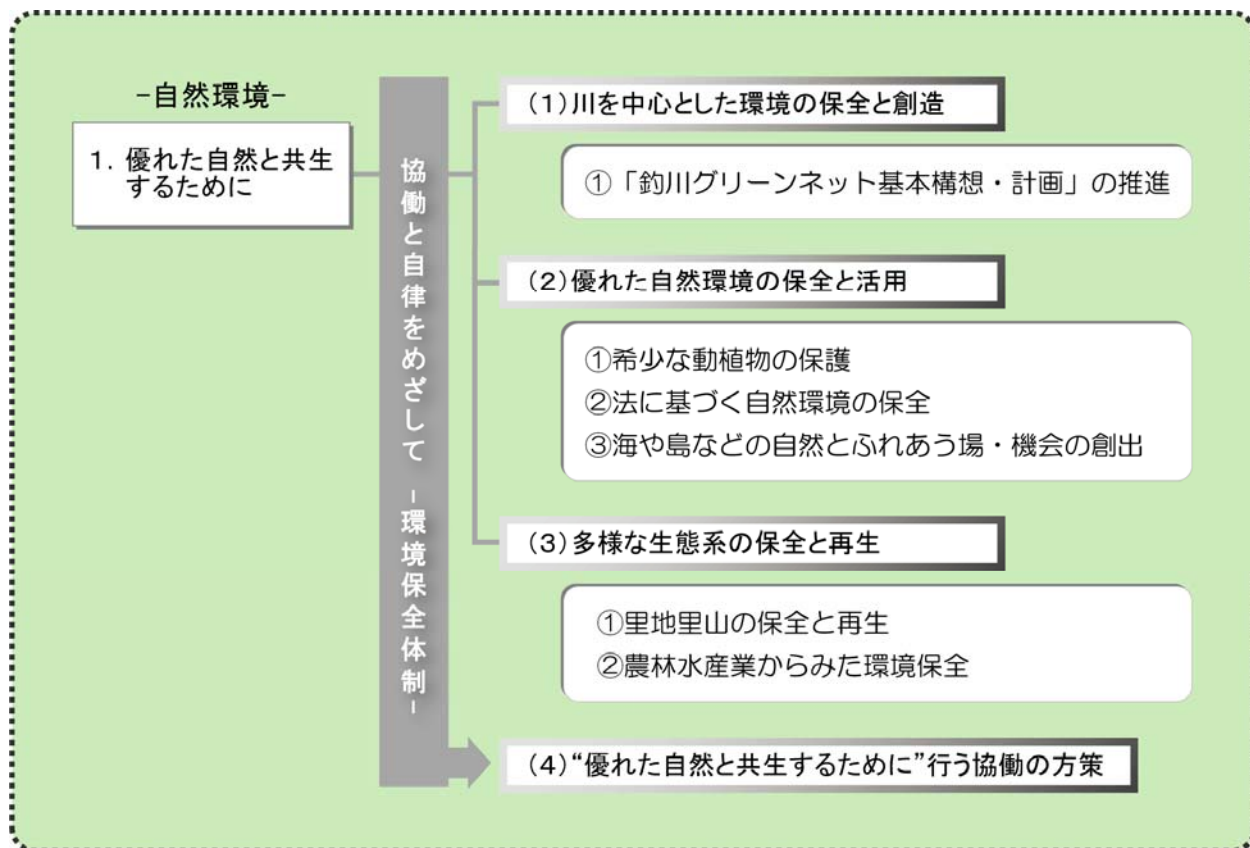
1. 優れた自然と共生するために
2. 住み良いまちを持続するために
3. うるおいある地域を創るために
4. 美しい地球のために



■オオミズナギドリ(自然環境調査:鳥類分野より)

沖ノ島で集団営巣しており、10 万羽以上が生息すると推定されています

1. 優れた自然と共生するために



1. 優れた自然と共生するために

(1) 川を中心とした環境の保全と創造

(2) 優れた自然環境の保全と活用

(3) 多様な生態系の保全と再生

(4) “優れた自然と共生するために” 行う協働の方策

(1) 川を中心とした環境の保全と創造

1) 現状と課題

○釣川は「むなかたのシンボル」的な存在のひとつです

本市の地形は釣川流域とほぼ一致しており、釣川を通じて水源地の山々から玄界灘まで一つにつながっています。

釣川は、本市の自然のシンボリックな存在のひとつであるとともに、市民の生活を支える大切な水源でもあります。

市民アンケート調査結果(平成 24 年度)でも、守るべき環境として最も多く支持された場所は釣川で、主な理由は人が住む条件の整った中にある川だから、野鳥が多いからという意見が多くありました。

しかし、改善が必要な場所として指摘された場所もまた釣川で、主な理由はごみや雑草などが多いという指摘でした。また、水や水辺とのふれあいに関する満足度は、32.3%と低くなっています。

釣川の持つ素晴らしい環境は守り、改善すべき環境は協働によって改善していく必要があります。



■釣川とその主な支流

新立山周辺を源流とする釣川は、支流の八並川の上流部を除けば、流域がほぼ釣川流域と同じまとまった一つの系を成しています。

2) 目標達成のための個別施策

①「釣川グリーンネット基本構想・計画」の推進

- 30年後の釣川の未来を描いた「釣川グリーンネット基本構想・計画」を推進します。釣川グリーンネット計画では、自律のルールづくりや水源の森づくりなどの水循環の再生、体験学校や水辺教室などの水文化の再生、植樹活動や清掃活動などの美しい風景の再生などの3つの協働事業をはじめ、重点地区や活動拠点の位置づけ、水辺の環境整備の推進などが掲げられています。



■釣川グリーンネット基本構想・計画

1. 優れた自然と共生するために

(1) 川を中心とした環境の保全と創造

(2) 優れた自然環境の保全と活用

(3) 多様な生態系の保全と再生

(4) “優れた自然と共生するために” 行う協働の方策

(2) 優れた自然環境の保全と活用

1) 現状と課題

○海・山・川など多彩な自然に恵まれています

沖ノ島は、「沖ノ島原始林」として国の天然記念物に指定されるとともに、大島の一部も含めて福岡県自然環境保全地域に指定され、また、さつき松原などの海岸部や地島、勝島などの島しょ部は玄海国定公園に指定されています。

しかし、本土側の海浜では、海岸構造物による潮流の変化や河川からの供給土砂の減少などに伴う海岸浸食が進行しています。また、さつき松原では、松くい虫による被害が拡大するなど、白砂青松の美しい景観が失われていく可能性がありますので、その保全対策が必要です。

国の天然記念物にも指定されているカラスバトをはじめ、世界的にも個体数の減少が危ぶまれているヒメクロウミツバメ、カンムリウミスズメなど、国や福岡県のレッドデータブックに記載されている希少な動植物が数多く生息・生育していますので、その保護が必要です。

市民アンケート調査結果(平成 24 年度)によると、自然景観の美しさや緑とのふれあい、生き物とのふれあいなどは概ね満足している傾向にあります。また、自然環境の保全に関する施策の重要度は最も高くなっています。私たちは、このような優れた自然を守り、未来に引き継いでいく責務があります。



■沖ノ島(自然環境調査:地形・地質分野より)
国の天然記念物に指定されている「沖ノ島原始林」



■さつき松原
松くい虫被害が深刻化するさつき松原

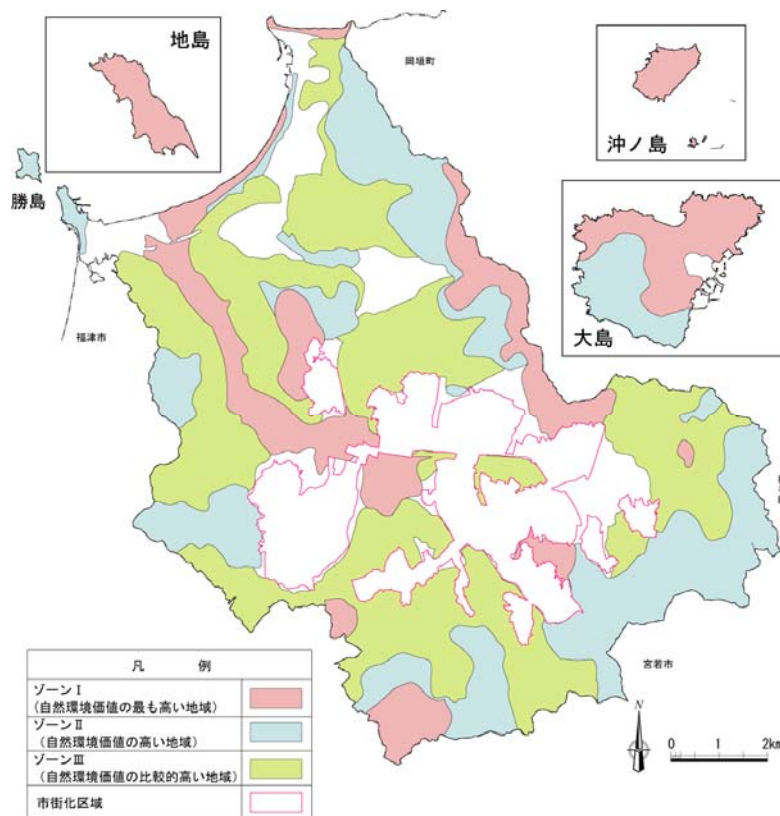


■ヒメクロウミツバメ(自然環境調査:鳥類分野より)
環境省レッドデータブック(RDB):絶滅危惧Ⅱ類、福岡県 RDB:
絶滅危惧ⅠA 類

■重要な自然を有する地域

地 域	主な構成要素		
	地形・地質	植生・植物	動物
沖ノ島・小屋島	海底火砕岩	海岸風衝低木林、照葉樹高木林、オオタニワタリ、ヒゼンマユミ等	ヒメクロウミツバメ、カンムリウミスズメ、オオミズナギドリ、チャイロチビゲンゴロウ等
地島遠見山周辺	地島東海岸の海食崖	東・北斜面の自然植生、クワノハエノキ、キノクニスゲ等	カラスバト、ミサゴ、ハヤブサ、ニホンヒキガエル等
大島中央～北部	大島北西部の古第三紀層	御嶽周辺の照葉樹高木林、マルバニッケイ、ダルマギク等	カラスバト、ニホンイシガメ、ヒメボタル等
孔大寺山・弥勒山・金山・城山周辺	宗像市北東部の残丘山地群	孔大寺山～白山の照葉樹高木林、弥勒山の夏緑樹二次林、ハナカズラ、ツルギキョウ等	ヤマドリ、サンコウチョウ、サシバ、カスミサンショウウオ、ブチサンショウウオ、ヒメボタル等
さつき松原	砂浜海岸と砂丘地形	砂丘草原、塩沼地草原、カワラサイコ、クサスギカズラ等	ヨタカ、アカウミガメ等
釣川中流～下流周辺	釣川河谷に沿った海成層の湾入	鎮国寺境内の照葉樹高木林、ハンゲショウ、アゼオトギリ等	カヤネズミ、ミサゴ、タマシギ等
吉田・多礼貯水池周辺	—	イヌセンブリ、リンドウ等	カヤネズミ、トモエガモ、オオタカ等
許斐山	浸食残丘	山頂付近の照葉樹高木林、ホザキケマン、カノコユリ等	ヤマドリ、サシバ、ヒオドシチョウ等
磯辺山周辺	磯辺山西方の結晶片岩	ヤシヤブシ、ニッケイ	カヤネズミ、キビタキ、キジ、タゴガエル等
名残	—	田代集落後背丘陵の照葉樹高木林、シイモチ	ミゾゴイ、オオタカ、カスミサンショウウオ、クロセセリ等
八所宮	—	照葉樹高木林、トキワガキ、エビネ等	アオバズク等
鐘崎海岸	—	鐘ノ岬の自然植生、ウマノスズクサ、シマモクセイ等	—

[資料:宗像市自然環境調査報告書]



■重要な自然環境の位置

3段階で評価された自然環境調査結果に市の政策判断を加えて、総合的に評価した自然環境の価値を示しています。

2) 目標達成のための個別施策

①希少な動植物の保護

- 希少な動植物の保護対策を推進し、生息・生育環境を保全します。
- 希少動植物の生息・生育地及びその周辺環境の保全に努めます。
- 自然環境調査結果(平成18年度)を活用し、宗像市版レッドデータブック(RDB)や自然観察ガイドブックの作成、「むなかた電子博物館」の充実を図ります。



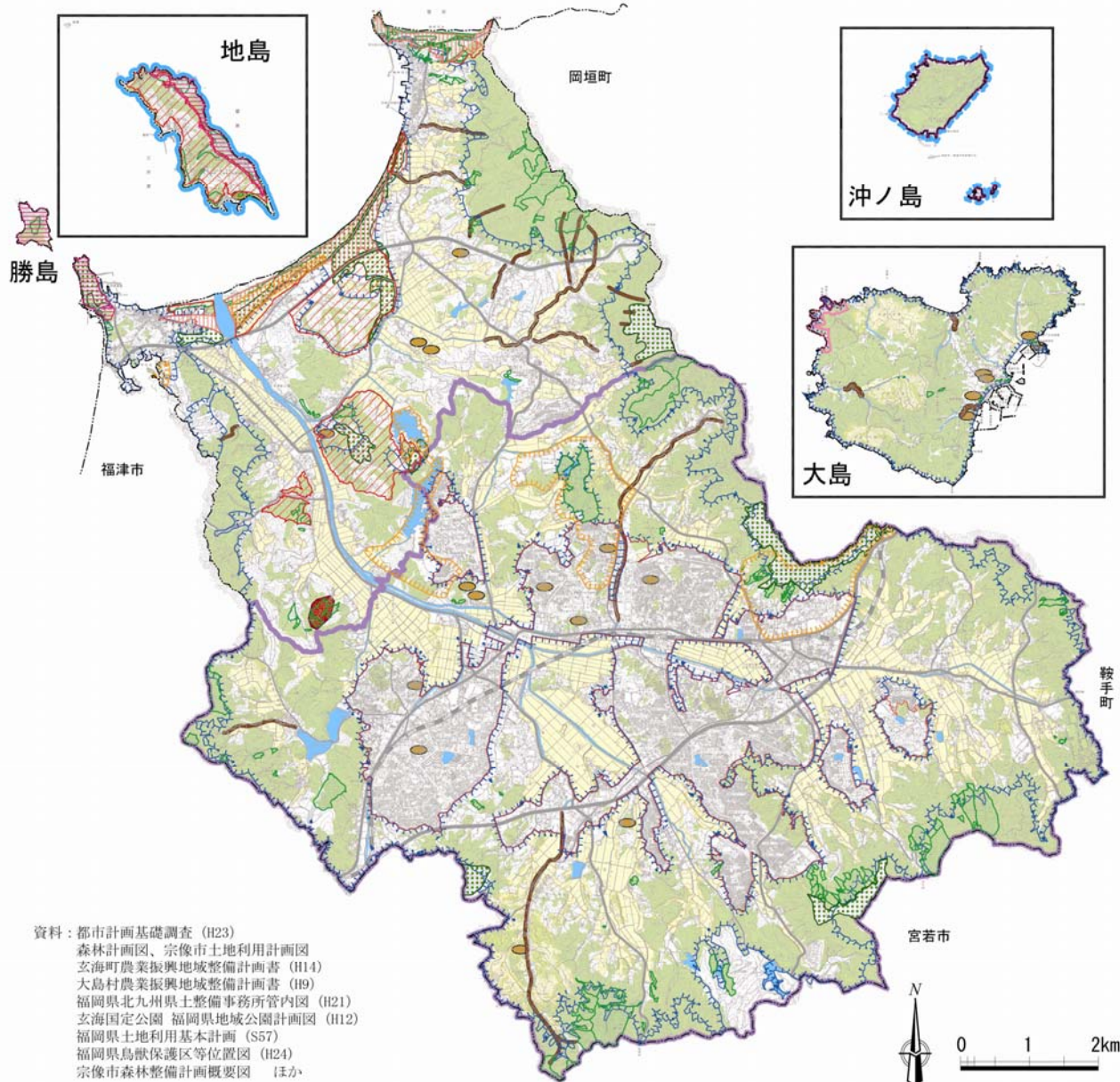
■宗像市公式ホームページにある「むなかた電子博物館」
市内で見つけた動植物の情報を自由に書き込むことができます。

②法に基づく自然環境の保全

- 国土利用計画法や都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用関連法に指定された地域の保全を図り、自然環境の保全及び優れた自然景観の向上に努めます。
- 国や福岡県などの関係機関との協議により大島地域の国定公園化や各種法律に基づく指定区域の拡大などを検討します。

③海や島などの自然とふれあう場・機会の創出

- 海岸や離島、山林などの自然とのふれあいの場を整備するとともに、自然観察会など自然とふれあう機会を創出します。
- ため池や海岸などの水辺とのふれあい推進に向けた親水空間を整備するとともに、自然観察のための拠点となる施設の整備を検討します。
- 海岸の豊かな環境を守る白砂青松の維持・創生を行い、海岸部の保全とふれあいの場の確保に努めます。



凡 例	
都市計画区域（都市計画法）	
市街化区域（既に市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）	
農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律）	
農用地区域（農用地等として利用すべき土地の区域）	
保安林（森林法）	
国有林（国有林野の管理経営に関する法律）	
地域森林計画対象民有林（森林法）	
福岡県自然環境保全地域（福岡県環境保全に関する条例）	
特別地区（特に保全を図るべき土地の区域）	
普通地区（特別地区以外の自然環境保全地域）	
水面	
道路	
J R	
玄海国定公園区域（自然公園法）	
特別地域	
第1種特別地域（現在の景観を極力保護することが必要な地域）	
第2種特別地域（特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域）	
第3種特別地域（特別地域の中では風致を維持する必要性の比較的低い地域）	
普通地域（国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海城公園地区に含まれない区域）	
鳥獣保護区（鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律）	
特別保護地区（鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域）	
特定猟具（銃器）使用禁止区域（鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律）	
地すべり防止区域（林野庁所管）（地すべり等防止法）	
急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）	
砂防指定地（砂防法）	

■土地利用関連法に指定された地域の状況

1. 優れた自然と共生するために

- (1) 川を中心とした環境の保全と創造
- (2) 優れた自然環境の保全と活用
- (3) 多様な生態系の保全と再生**
- (4) “優れた自然と共生するために” 行う協働の方策

(3) 多様な生態系の保全と再生

1) 現状と課題

○里山環境の保全が必要です

通常、都市の形成は、河川の下流域に人が集まり、まちが形成され、発展していくことが一般的ですが、本市は釣川の中流域に都市部が形成され、発展してきました。

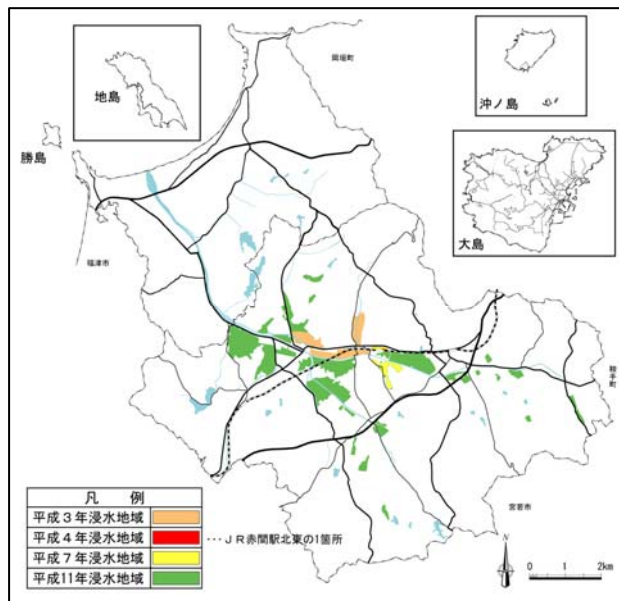
水源地である上流域から水を消費する都市部との距離が近いために、集中豪雨による突発的洪水で冠水する可能性があります。また、山林などの保水機能を十分に発揮するためにも、山林や丘陵地における開発への対応は慎重に進める必要があります。

○農林水産業は自然環境と深く関わっています

農林水産業は、自然環境と最も深く関わっている産業ですが、その従事者は減少傾向にあります。

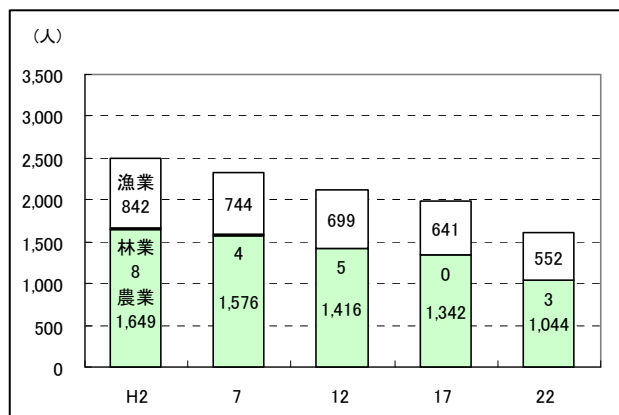
農林水産業の従事者が環境保全に対して寄与してきた役割は大きく、自然への働きかけが減少することは、竹林の繁茂などの里地里山の荒廃、農地の多面的機能の一つである保水能力の低下、水産資源の減少などが進んでいきます。

農林水産業は自然環境の保全に寄与する重要な産業であることを認識し、市民全体で支えていく必要があります。



■既往水害の状況

大雨によって釣川中流域の市街地や水田などが浸水被害を受けています。



■第一次産業人口の推移(国勢調査結果)

5年に一度の国勢調査で毎回減少している第一次産業の人口



■竹林に覆われた里山

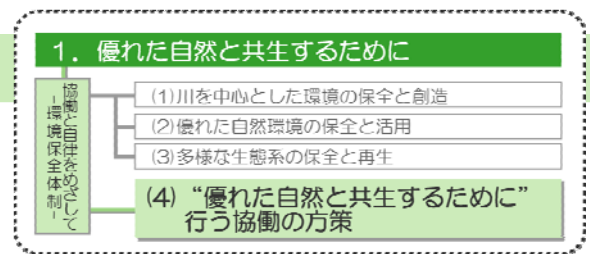
2) 目標達成のための個別施策

①里地里山の保全と再生

- 城山や許斐山などの自然林や新立山などの水源地となる山林を保全します。
- 荒竹林対策や広葉樹の植林など里地里山の保全を図ります。
- 農作物の収穫に対する影響を及ぼす鳥獣被害防止対策を推進します。
- 固有の生態系を保全するために、ブルーギルやオオクチバスなどの特定外来生物の防除対策を推進します。

②農林水産業からみた環境保全

- 耕作放棄地の活用や農業の活性化によって農地の保全を図り、農地の多面的機能である保水力の確保や地域の生態系保全の確保を図ります。
- 農林水産業が自然環境保全に対して重要な役割を持っていることを広く市民に啓発します。



(4) “優れた自然と共生するために” 行う協働の方策

1) 環境教育・環境学習の推進

- 自然環境情報の収集、整理を行い、年次報告書の作成と公開を行います。
- 自然環境学習プログラムを作成し、その活用を図ります。
- 水辺教室やホタルの育成などを実施します。
- 環境啓発講座を積極的に開催し、環境学習の機会を増やします。
- 地域や学校における環境リーダーの育成に努めます。

2) 環境市民団体の育成とネットワーク化

- 自然環境問題に取り組む市民活動団体を育成、支援していきます。
- 釣川クリーン作戦や河川浄化運動など各種団体との協働による活動を推進します。
- 市民活動団体登録制度を活用し、団体間のネットワークづくりを推進します。

3) 環境保全活動の推進

- 地元の専門家の指導を受けながら市民ボランティアによる自然環境調査を実施します。
- 森林整備は水源かん養や良好な漁場の形成にも寄与しているため、植林活動への参加を促進します。
- 市民や事業者による自然環境保護活動の参加を促進します。
- 地域住民で共同活動を行う農地・水保全管理支払交付金(生き物調査など)を活用します。
- コミュニティ活動と環境保全活動が一体となって推進できるしくみをつくります。
- 団塊世代の積極的な取り込みを行います。
- 市民活動の拠点として市民活動交流館※を活用します。

※市民活動交流館：情報収集、相談、学習、育成、交流、活動、創作の拠点。

優れた自然と共生するために

□市民・市民団体・事業者の行う取り組みの具体例

<市民>

- 自然観察会や自然保護活動などに参加する。
- 自然環境調査に協力する。
- 森林や農地の価値を理解し、環境保全活動に積極的に参加する。
- 荒竹林の管理活動に積極的に参加する。

<市民団体>

- 自然観察会や学習会などを企画、実施する。
- 自然環境に関するガイド活動を実施する。

<事業者>

- 土地利用にあたっては自然環境への配慮や周辺景観との調和に十分配慮する。
- 地域住民と協力して環境保全活動に参加する。

□めやすとなる数値目標

1) 自然景観の美しさの向上※

- 自然景観の美しさに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 58.5%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 66.0%にします(平成 24 年度は 64.9%)。

2) 水辺とのふれあいの向上※

- 水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 28.3%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 41.0%にします(平成 24 年度は 32.3%)。

3) 緑とのふれあいの向上※

- 緑とのふれあいに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 53.4%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 62.0%にします(平成 24 年度は 60.8%)。

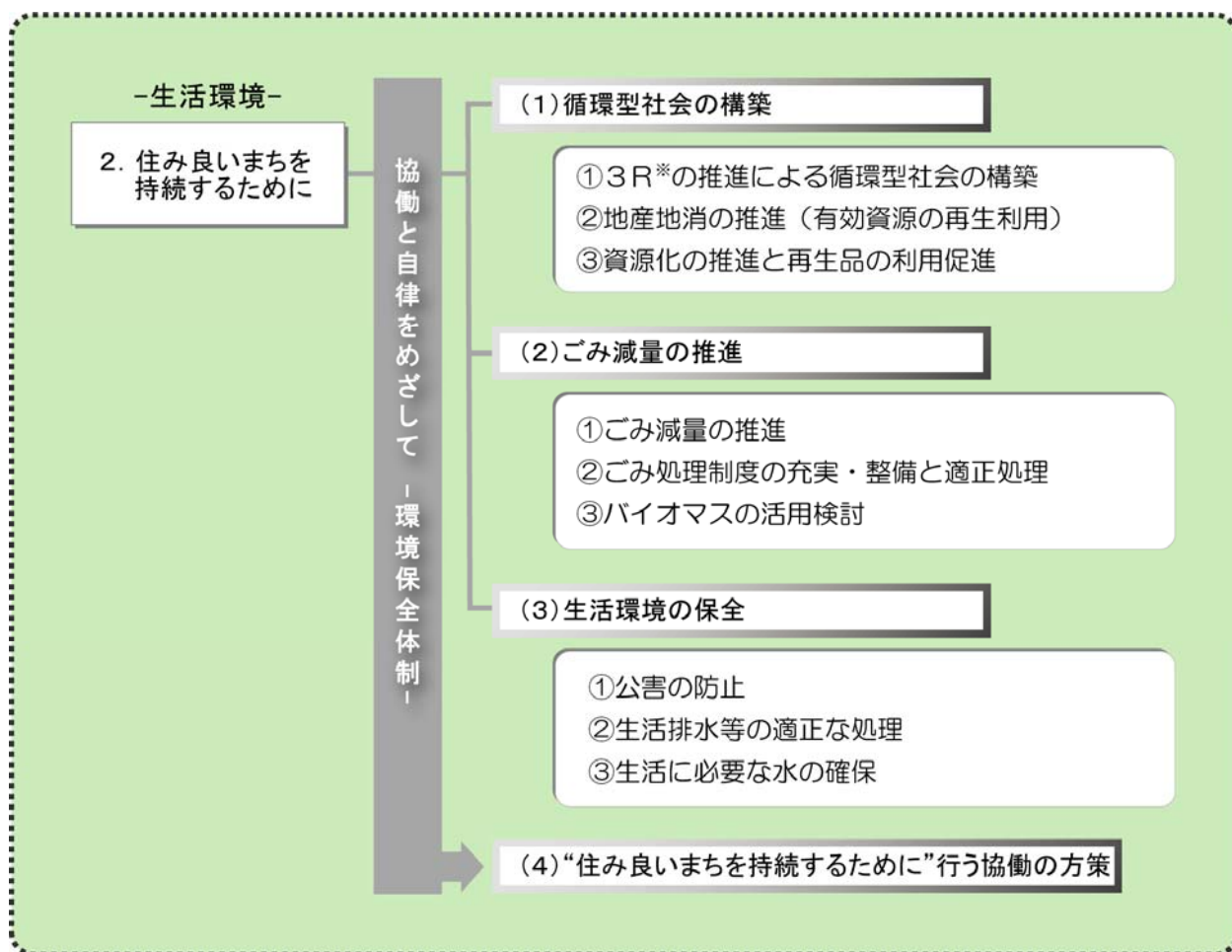
4) 生き物とのふれあいの向上※

- 野鳥や昆虫等とのふれあいに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 43.9%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 51.0%にします(平成 24 年度は 48.1%)。

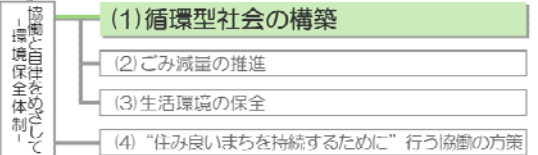
数値目標について

※ 市民の満足度の計画策定時数値は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標数値はアンケート調査(H18 年度)で「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)。

2. 住み良いまちを持続するために



※3R：Reduce(リデュース：ごみの発生抑制)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の頭文字をとった言葉。



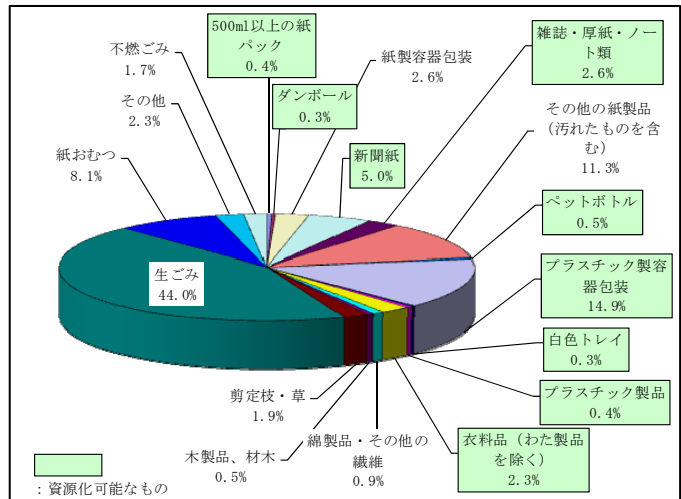
(1) 循環型社会の構築

1) 現状と課題

○燃やすごみの中に資源化可能なものがあります

現在、地域集団回収や分別収集・拠点回収が進められていますが、平成 24 年 2 月に実施した家庭系ごみの 9 割を占める燃やすごみの組成調査では、生ごみの割合が 44%を占め、前回調査(平成 16 年 9 月)の 34%を大きく上回っています。また、資源化が可能なものが 25%以上含まれています。

ごみの分別は資源物として再生使用すると同時に、燃やすごみの減量にもつながりますので、これまで以上にごみ分別の徹底に向けた取り組みが必要です。



■ごみの組成

家庭系の燃やすごみの中身を調べるとプラスチック製の容器包装や新聞紙、ダンボールなど資源化が可能なものが含まれていました。

2) 目標達成のための個別施策

①3Rの推進による循環型社会の構築

- 3Rを推進し、循環型社会を構築します。
- 廃棄物等の発生が少ない製品や環境への負荷の少ない製品の優先的な購入(グリーン購入)を推進します。
- 市民や事業者の協働によるマイバッグ運動など、レジ袋の削減に向けた取り組みを推進します。

②地産地消の推進(有効資源の再生利用)

- 地域全体で生ごみなどの有効資源の再生利用を図るなど、地域循環システムを構築し、第一次産業の振興と環境保全を一体的に図ることができる地産地消を推進します。

③資源化の推進と再生品の利用促進

- 資源物受入施設・ステーションの利便性を向上させるために、運営効率の向上をめざします。
- 生ごみ処理機等での堆肥化などにより、生ごみの減量、資源化を推進します。

2. 住み良いまちを持続するために

- (1) 循環型社会の構築
- (2) **ごみ減量の推進**
- (3) 生活環境の保全
- (4) “住み良いまちを持続するために” 行う協働の方策

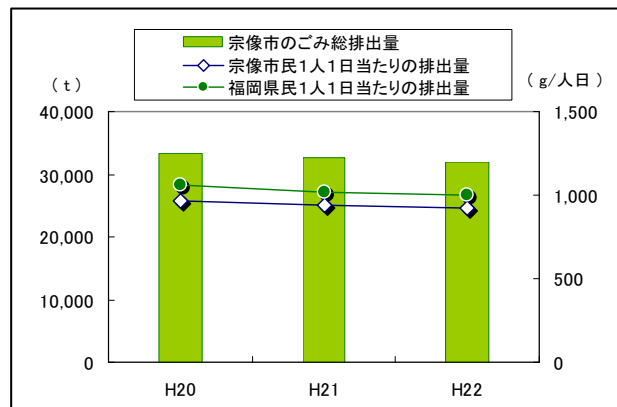
(2) ごみ減量の推進

1) 現状と課題

○ごみ総排出量は減少しつつあります

平成 22 年度の市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 924 グラムで、福岡県民の 1,001 グラムに比べると少なくなっており、年々わずかながら減少傾向にあります。また、ごみの総排出量も減少傾向にあります。

環境への負荷の軽減、循環型社会づくりのためにも、なお一層ごみの減量に向けた取り組みが必要です。



■ごみ排出量の推移(環境省一般廃棄物処理実態調査結果より)
ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)や市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあります。

2) 目標達成のための個別施策

①ごみ減量の推進

- ごみ減量に向けた啓発活動を積極的に行います。
- 生ごみ減量に向けたダンボールコンポスト等の普及に努めます。

②ごみ処理制度の充実・整備と適正処理

- ごみの出し方に関するルールの徹底を図ります。
- ごみの適正処理と効率的な運営を図ります。
- 循環型ごみ処理システムの構築を推進します。

③バイオマスの活用検討

- 生ごみやせん定枝などのバイオマス※の活用の可能性について調査・研究を進めます。

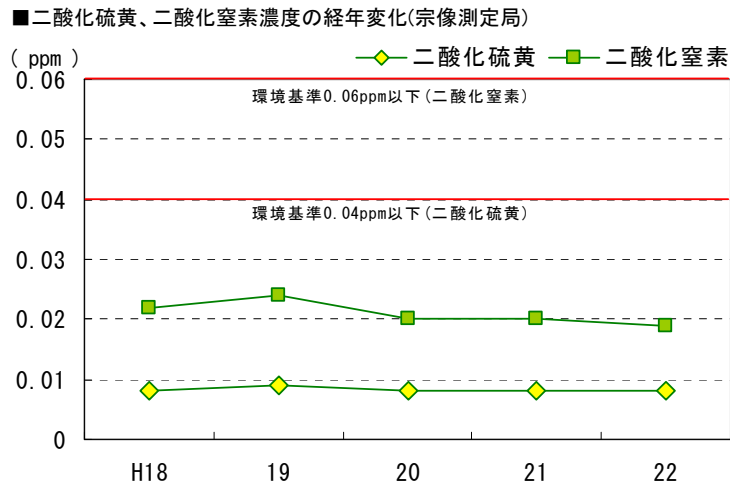
※バイオマス：もともと生物(bio)の量(mass)のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く)をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。

(3) 生活環境の保全

1) 現状と課題

○大気や水などはおおむね良好です

大気環境の状況は、二酸化硫黄(SO₂)や二酸化窒素(NO₂)などの濃度は環境基準を満たしています。



二酸化硫黄: 日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値)
二酸化窒素: 日平均値の年間98%値(年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するもの)

[資料: 福岡県公害関係測定結果]

市内3か所で測定している自動車交通騒音測定結果は、いずれも要請限度^{※1}を超えていません。その他、ダイオキシン類や環境ホルモンなどの結果も環境基準に適合しています。

■自動車交通騒音測定結果(等価騒音レベル^{※2})

(単位: dB)

道路名・測定地点	自動車騒音の限度 (要請限度)における 区域の区分	測定結果	H19	20	21	要請限度
国道3号(1) 自由ヶ丘5-1086-151付近(H19) 自由ヶ丘5-1086-152付近(H20) 自由ヶ丘5-1086-154付近(H21)	a	昼間	65	60	61	70以下
		夜間	59	55	57	65以下
国道3号(2) 自由ヶ丘3-918-33付近(H19) 自由ヶ丘3-918-32付近(H20) 徳重831-3付近(H21)	a	昼間	55	55	65	70以下
		夜間	51	52	61	65以下
県道97号線 (県道福岡宗像玄海線) 田熊1-1-27付近	b	昼間	63	61	64	75以下
		夜間	56	55	57	70以下

[資料: 福岡県公害関係測定結果]

※1 要請限度: 騒音規制法及び振動規制法に基づいて定められた、自動車交通に係る騒音及び振動の基準のこと。この基準を超えた場合、市町村長は都道府県公安委員会等に対して対策の要請等を行うことができることとなっている。

※2 等価騒音レベル: 時間とともに変動する騒音について、一定期間の騒音の代表値を表現する方法のひとつ。騒音に係る環境基準は、従来は騒音レベルの中央値で評価していたが、1999年4月より等価騒音レベルで評価している。

市民アンケート調査でも空気のきれいさや静けさ、日当たりの状況など、生活環境に関する満足度は高くなっています。

○環境の満足度ベスト5

- 1位：日当たりの状況(81.3%、前回1位 79.9%)
- 2位：空気のきれいさ(71.6%、前回3位 67.6%)
- 3位：周辺の静けさ(70.8%、前回2位 70.8%)
- 4位：自然景観の美しさ(64.9%、前回4位 58.5%)
- 5位：緑とのふれあい(60.8%、前回5位 53.4%)

※()内は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合

[市民アンケート調査結果(H24年度)より、前回はH18年度調査]

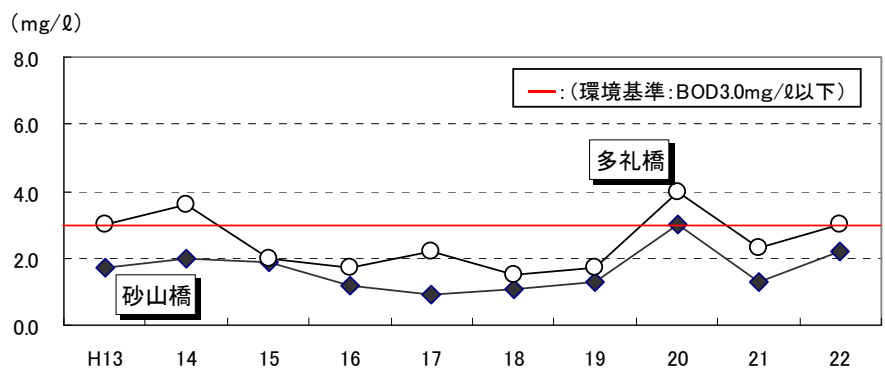
このように、生活環境の現況は環境基準を満たしており、概ね良好な状態にありますが、光化学オキシダントについては、全国のほとんどの測定局及び福岡県内全ての測定局で環境基準を達成できていません。

各種法律に基づく環境基準を維持しつつ、より良い状況へと向上していく必要があります。

○玄海地域の下水道への接続^{※1}拡大が必要です

釣川に2地点ある環境基準点のBOD^{※2}はいずれも環境基準値を下回っており、良好です。

■河川水質の経年変化(BOD75%値)



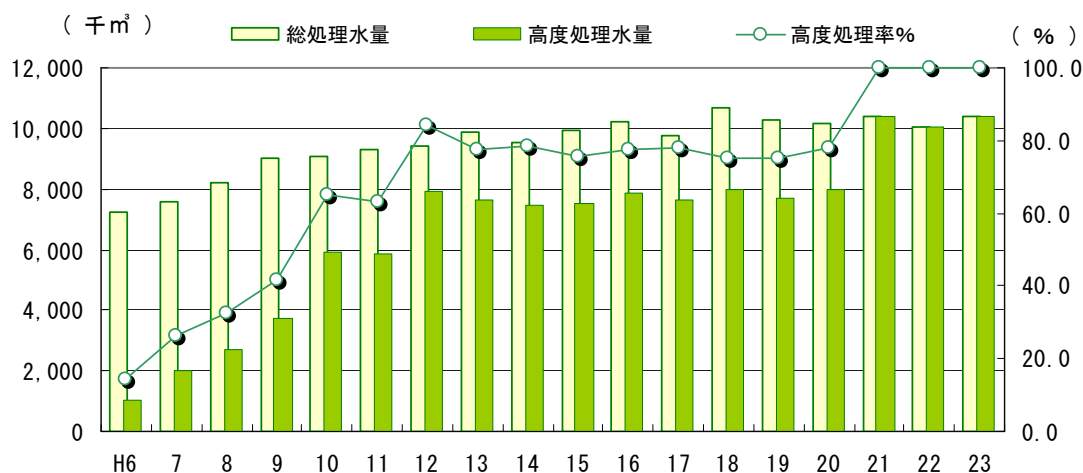
[資料:福岡県公害関係測定結果]

※1 接続：市が道路等に埋設した下水道管に、個人等が家庭等の汚水を流すために排水設備工事を行い接続すること。

※2 BOD、BOD75%値：BODは、Biochemical Oxygen Demandの頭文字をとったもので、「生物化学的酸素要求量」という。これは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、数字が小さいほど水質がよいとされる。
75%値とは年間のBOD日間平均値の全データを数字の小さいものから順に並べ、0.75×n番目(nはデータの数)の値のことで、BODの環境基準の評価はこの値で行う。

これは、公共下水道や集落排水施設等の下水道整備と高度処理(公共下水道)の導入が大きく貢献していると考えられます。また、玄海地域の下水道整備はほぼ終了し、今後、各家庭などからの下水道への接続が拡大すれば、水質の改善がさらに進むものと思われます。

■宗像終末処理場における高度処理率の推移



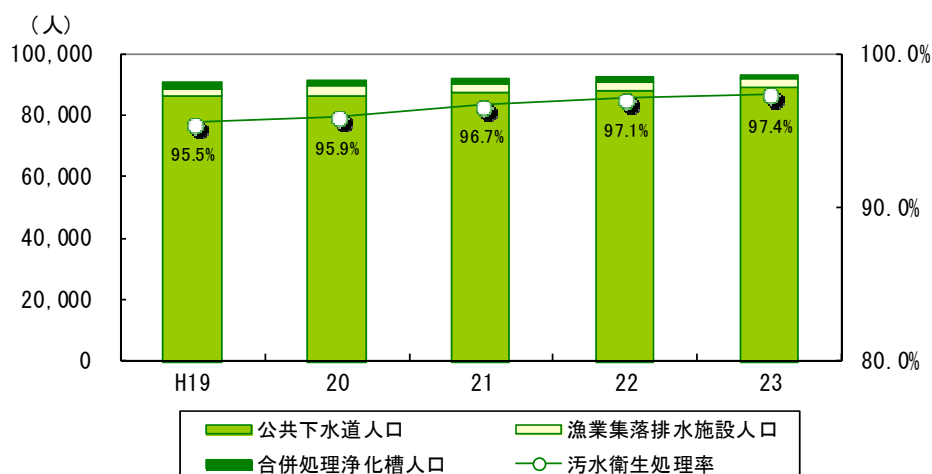
[資料:下水道課]

■下水道の普及率(H24年3月現在)

	世帯数 (戸)	処理区域戸数 (戸)	普及率 (%)
宗像地域	35,054	34,856	99.4%
玄海地域・大島地域	4,104	3,661	89.2%
宗像市	39,158	38,517	98.4%

[資料:下水道課]

■汚水衛生処理率の推移



※汚水衛生処理率: 各種生活排水処理施設の水洗化人口 ÷ 行政人口 × 100

[資料:宗像市一般廃棄物処理基本計画]

2) 目標達成のための個別施策

①公害の防止

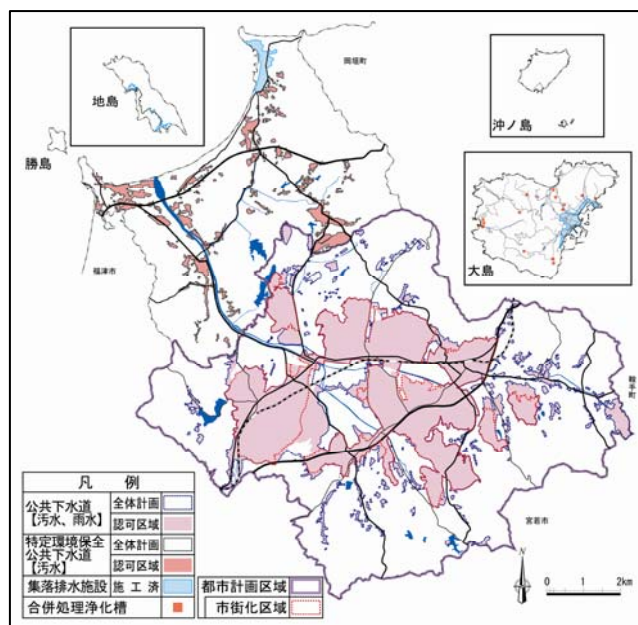
- 生活環境を保全するために公害監視体制の強化に努めます。
- 光化学オキシダントに関する注意報や警報が発令された場合または発令されそうな場合は、速やかに市民に対して注意を呼びかけます。
- 市民生活に伴うごみの不法焼却や空地の管理などの生活型公害への対応と啓発活動を推進します。

②生活排水等の適正な処理

- 下水道処理区域外では合併処理浄化槽の設置により、し尿及び雑排水の適正処理を推進します。
- 玄海地域における下水道への接続を推進します。

③生活に必要な水の確保

- 水道普及率の向上を図るとともに、安全供給や安全性の確保に努めます。
- 漏水調査の実施と早期発見、逐次修理を行い、効率的な水利用に努めます。



■下水道施設整備状況

2. 住み良いまちを持続するために

協働と自治を促すとして
環境保全体制として

(1)循環型社会の構築

(2)ごみ減量の推進

(3)生活環境の保全

(4) “住み良いまちを持続するために”
行う協働の方策

(4) “住み良いまちを持続するために” 行う協働の方策

1) 環境教育・環境学習の推進

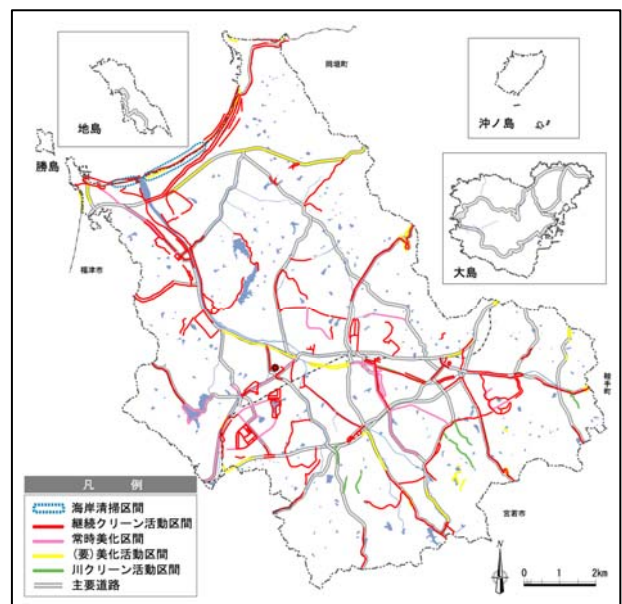
- 生活環境情報の収集、整理を行い、年次報告書の作成と公開を行います。
- 生活環境学習プログラムを作成し、その活用を図ります。
- 食廃油石けんづくりなどの活動を支援します。
- 環境啓発講座を積極的に開催し、環境学習の機会を増やします。[再掲]
- 地域や学校における環境リーダーの育成に努めます。[再掲]

2) 環境市民団体の育成とネットワーク化

- 生活環境問題に取り組む市民活動団体を育成、支援していきます。
- 市民活動団体登録制度を活用し、団体間のネットワークづくりを推進します。
[再掲]

3) 環境保全活動の推進

- 市民による地域美化活動を促進します。
- アダプトプログラム※などの地域清掃活動への参加を促進します。
- 地域住民で共同活動を行う農地・水保管理支払交付金(水路の泥上げ、草刈りなど)を活用します。
- コミュニティ活動と環境保全活動が一体となって推進できるしくみをつくります。[再掲]
- 団塊世代の積極的な取り組みを行います。[再掲]
- 市民活動の拠点として市民活動交流館を活用します。[再掲]



■ボランティアによる清掃活動区間

市民や団体、事業者などによる熱心な地域美化活動が行われています。

※**アダプトプログラム**：1985年にアメリカ・テキサス州で始まった清掃活動で、アダプトとは「adopt＝養子にする」という意味。里親である団体・個人が一定区間の道路を、愛情と責任を持って清掃活動をする。アダプトした道路区間には、団体名を表示し、通行者に対して道路美化の啓発を行うとともに、清掃活動に対する参加意欲を高める効果を期待し、市内ではクリーンアップむなかたの熱心な取り組みにより、道路や海岸の環境美化は著しく改善している。

住み良いまちを持続するために

□市民・市民団体・事業者の行う取り組みの具体例

<市民>

- ごみの分別を徹底する。
- 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにする。
- 買いすぎ、作りすぎに注意して食べ残しを出さないようにする。
- 地域を守るために不法投棄等を監視する。
- テレビやラジオなどの音量は近所の迷惑にならないようにする。
- 自動車の空ふかしや不要なクラクションを鳴らさないようにする。
- 環境に良いシャンプーや食廃油石けんを使用するなど生活排水に気をつける。

<市民団体>

- 公害の監視活動を行う。
- 循環型社会づくりについての勉強会などを企画、実施する。
- ごみの分別収集やごみ減量、リサイクル運動を進める。
- フリーマーケットなどを企画、実施する。
- 不法投棄防止のための監視活動に協力する。

<事業者>

- 工事の際には地域住民の迷惑にならないよう、騒音や振動などに気をつける。
- レジ袋の削減に向けた取り組みに協力する。
- 深夜営業店舗では音が漏れないように注意する。
- 産業廃棄物は適正に処理する。
- アダプトプログラムに登録し、地域美化に積極的に参加する。

□めやすとなる数値目標

1) ごみ総排出量の抑制※1

- ごみ総排出量を、平成 16 年度の 36,740 トンに対して、目標年次(平成 27 年度)に 28,573 トンにします(平成 23 年度は 32,502 トン)。

2) リサイクル率の向上※1

- リサイクル率を、平成 16 年度の 29.2%に対して、目標年次(平成 27 年度)に 31.9%にします(平成 23 年度は 29.4%)。

3) ごみ処理量の減少※1

- ごみ処理量を、平成 16 年度の 30,722 トンに対して、目標年次(平成 27 年度)に 23,176 トンにします(平成 23 年度は 27,656 トン)。

4) 散乱ごみの減少※2

- ポイ捨てなどの散乱ごみの少なさに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 28.6%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 46.0%にします(平成 24 年度は 37.9%)。

5) 水のきれいさの向上※2

- 川や池、海の水のきれいさに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 34.7%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 49.0%にします(平成 24 年度は 45.8%)。

6) 汚水衛生処理率の向上※3

- 汚水衛生処理率を、平成 16 年度の 93.2%に対して、目標年次(平成 27 年度)に 96.7%にします。平成 23 年度の実績は 97.4%と目標数値を上回っていますが、引き続き処理率の向上を図ります。

7) 市民モラルの向上※2

- 住民の環境に関するモラルに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 26.6%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 43.0%にします(平成 24 年度は 34.6%)。

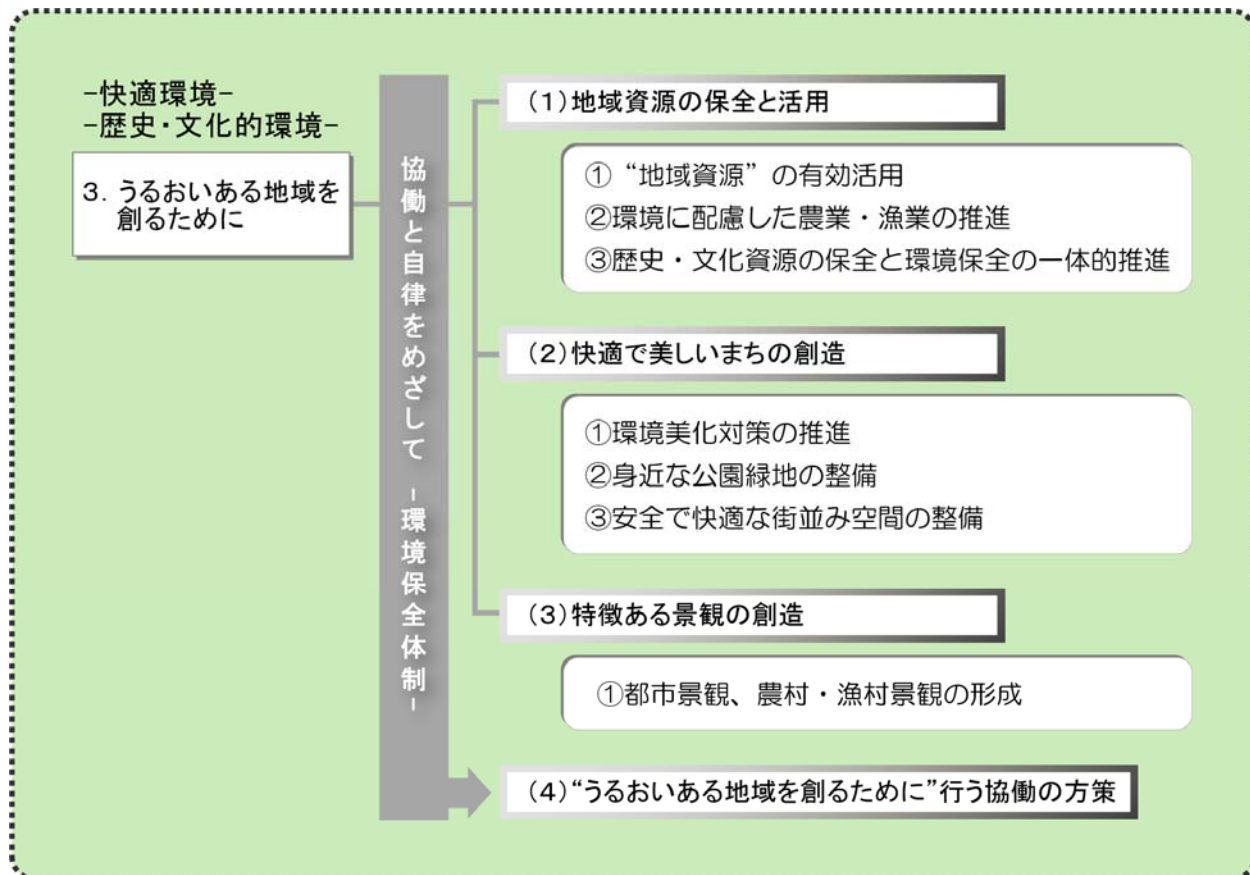
数値目標について

※1 ごみ総排出量、リサイクル率、ごみ処理量の計画策定時数値及び目標数値は一般廃棄物(ごみ)処理基本計画より引用。ただし、目標数値は人口推計の見直しに伴い修正。

※2 市民の満足度の計画策定時数値「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標数値はアンケート調査(H18 年度)で「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)。

※3 汚水衛生処理率の計画策定時数値は一般廃棄物(生活排水)処理基本計画より引用。

3. うるおいある地域を創るために



(1) 地域資源の保全と活用

1) 現状と課題

○歴史・文化など、固有の財産にあふれています

本市の豊かな自然環境を舞台に、先人たちが積み上げてきた固有の歴史的、文化的な財産が多く残されています。

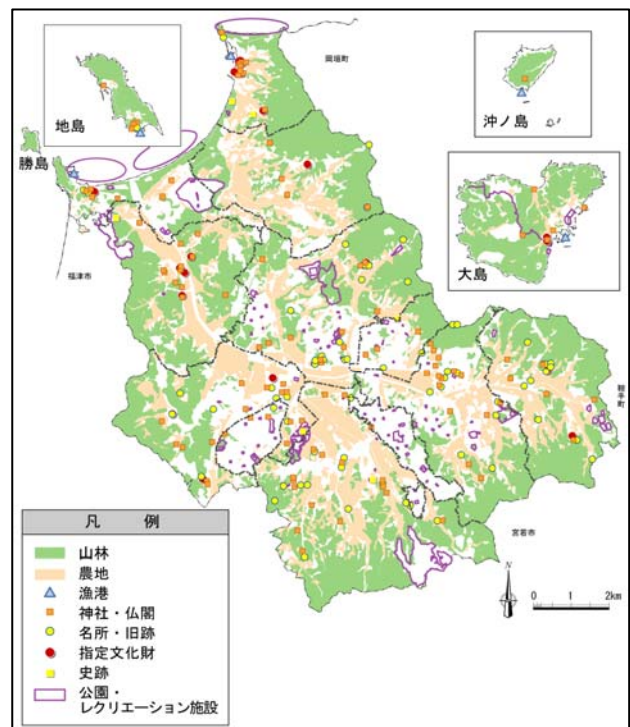
特に沖ノ島は、「海の正倉院」と呼ばれ、また、沖ノ島とその周辺地域の世界文化遺産の登録活動が官民一体となって取り組まれています。

また、農業や漁業などの第一次産業も本市の特徴ある地域資源の一つの重要な要素です。

私たちには、このような歴史・文化や地域の農業・漁業などの地域資源を保全しながら、地域づくりの柱として活用していく必要があります。



■沖津宮



■主な地域資源

市内のどの地域にも地域資源が豊富に存在していることがわかります

2) 目標達成のための個別施策

① “地域資源”の有効活用

- 観光資源としての自然資源及び地域資源の活用を図り、エコ・ツーリズムを推進します。
- 地域資源を活用したグリーン・ツーリズム※¹やブルー・ツーリズム※²を推進します。

②環境に配慮した農業・漁業の推進

- 化学肥料や農薬の適正使用などの環境保全型農業や水産資源を増やしながら計画的に行う資源管理型漁業を推進します。

※¹ **グリーン・ツーリズム**：緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

※² **ブルー・ツーリズム**：島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

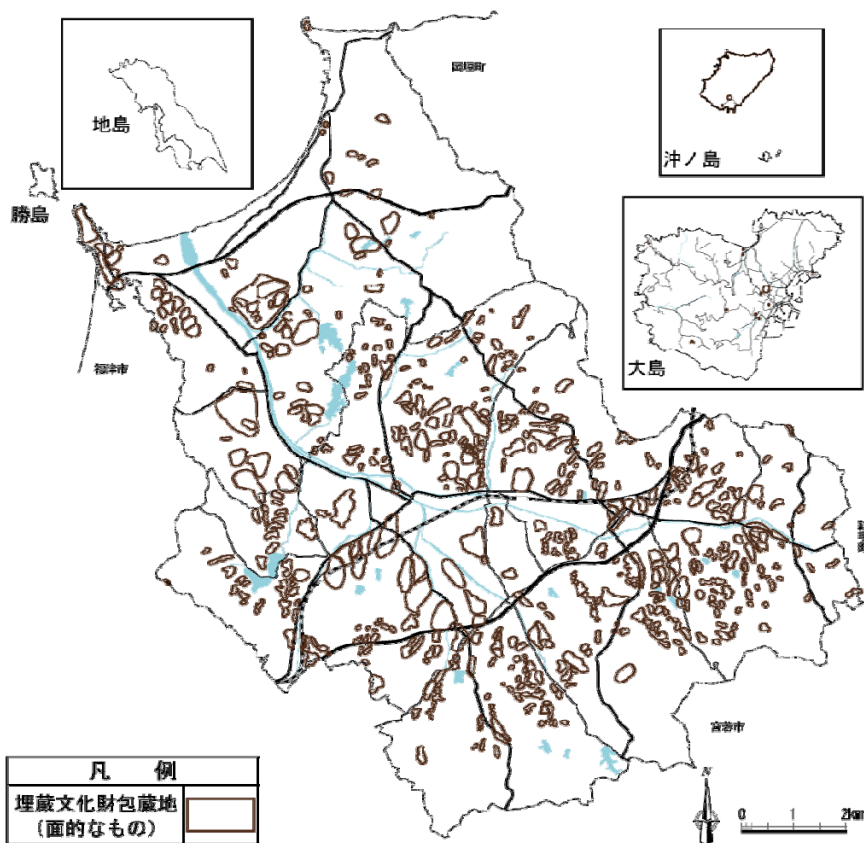
③歴史・文化資源の保全と活用

- 市の重要な財産の一つである伝統的な地域の祭りや行事などの歴史文化を継承するために、地域美化活動や自然環境保全活動などの環境保全活動を活性化し、コミュニティの醸成による一体的な推進を図ります。
- 原町や赤間宿跡が残る唐津街道など、歴史的な街なみを有する地域においては、歴史的景観の保全や形成を推進します。
- 埋蔵文化財※や巨樹・巨木など歴史や自然に関連する指定文化財等の保存・整備及び活用を推進します。



■唐津街道原町の歴史的な街なみ

唐津街道は豊前小倉から宗像、博多を通り、唐津へと向かう街道。



■埋蔵文化財の位置

※埋蔵文化財：土中に埋蔵されている文化財。

(2) 快適で美しいまちの創造

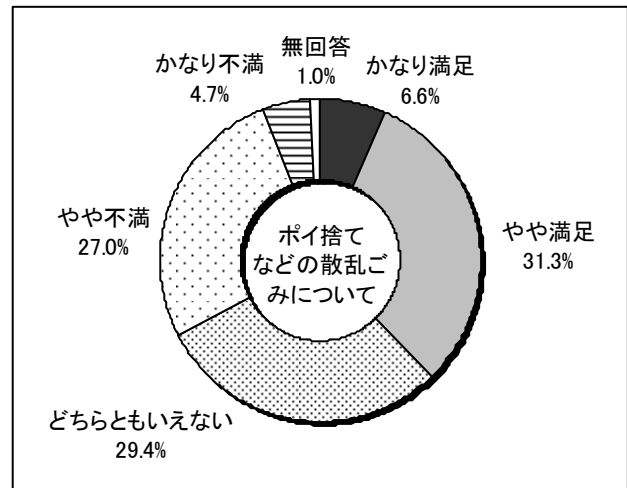
1) 現状と課題

○ポイ捨てに対して市民は不満を感じています

市民アンケート調査(平成 24 年度)によると、ポイ捨てなどの散乱ごみについて満足している市民の割合は低くなっていますが、前回調査(平成 18 年度)に比べると改善の傾向にあります。

市民ワークショップ(平成 19 年度)では、ポイ捨てだけではなく、ペットのふんや空き地の雑草、ごみの不法焼却などの生活環境に関わる問題は、市民のモラル低下にも起因しているため、学校や地域における子どもから大人までのモラル教育が必要と指摘されました。

また、市民アンケート調査(平成 24 年度)では、川や池、海の水のきれいさやモラルに関する不満の原因としては、水面に浮かぶごみやポイ捨てなどが最も多く指摘されていることから、環境美化対策の推進が必要です。



■市民アンケート調査結果(H24 年度:ポイ捨てなどの散乱ごみの満足度)

かなり満足とやや満足と答えた市民は 37.9%、かなり不満、やや不満と答えた市民は 31.7%でした。

○都市計画公園の整備面積は高い水準です

本市における都市計画公園の整備面積は 18.34 m²/人(福岡県の都市計画 2010)で、福岡県平均の 8.99 m²/人に比べると高い水準にあるといえます。

しかし、地域によっては身近な公園や広場が不足していますので、その充実が必要です。



■宗像市総合公園(宗像ユリックス)

2) 目標達成のための個別施策

①環境美化対策の推進

- 不法投棄防止対策を強化し、環境犯罪を防止します。
- ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを協働により推進します。
- 住みやすいまちを持続するために地域環境保全協定制度の導入を検討します。

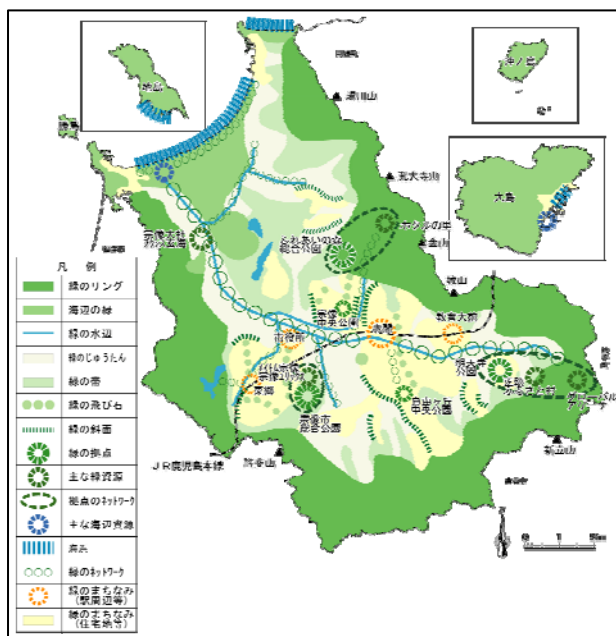


■緑豊かな住宅地

電柱や電線がなく、公園や緑地などの緑が多い、心地良い住環境が形成されています。

②身近な公園緑地の整備

- 身近な公園・広場が少ない地域においては、その確保に努めます。
- 公園や緑地、街路樹など緑資源のネットワークを形成します。
- 遊歩道やポケットパークの整備及び地域資源の活用を図るために、釣川河口域活性化計画を策定推進します。



■みどり・公園等の整備方針図

宗像市都市計画マスタープランより

③安全で快適な街なみ空間の整備

- すべての人にとって安全で快適なまちになるよう、段差のない空間※¹や歩行者空間※²の確保などユニバーサルデザイン※³のまちづくりを推進します。
- 防災や防犯の視点を加えた、安全で安心な街なみ形成を推進します。
- 

	中広域計画
	地区
	緑のネットワーク
	緑のまちなみ整備計画
	緑のまちなみ(住宅地等)

※1 段差のない空間：歩道と車道などとの境界の段差を極力抑えた空間。

※2 歩行者空間：歩道や広場など歩行者のための空間。

※3 ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、言語などの差異、障害の有無によらず、あらゆる人が利用可能な環境をつくるという考え方。

3. うるおいある地域を創るために

- (1) 地域資源の保全と活用
- (2) 快適で美しいまちの創造
- (3) 特徴ある景観の創造**
- (4) “うるおいある地域を創るために” 行う協働の方策

(3) 特徴ある景観の創造

1) 現状と課題

○魅力ある都市景観※1の形成が必要です

本市には、緑に囲まれた良好な低層住宅地※2が多く形成され、市街地の周辺には水田や畑などの農地が広がり、また遠景としては背景となる山々が良好な都市景観を創りだしています。

しかし、赤間駅や東郷駅周辺では施設の集積※3が乏しく、街なみに統一感がありません。また、国道3号は全国どこにでもある均質な沿道景観が形成されているため、宗像市らしい個性ある魅力的な街なみ景観を創出していく必要があります。



■国道3号

- ※1 都市景観：規模の大小を問わず、都市的生活を営んでいる領域の景観。
- ※2 低層住宅地：2階建て程度の戸建て住宅やアパート主体の住宅地。
- ※3 施設の集積：様々な施設が多く集まること。

2) 目標達成のための個別施策

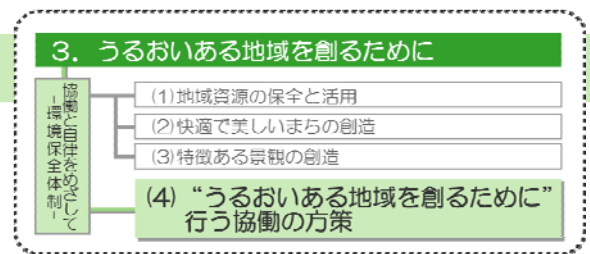
①都市景観、農村・漁村景観の形成

- 緑豊かで住みやすい住宅地の形成や宗像市らしさを表現できる市街地や沿道景観の形成など、個性的で魅力ある都市景観の形成を図ります。
- 農村集落や農地、山林が一体となった農村景観の形成を図ります。
- 海辺や漁港、漁村集落が一体となった漁村景観の形成を図ります。



■鐘崎の漁村景観

漁港と集落、背後の松林などが一体となった美しい漁村景観。しかし、集落内は密集し道路が狭いなど、防災面での課題もあります。



(4) “うるおいある地域を創るために” 行う協働の方策

1) 環境教育・環境学習の推進

- 快適環境及び歴史・文化的環境の情報の収集、整理を行い、年次報告書の作成と公開を行います。
- 快適環境や歴史・文化的に関する環境学習プログラムを作成し、その活用を図ります。
- 環境啓発講座を積極的に開催し、環境学習の機会を増やします。[再掲]
- 地域や学校における環境リーダーの育成に努めます。[再掲]

2) 環境市民団体の育成とネットワーク化

- まちづくりや快適環境問題に取り組む市民活動団体を育成、支援していきます。
- 市民活動団体登録制度を活用し、団体間のネットワークづくりを推進します。[再掲]

3) 環境保全活動の推進

- 花いっぱい運動等の地域美化活動に参加します。
- 事業者に対して屋外広告の規制への協力を促します。
- 地域住民で共同活動を行う農地・水保全管理支払交付金(景観作物、花の植え付けなど)を活用します。
- コミュニティ活動と環境保全活動が一体となって推進できるしくみをつくれます。[再掲]
- 団塊世代の積極的な取り込みを行います。[再掲]
- 市民活動の拠点として市民活動交流館を活用します。[再掲]

うるおいある地域を創るために

□市民・市民団体・事業者の行う取り組みの具体例

<市民>

- 庭やベランダの緑化、生け垣など緑豊かな景観づくりに努める。
- 身近な公園や街路樹などの管理活動や花いっぱい運動など地域緑化活動に参加する。
- 宗像の歴史・文化を学び、伝統行事への参加や歴史的景観の保全に協力する。

<市民団体>

- 身近な公園や街路樹などの管理活動や花いっぱい運動など地域緑化活動を企画、実践する。
- 歴史・文化を伝えるためのイベントなどを企画、実施する。
- 歴史・文化などのガイド活動を実施する。

<事業者>

- 事業所周辺の緑化など美しい景観づくりに努める。
- 屋外広告物の規制誘導に協力する。
- 環境保全型農業、資源管理型漁業の推進に努める。

□めやすとなる数値目標

1) レクリエーション地の充実※

- 公園やレクリエーション地の充実に満足する市民の割合を、平成 18 年度の 41.9%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 52.0%にします(平成 24 年度は 40.9%)。

2) 街なみ景観の向上※

- 街なみ景観の美しさに満足する市民の割合を、平成 18 年度の 38.3%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 50.0%にします(平成 24 年度は 41.4%)。

3) 歴史的な雰囲気向上※

- 歴史や伝統に関するまちの雰囲気に満足する市民の割合を、平成 18 年度の 26.7%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 36.0%にします(平成 24 年度は 34.9%)。

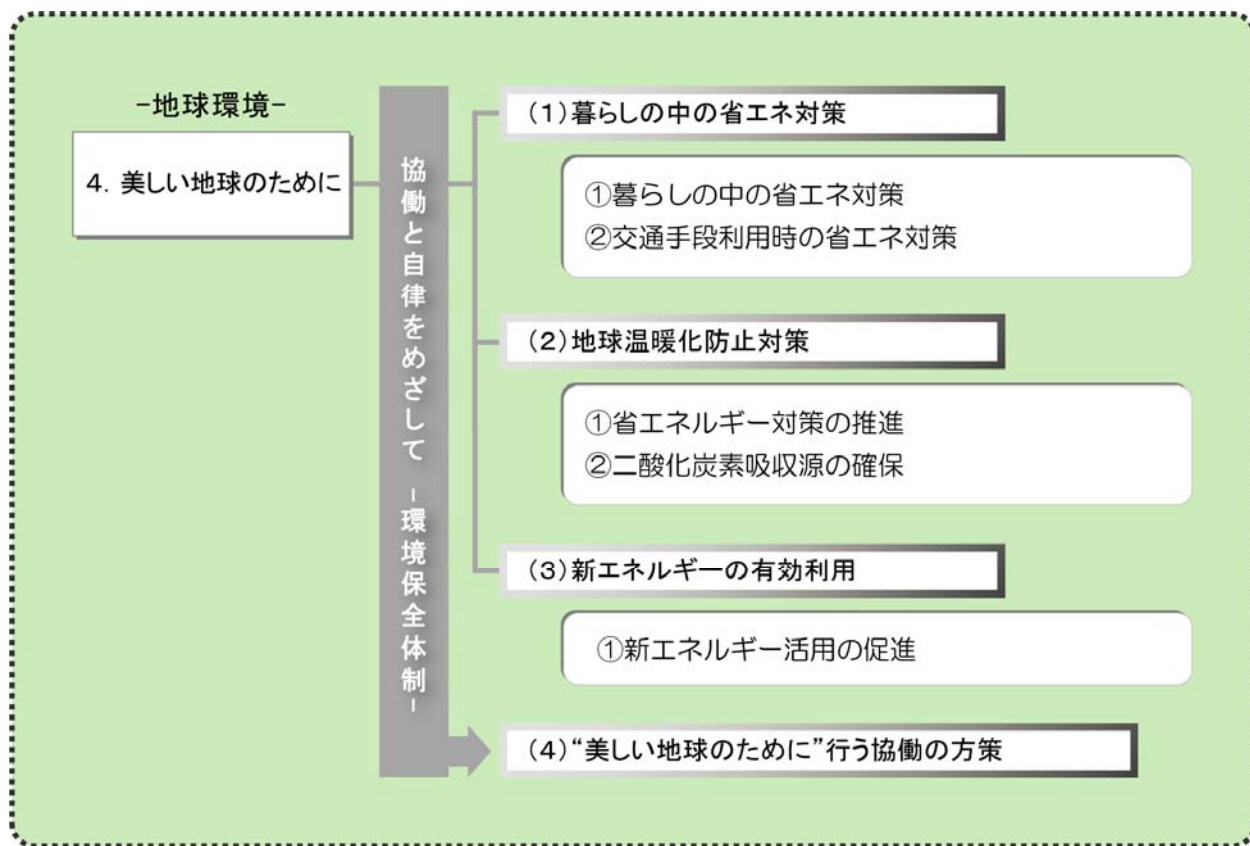
4) 文化財保存整備の充実※

- 文化財、遺跡等の保存・整備状況に満足する市民の割合を、平成 18 年度の 24.5%に対して、目標年次(平成 29 年度)に 33.0%にします。平成 24 年度の割合は 35.1%と目標数値を上回っていますが、引き続き市民満足度の向上を目指します。

数値目標について

※ 市民の満足度の計画策定時数値は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標数値はアンケート調査(H18 年度)で「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)。

4. 美しい地球のために



- (1) 暮らしの中の省エネ対策
- (2) 地球温暖化防止対策
- (3) 新エネルギーの有効利用
- (4) “美しい地球のために” 行う協働の方策

(1) 暮らしの中の省エネ対策

1) 現状と課題

○家庭でのエネルギー消費量が95%も増えています(1990年度比)

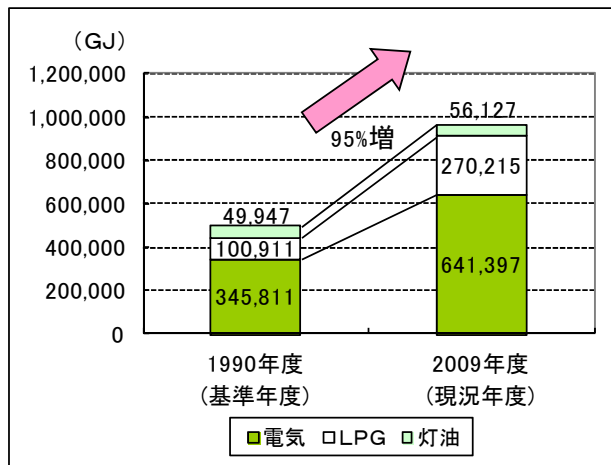
本市の家庭(民生家庭部門)における二酸化炭素排出量は自動車に次いで大きく、63%(1990年度比)も増加しており、エネルギー消費量は95%も増加しています。

これは、世帯数の増加(1990年度比で55%増)と世帯あたりの年間エネルギー消費量の増加(1990年度比

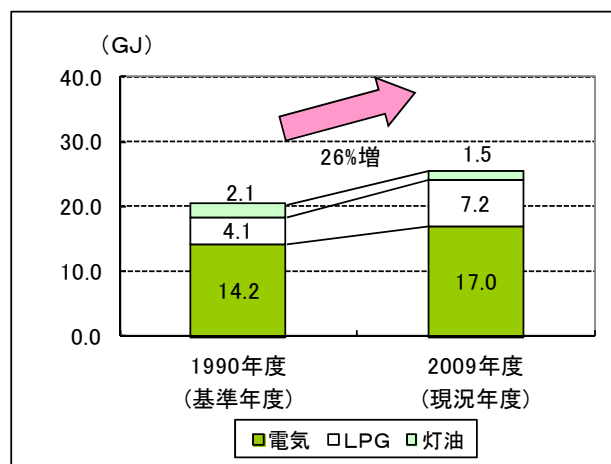
で26%増)によるものです。

また、民生業務部門における二酸化炭素排出量も大きく、62%(1990年度比)も増加しており、エネルギー消費量は73%も増加しています。これは、事業所の延べ床面積が110%増加したことによるものです。

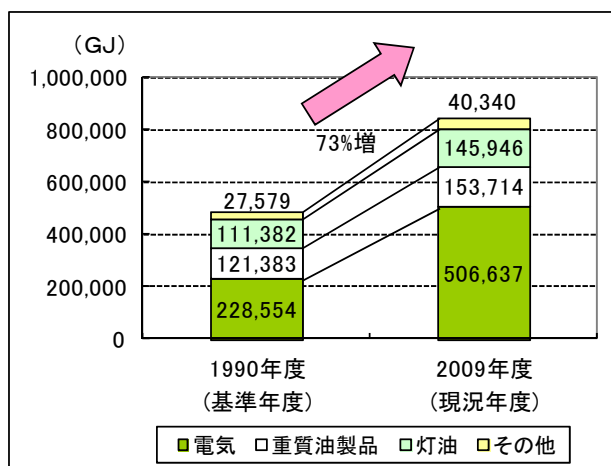
地球温暖化防止につながる二酸化炭素の排出量を削減するために、各家庭での生活スタイルの見直しや事業所でのビジネススタイルの見直しを行う必要があります。



■宗像市の家庭における年間エネルギー消費量の推移
1990年度に比べると95%増加しており、電気、LPG、灯油ともに伸びています。



■宗像市の世帯あたりの年間エネルギー消費量の推移
1990年度に比べると26%増加しており、そのうち電気が66%と半分以上を占めています。



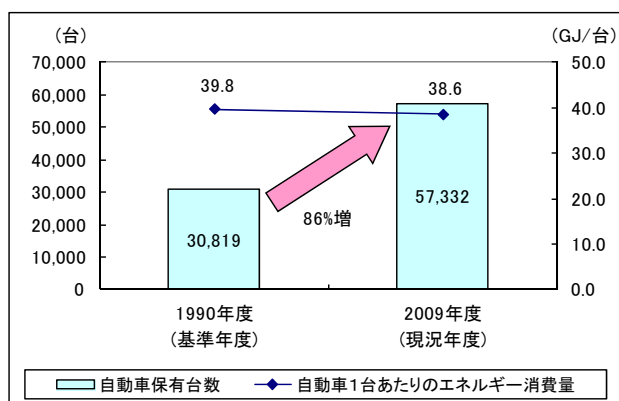
■宗像市の民生業務部門における年間エネルギー消費量の推移
1990年度に比べると73%増加しており、電気は122%と最も多く伸びています。

○車の省エネ対策が必要です

本市の運輸部門の二酸化炭素排出量のうち、2%が鉄道及び船舶で残りの98%は自動車によるものです。

自動車1台あたりの消費エネルギーは減少していますが、自動車保有台数が86%も増加しているため、最も大きな排出源になっています。

自動車の利用による二酸化炭素排出量を削減するためには、できるだけガソリンの消費を抑えるための取り組み、例えば、公共交通機関や自転車を利用したり、停車時のアイドリングストップなどのエコドライブの実施、エネルギー消費量の少ない自動車に乗り換えたりというような省エネルギーへの取り組みが必要です。



■宗像市の自動車保有台数とエネルギー消費量
自動車保有台数は1990年度に比べて86%も増加しています。

2) 目標達成のための個別施策

①暮らしの中の省エネ対策

- 市民の生活様式の見直しによる、暮らしの省エネルギー対策を促します。
- 福岡県や市民団体等との協働により、福岡県環境家計簿の普及・活用を促進します。

②交通手段利用時の省エネ対策

- 自転車利用の促進や公共交通機関の利用促進などによる交通の省エネルギー対策を促します。
- 環境に配慮した自家用車の使用(エコドライブ)を促します。



■ふれあいバス
ふれあいバスは3系統、コミュニティバスは6地区、9路線で運行しています。

4. 美しい地球のために

- (1) 暮らしの中の省エネ対策
- (2) 地球温暖化防止対策
- (3) 新エネルギーの有効利用
- (4) “美しい地球のために” 行う協働の方策

(2) 地球温暖化防止対策

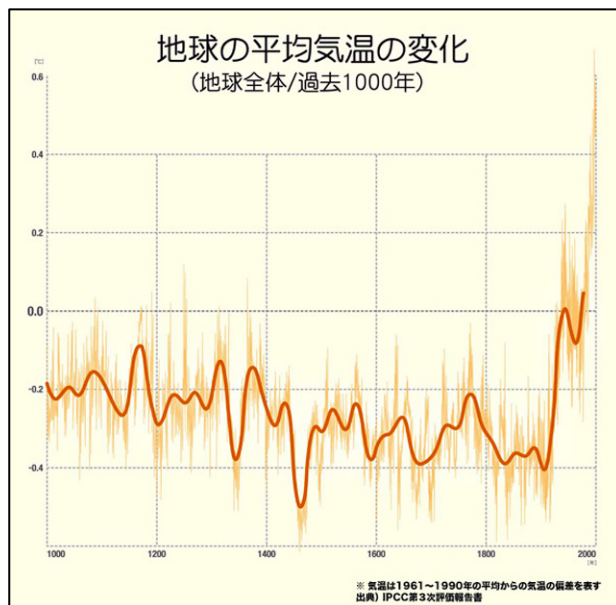
1) 現状と課題

○宗像市の平均気温が 1.2℃上昇しています(過去 20 年間)

産業革命以降、地球全体の気温は急激に上昇しています。これは何も日本から遠く離れた国で起こっているのではなく、私たちのまち宗像市でも起こっていることなのです。

宗像地域気象観測所のデータによると、本市の平均気温は過去 20 年間で 1.2℃も上昇しているのです。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスを減らすために、私たちが身近で小さなことから実践できる、地球温暖化の防止に向けた取り組みが必要です。



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

■過去 1000 年間の地球気温の変化

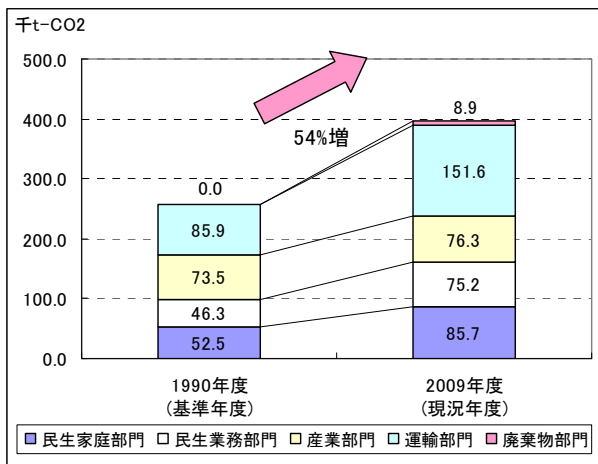
1900 年頃から急激に地球の気温が上昇(グラフの右側)しているのがわかります

○宗像市の二酸化炭素排出量が 54%増加しています(1990 年度比)

本市の二酸化炭素総排出量は、基準年度である 1990 年度の総排出量に比べて約 54%増加しています。

そのうち、最も伸びが大きい部門は、運輸部門で 77%増、次いで民生家庭部門(63%増)、民生業務部門(62%)となっています。

自動車の使い方や家庭、事業所におけるエネルギーの消費を抑えていく必要があります。



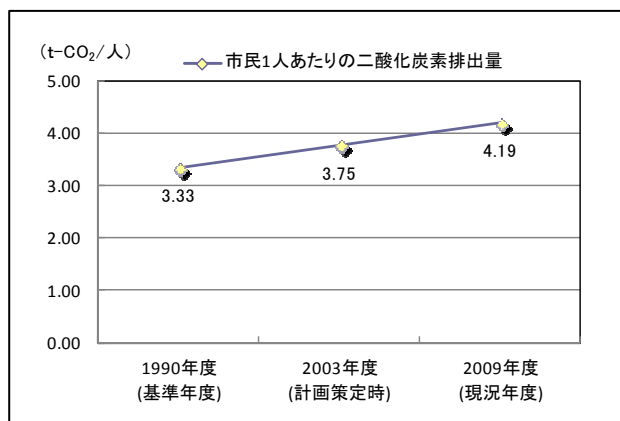
■宗像市の二酸化炭素排出量の推移

1990 年度の二酸化炭素排出量は約 25.8 万 t-CO₂ で、2009 年度は約 40 万 t-CO₂ になっており、54%増加しています。内訳をみると、運輸部門が 38.1%、民生家庭部門が 21.6%、産業部門が 19.2%、民生業務部門が 19.0%となっています。

なお、日本では二酸化炭素が温室効果ガスの約 9 割を占めています。

※2002 年度までは宗像清掃工場が稼働していなかったため、2000 年度までの廃棄物部門の排出量は 0 となっています。

また、市民1人あたりの二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、2009年度の排出量は、1990年度の排出量に比べて約26%増加していますので、市民1人ひとりの意識改革や具体的な取り組みが必要になります。



■市民1人あたりの二酸化炭素排出量の推移

2) 目標達成のための個別施策

①省エネルギー対策の推進

- 低炭素社会の実現に向けた集約型の都市づくりを推進するために、効果的な土地利用のあり方や都市施設の配置などを行います。
- 事業所における事業活動の見直しによる省エネルギー対策を促します。
- 市内事業者に対して、ISO14001※1やEA(エコアクション)21※2などの環境マネジメントシステムの導入を促進します。
- 地球温暖化防止対策として、宗像市地球温暖化対策実行計画を推進します。

※1 ISO14001：スイスに本部を置く民間の国際規格認証機構(ISO: International Organization for Standardization)が1996年9月に発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格。ISO14001(環境マネジメントシステム規格)は環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。

※2 EA(エコアクション)21：広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

②二酸化炭素吸収源の確保

- 協働による山林の管理と育成を促進します。
- 住宅における屋上緑化や生け垣の整備・管理など、身近な緑の育成と管理を促進します。

4. 美しい地球のために

- (1) 暮らしの中の省エネ対策
- (2) 地球温暖化防止対策
- (3) 新エネルギーの有効利用**
- (4) “美しい地球のために” 行う協働の方策

(3) 新エネルギーの有効利用

1) 現状と課題

○自然エネルギーの有効利用が必要です

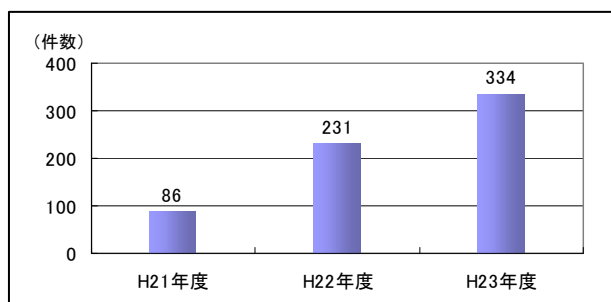
市役所やメイトム宗像、県立宗像高等学校、小中学校及び地区コミュニティ・センターの一部などの公共施設には、太陽光発電設備が導入されています。

新エネルギー設備導入を普及していくためには、先導的な公共施設への新エネルギー設備導入などの施策が必要です。

また、平成 21 年度から住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行っており、年々増加傾向にあります。



■市役所屋上の太陽光発電システム

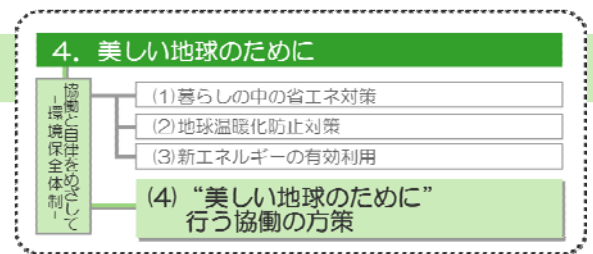


■住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付件数の推移

2) 目標達成のための個別施策

①新エネルギー活用の促進

- 太陽光発電や太陽熱利用システムなどの新エネルギー設備導入促進に向けた情報提供を行います。
- 公用車の買い換え時にはクリーンエネルギー自動車を導入したり、公共施設等における新エネルギー設備の導入を検討します。



(4) “美しい地球のために” 行う協働の方策

1) 環境教育・環境学習の推進

- 地球環境に関する情報の収集、整理を行い、年次報告書の作成と公開を行います。
- 地球環境保全に関する環境学習プログラムを作成し、その活用を図ります。
- エコクッキングなどを実施します。
- 環境啓発講座を積極的に開催し、環境学習の機会を増やします。[再掲]
- 地域や学校における環境リーダーの育成に努めます。[再掲]

2) 環境市民団体の育成とネットワーク化

- 地球温暖化防止などに取り組む市民活動団体を育成、支援していきます。
- 市民活動団体登録制度を活用し、団体間のネットワークづくりを推進します。[再掲]

3) 環境保全活動の推進

- 市民による地球温暖化防止に関する取り組みなどの環境保全活動を促進します。
- 事業者の省エネルギー対策への取り組みを促進します。
- コミュニティ活動と環境保全活動が一体となって推進できるしくみをつくります。[再掲]
- 団塊世代の積極的な取り込みを行います。[再掲]
- 市民活動の拠点として市民活動交流館を活用します。[再掲]

美しい地球のために

□市民・市民団体・事業者の行う取り組みの具体例

＜市民＞

- 節水、節電、節ガスなどこまめな節約行動を心がける。
- 冷房は 28℃、暖房は 20℃に設定する。
- 家電製品を買い替える際には省エネルギータイプの製品を購入する。
- 停車時のアイドリングストップなどのエコドライブを実施する。
- 自転車や公共交通機関をできるだけ利用する。
- 車を買替える際にはクリーンエネルギー車を購入する。
- 過剰包装の商品や使い捨て型容器の商品はできるだけ買わないようにする。
- 家を新・改築する際には太陽光発電などの新エネルギー設備導入を検討する。

＜市民団体＞

- 地球温暖化など地球環境問題についての勉強会などを企画、実施する。

＜事業者＞

- ISO や EA21 などの環境マネジメントシステムの導入を行う。
- 冷暖房温度の適正化、ノーマイカーデーの導入など、事業活動における省エネルギー対策に取り組む。
- 社用車や機械、設備、機器などの購入時は省エネルギー型のものを導入するように努める。
- 環境にやさしい製品の開発、販売を行う。
- 環境に配慮した建材や材料などを使用する。

□めやすとなる数値目標

1) 二酸化炭素排出量の削減※

- 市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量を、平成 15 年度の 3.75t・CO₂/人に対して、目標年次(平成 29 年度)に 3.6t・CO₂/人にします(平成 21 年度は 4.19t・CO₂/人)。

数値目標について

※ 二酸化炭素排出量の計画策定時数値はエネルギー消費量などの活動量に二酸化炭素排出係数を乗じて算出したもの。ただし、H20 年 3 月の現計画策定後に算定方法が変わったため、地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第 1 版)(H21.6、環境省)に準じて、最新年度の現況推計をしており、目標数値は H20 年 3 月策定時同様、4%削減を目指す。

■めやすとなる数値目標一覧

計画指標	計画策定時 (設定年度)	現況 (現況年)	目標 (目標年)	単位	備考
自然景観の美しさに満足する市民の割合※ ¹	58.5 (H18 年度)	64.9 (H24 年度)	66.0 (H29 年度)	%	
水や水辺とのふれあいに満足する市民の割合※ ¹	28.3 (H18 年度)	32.3 (H24 年度)	41.0 (H29 年度)	%	
緑とのふれあいに満足する市民の割合※ ¹	53.4 (H18 年度)	60.8 (H24 年度)	62.0 (H29 年度)	%	
野鳥や昆虫等とのふれあいに満足する市民の割合※ ¹	43.9 (H18 年度)	48.1 (H24 年度)	51.0 (H29 年度)	%	
ごみ総排出量※ ²	36,740 (H16 年度)	32,502 (H23 年度)	28,573 (H27 年度)	トン	注 1
リサイクル率※ ²	29.2 (H16 年度)	29.4 (H23 年度)	31.9 (H27 年度)	%	注 1
ごみ処理量※ ²	30,722 (H16 年度)	27,656 (H23 年度)	23,176 (H27 年度)	トン	注 1
ポイ捨てなどの散乱ごみの少なさに満足する市民の割合※ ¹	28.6 (H18 年度)	37.9 (H24 年度)	46.0 (H27 年度)	%	
川や池、海の水のきれいさに満足する市民の割合※ ¹	34.7 (H18 年度)	45.8 (H24 年度)	49.0 (H29 年度)	%	
汚水衛生処理率※ ³	93.2 (H16 年度)	97.4 (H23 年度)	96.7 (H27 年度)	%	
住民の環境に関するモラルに満足する市民の割合※ ¹	26.6 (H18 年度)	34.6 (H24 年度)	43.0 (H29 年度)	%	
公園や野外レクリエーション地の充実に満足する市民の割合※ ¹	41.9 (H18 年度)	40.9 (H24 年度)	52.0 (H29 年度)	%	
街なみ景観の美しさに満足する市民の割合※ ¹	38.3 (H18 年度)	41.4 (H24 年度)	50.0 (H29 年度)	%	
歴史や伝統に関するまちの雰囲気満足する市民の割合※ ¹	26.7 (H18 年度)	34.9 (H24 年度)	36.0 (H29 年度)	%	
文化財、遺跡等の保存・整備状況に満足する市民の割合※ ¹	24.5 (H18 年度)	35.1 (H24 年度)	33.0 (H29 年度)	%	
市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量※ ⁴	3.75 (H15 年度)	4.19 (H21 年度)	3.6 (H29 年度)	t-CO ₂ /人	削減率約 4% を目標 注 2

※¹ 市民の満足度の計画策定時数値は「かなり満足」と「やや満足」と回答した人の割合で、目標数値はアンケート調査(H18 年度)で「やや不満」と回答した市民の半数が満足すると仮定した割合(小数点以下四捨五入)

※² ごみ総排出量、リサイクル率、ごみ処理量の計画策定時数値及び目標数値は一般廃棄物(ごみ)処理基本計画より引用。

※³ 汚水衛生処理率の計画策定時数値及び目標数値は一般廃棄物(生活排水)処理基本計画より引用。

※⁴ 二酸化炭素排出量の計画策定時数値はエネルギー消費量などの活動量に二酸化炭素排出係数を乗じて算出したもの。

注 1 : 目標数値は人口推計の見直し(H23 年 3 月)に伴い修正。

注 2 : 計画策定時数値及び目標数値は二酸化炭素排出量の算定方法の変更による修正。

第 4 章

主要環境プログラム

1. 「釣川グリーンネット基本構想・計画」の推進
2. 循環型社会づくりの推進
3. 地域資源活用の推進
4. 暮らしの中の省エネルギー対策の推進
5. 協働による計画の推進



■ 沖ノ島

「海の正倉院」といわれる玄界灘の孤島・沖ノ島

“主要環境プログラム”とは、これまでも行政や市民がともに力を合わせながら取り組んできた宗像市らしい施策を、さらに次のステップへと進化させるために取り組む施策のことです。宗像市の特徴をさらに活かし、より良い環境の形成をめざすために、目標達成に向けた方向性を踏まえて構成したものです。

また、主要環境プログラムは、本計画の施策の体系上(目標達成に向けた方向性)、それぞれの環境分野の筆頭に位置づけされており、重点的に実施していきます。

○これまでの取り組みと今後の展開

これまでに本市が取り組んできた特徴的な環境への主な取り組みと、本プログラムにおける展開の方向性は次のとおりです。

環境分野	これまでの特徴的な取り組み	展開の方向(主要環境プログラム)
自然環境	「釣川グリーンネット基本構想・計画」の策定と推進 など	水源かん養林の保全や竹林の管理など、水源・流域の保全
生活環境	分別ごみの 18 分別実施、食と農の循環システム研究 など	3R の推進及び地域循環システムの構築
快適環境及び歴史・文化的環境	地域資源の掘り起こしと活性化に向けた取り組み など	宗像市版エコツーリズムの推進など地域資源の保全と活用
地球環境	協働による地球温暖化防止活動の推進 など	暮らしの中の省エネ対策や交通手段利用時の省エネ対策
環境保全体制	市民・市民団体・事業者との協働体制構築に向けた検討 など	協働組織の設立や環境教育プログラムの作成、協働システムの導入

○プログラムの推進

各プログラムを推進するにあたっては、庁内では各部・各課を超えた横断的な推進組織を設置して進めていきます。同時に市民協働組織の設置を行い、計画推進を図ります。

第3章 目標達成に向けた方向性

1. 優れた自然と共生するために

- (1) 川を中心とした環境の保全と創造
- (2) 優れた自然環境の保全と活用
- (3) 多様な生態系の保全と再生

2. 住み良いまちを持続するために

- (1) 循環型社会の構築
- (2) ごみ減量の推進
- (3) 生活環境の保全

3. うるおいある地域を創るために

- (1) 地域資源の保全と活用
- (2) 快適で美しいまちの創造
- (3) 特徴ある景観の創造

4. 美しい地球のために

- (1) 暮らしの中の省エネ対策
- (2) 地球温暖化防止対策
- (3) 新エネルギーの有効利用

協働と自律をめざして

(共通の目標)

第4章 主要環境プログラム

1. 「釣川グリーンネット基本構想・計画」の推進

宗像市民にとって最も重要なことは「水」の確保と保全です。自然の恵みである水源を守るために欠かすことができない森林や農地の保全、竹林の管理について取り組んでいきます。

2. 循環型社会づくりの推進

ごみ＝廃棄物ではなく、ごみ＝資源ということ認識し、「もったいない」の心を大切にしながら、まずはレジ袋削減に向けたマイバッグ普及運動の推進や食と農と環境の循環システムをつくり出す地産地消に取り組んでいきます。

3. 地域資源活用の推進

地域活性化のためには、市の財産＝地域資源を活用しながら産業振興を図っていく必要があるため、市の自然や歴史・文化、農林水産業、人材などの環境特性を活かしたエコツーリズムの推進に取り組んでいきます。

4. 暮らしの中の省エネルギー対策の推進

地球温暖化は地球環境問題の中でも最も身近な問題であるとともに、私たち一人ひとりの「気づき」と「行動」で解決できる問題でもあります。これまでの暮らし方を見つめ直し、未来の子どもたちのためにできること、特に省エネルギー対策に取り組んでいきます。

5. 協働による計画の推進

第3章・4章に掲げる取り組みは、行政の施策だけでは実現できません。行政内部の連携はもちろん、市民・事業者・市民団体などとの協働によって実現できるものです。そのためには、協働組織の設立や意識改革を含めた制度などのしくみづくりに積極的に取り組んでいきます。

1. 「釣川グリーンネット基本構想・計画」の推進

—自然環境— 優れた自然と共生するために

○プログラム実施の意義

私たちが暮らす自然豊かな宗像市において、将来にわたっても豊かな自然を感じながら暮らしていくためには、市域を取り囲む山々と玄界灘とを一つにつなぐ“釣川”を抜きには語ることはできません。

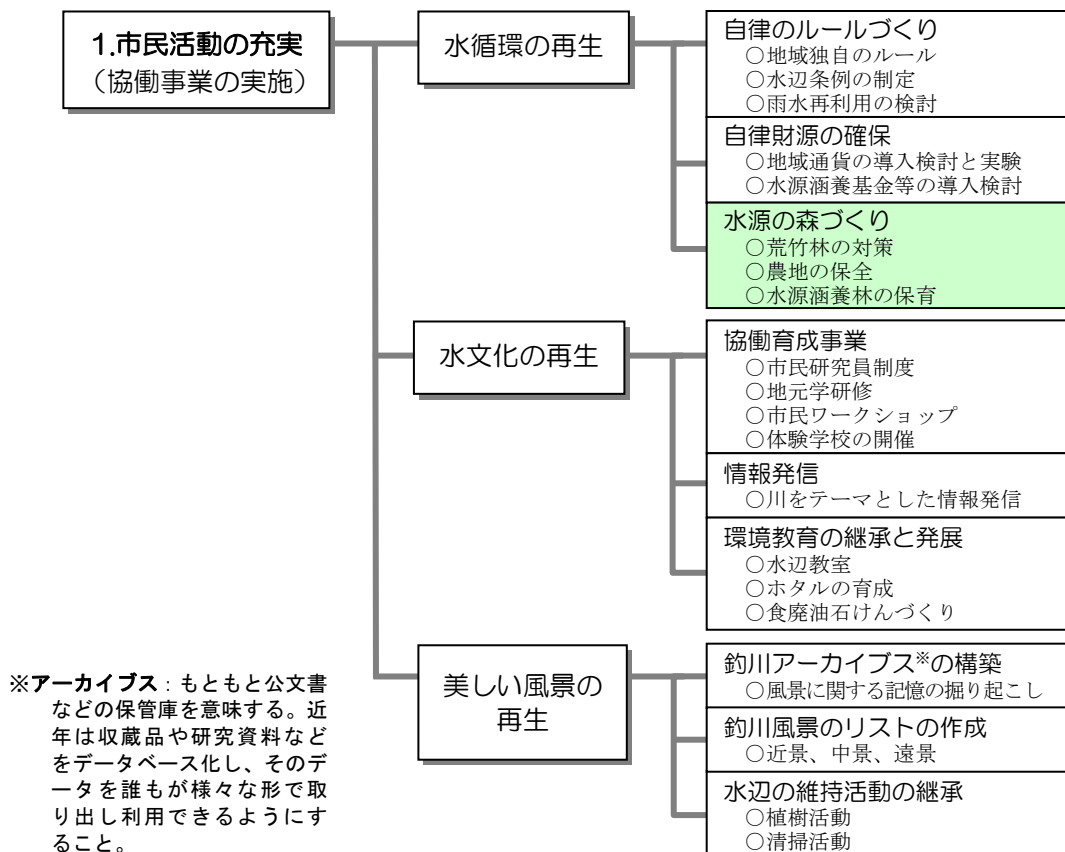
なぜなら、“釣川”は市民の生命を支える大切な水源であり、私たちの生活には欠かすことのできない命の川であり、宗像市のシンボリックな存在のひとつでもあるからです。

本計画では、特に“きれいな水”をテーマとして市民ワークショップでも提言された「森林の保全」・「里地里山の管理」や「農地の保全」など水源の森づくりについて、今後 10 年間で重点的に取り組んでいくべき施策として、「釣川グリーンネット基本構想・計画」の推進とともに進めていきます。

このような釣川の水源や流域を守る取り組みが、自然環境保全の観点から重要な要素である“生物多様性”の保全(多様な生物の生育・生息空間を確保することによる生態系の保全)にもつながりますので、積極的に推進していく必要があります。

(参考)「釣川グリーンネット基本構想・計画」は、その釣川の水循環や水文化、美しい風景を創り出していくために、平成 17 年 3 月に策定された 30 年計画です。

■「釣川グリーンネット基本構想・計画」における施策体系(抜粋)



○実施プログラム

＜水源かん養林の保全・保育＞

私たち宗像市民は、釣川を主な水源として生活しています。その大切な水の源となるのはまちの周りを取り囲む森林です。

私たちの暮らしに欠かすことのできない水源の森を守るためには、開発を抑制するとともに、市民や事業者、地権者、行政等が協働で水源の森づくりに取り組んでいく必要があります。

具体的には、市民や事業者、市民団体などからボランティアを募り、森林の下草刈りや間伐、除伐、植林体験・活動などを推進します。また、同時に水や森の大切さを学ぶ環境教育も行う必要があります。推進にあたっては、地権者との調整を図りながら、モデル地区を定めて段階的に実施していきます。

＜農地の保全＞

農地は、単に農作物を生産するだけの機能ではなく、景観保全機能や水源のかん養、防災機能などの環境保全機能など、多くの機能を有しています。しかし、農業経営を取り巻く情勢の厳しさや高齢化などの環境変化に伴い、耕作放棄地などが増えると、農地の持つ多面的機能が低下してしまいます。

農業を続けることは、自然を守ることにつながることを市民に啓発し、農業への理解を求め、農地の保全を図ります。

具体的には、耕作放棄地の市民農園への活用や農業体験による農業・農村の活性化、協働による農業施設管理など、農業者との調整を図りながら進めていきます。

＜竹林の管理＞

私たちが暮らすまちの近くには、里山や広大な田畑など身近な緑が多く残されています。しかし、身近な里山にも竹林がはびこり、山林の荒廃や保水力の低下、地滑りなどの災害も懸念されます。

このような竹林の伐採などの協働による管理や竹材の有効利用の検討について取り組んでいく必要があります。

具体的には、市民や事業者、市民団体などからボランティアを募り、竹林の伐採や竹林拡大の防止、広葉樹等への改植などを推進します。竹林の場合、タケノコという食材確保の場としての機能もあるため、まずは竹林所有者がどのような管理を望んでいるのかを把握する必要があります。また、切り出した竹材の活用方法などについても検討を行い、モデル地区を定めて調整を図りながら段階的に実施していきます。

なお、竹材の各種産業への利用方法やバイオマスエネルギーへの活用などについても、情報収集しながら検討していきます。

2. 循環型社会づくりの推進

—生活環境— 住み良いまちを持続するために

○プログラム実施の意義

人々が生活する上で、石油石炭などの化石燃料や木材などの天然資源を利用することは避けることはできません。しかし、こうした資源は、無限ではありません。

宗像市では、ごみ処理や生活排水の処理など良好な生活環境を形成してきました。今後、引き続き良好な環境を維持していくためには、資源の活用についても考察する必要があります。

資源を使用する際は、できる限り使用する量を減らし(リデュース)、使ったあと有効利用できるものは徹底的に有効利用する(リユース、リサイクル)。このようなシステムを構築する必要があります。

そうした社会のしくみを築く過程で必要なことは、まず意識の改革を行うことです。良好な生活環境を築き、次世代にも継続させていくことが可能となる施策—ごみの減量やリサイクルの推進などの物質的な循環だけでなく、住みよいまちを次世代につないでいくことも視野に入れた、循環型社会づくりに関する施策—の中でそのとりかかりとなる施策を今後の主要プログラムとして推進していく必要があります。

○実施プログラム

＜3Rの推進(分別収集の継続とレジ袋削減に向けたマイバッグ普及運動の推進)＞

本市の分別収集は、資源物の品質保持を意識した収集方法により、市民の理解と協力のもと、地域(自治会)単位で運営する地域分別ステーションと公設の資源物受入施設を基本とした収集体制で実施しています。市民の資源リサイクルに関する意識は高く、回収した資源物は、量・品質とも全国的に高いレベルにあり、今後も本システムを継続していきます。

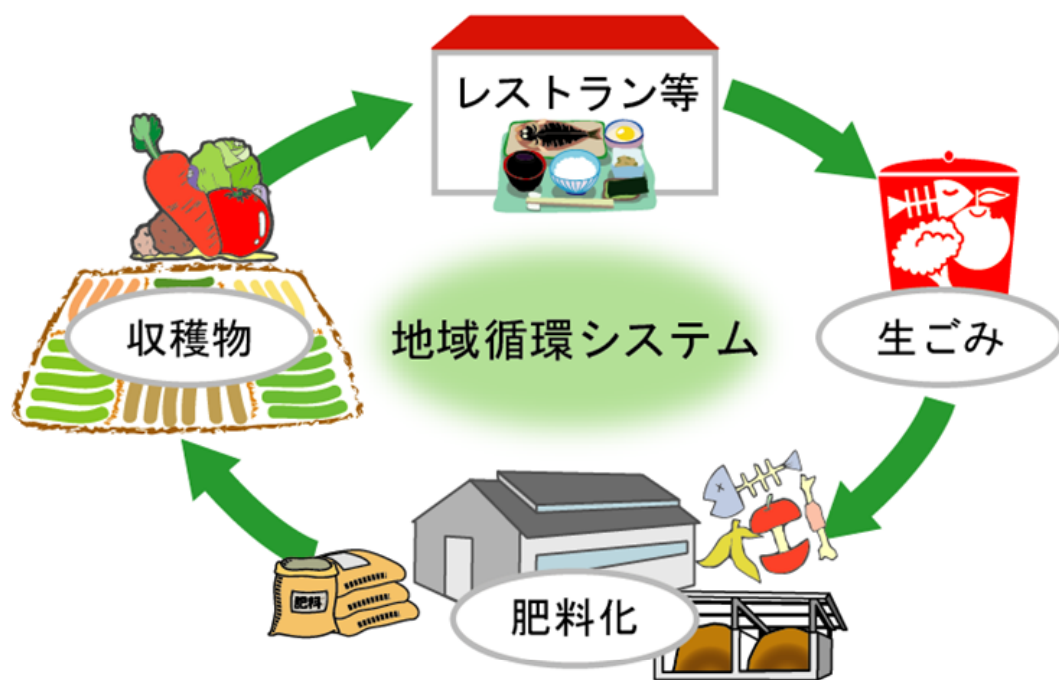
また、本市では、こうした分別収集に対する高い意識を循環型社会づくりにさらに生かしていくため、レジ袋削減に向けたマイバッグ普及運動を推進します。

レジ袋削減の取り組みは、各事業所において、有料化やポイント制度等が着実に進められています。他団体と協働して事業化することも視野に入れて、一層の削減に努めます。また、各種環境事業と併せてマイバッグ運動を推進します。

＜地域循環システムの構築＞

●食と農と環境

捨ててしまえば単なるごみである生ごみは、その処理をする際にも必要以上のエネルギー(資源)を使用します。この生ごみ(具体的には、飲食店や宿泊施設などで出される生ごみ)を堆肥化して、それをもとに野菜などをつくり、再び飲食店などの料理として振る舞う、循環のしくみをつくり、地産地消の観点からもこれを定着させるとともに、全市に広げていくことをめざします。



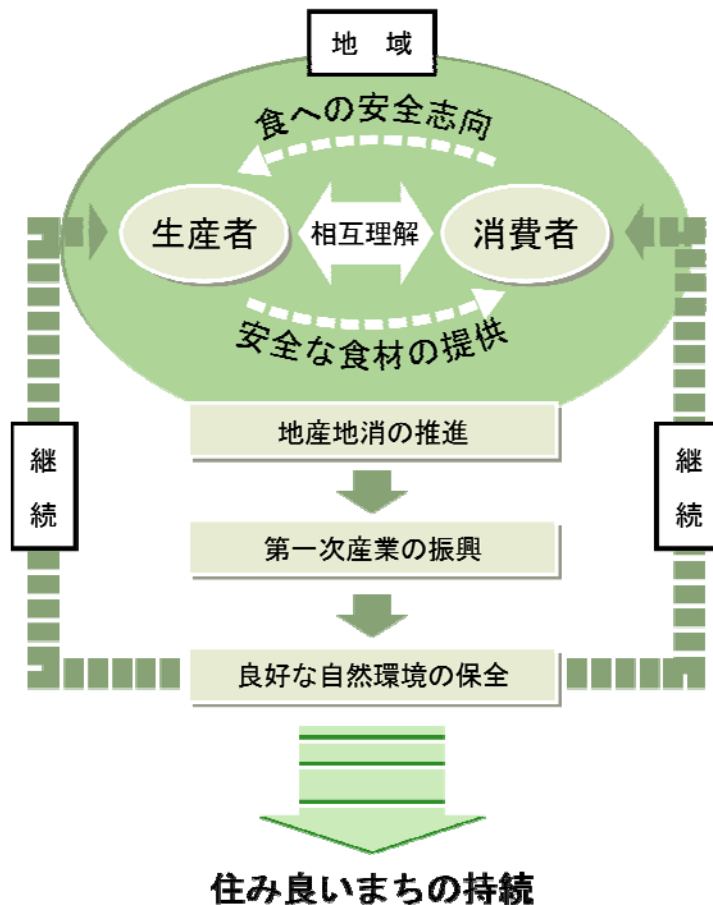
■地域循環システム(食と農と環境)のイメージ

●地産地消の推進

地産地消とは、地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費することです。

毎日食べる食材は、生産者の顔が見えると安心して口にすることができます。地産地消は、食べ物への感謝や地域農業・漁業への理解など、“食育”の面からも欠かすことができません。また、地域の人々が地域の産物を日常的に消費することから、“地域経済”の活性化につながります。

“環境”面から考察すると、農業などの第一次産業が振興することにより、良好な自然環境の保全につながります。また、地元でとれたものを地元で消費することは、輸送エネルギーを減らすことができるため、地球温暖化の防止にもつながります。



■地域循環システム(地産地消の推進)

宗像市は人口約 10 万人の都市でありながら、豊かな農地に囲まれ、玄界灘には豊富な漁場が広がっています。また、果樹や畜産なども営まれており、まさに食材の宝庫であることが、本市の特徴の一つであるといえます。

昨今、食料自給率の低下が叫ばれますが、地域循環システムを構築し、本市の特徴を活かせば、食料自給率ナンバーワンの自治体をめざすことも可能です。

地産地消の推進は、家庭や学校、事業所、地域が連携した子どもたちへの食育の推進でもあるため、自ずと次の世代へとつながるものであり、また、第一次産業の振興に伴う自然環境の保全が図れることから、最終的には住み良いまちが持続できる“住みたいまち宗像”につながっていくのです。

3. 地域資源活用の推進

—快適環境、歴史・文化的環境— うるおいある地域を創るために

○プログラム実施の意義

宗像市内には、玄界灘に面した美しい海岸線、離島、釣川、四塚の山々など豊かな自然や宗像大社、鎮国寺などをはじめとする歴史・文化遺産、農業や水産業などの産業が、固有の資源として存在します。

これら宗像市の財産といえる固有の“地域資源”を「環境」・「観光」・「地域」の各側面から有機的に結びつけることによって、それが環境保全の活動となり、その結果、持続的な地域(産業)活性化にもつながっていきます。

豊富な地域資源に恵まれている宗像市は、このように環境と良い関係を築きながら、“住みたいまち宗像”の創生や市民がわがまち宗像を再認識できることを目的として、以下に掲げる施策を今後の新しいまちづくりのひとつとして発展させていく必要があります。

○実施プログラム

<地域資源の保全と活用（“宗像市版エコツーリズム”の推進）>

釣川河口域の国道 495 号沿いに「道の駅むなかた」が整備されました。例えば、観光客には道の駅で市の特産物を購入してもらうだけでなく、ここを拠点に地域を歩いてもらうツアーを企画して、地域の自然や歴史、地元の生活や食文化に触れ、農業や漁業などを体験でき、さらには宗像に住んでみたいと感じてもらえるような魅力あるエコツーリズムを推進します。



■道の駅むなかた

そのためには、歴史の語り部や地域固有の風習、郷土料理などの地域資源の掘り起こしは早急に取り組むべきです。また、大島などの離島やエコツアーの対象となる地域においては、市民や市民団体等による自然環境調査の実施や生態系の再生に向けた取り組みを行っていきます。

このような地域資源の掘り起こしを市民が自ら行うことで、これまで知らなかった新たな資源の発見、地域の歴史や文化などを再認識することができるはずです。またこのことで、改めて地域を愛する心が芽生え、次の世代へ伝えていこうとする意識が生まれ、真の“住みたいまち宗像”につながっていくのです。

エコツーリズムの推進に向けては、参加者の所要時間や興味にあわせたツアールートの設定やルートマップの作成、ツアーガイドの育成などにも取り組んでいきます。

(参考) エコツーリズム

『エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかたである。自然の成り立ちや歴史・文化が持つ深い意味をわかりやすく解説し、来訪者に大きな感動をもたらす。それが経済行為として成り立つ。そのことが、地域の自然環境や歴史文化を尊重し、守っていく行動にもつながり、成功すれば、環境と経済の好循環の一例となる。もともと途上国の自然保護のための資金調達手法として取り入れられたエコツーリズムの考え方は、持続可能な観光のひとつの領域として先進国でも展開されており、2002年を国連がエコツーリズム年とするなど、国際的にも定着した用語(ecotourism)となっている。

エコツーリズムの実現には「環境」「観光」「地域」が深く関わる。地元住民や地域の様々な産業を含む、地域における包括的、横断的な取り組みが必要である。エコツーリズムの推進は、「環境」「観光」「地域」が深い関わりをもちながら取り組む社会のしくみづくりである。』(エコツーリズム推進マニュアルより抜粋、平成16年7月、編集：エコツーリズム推進会議、監修：環境省)

(参考) 平成20年4月エコツーリズム推進法が施行

エコツーリズム推進法は、エコツーリズムの健全な発展と自然環境の保全、地域振興、観光振興、環境教育を推進するために、各地域で行政と地域住民、事業者が一体となって「エコツーリズム推進協議会」を設置します。そこで、エコツーリズム推進全体構想を作成し、主務大臣に申請、承認されれば、自然環境等を守るための条例を制定し、地域資源の保護や立ち入りの制限等ができるようになります。

4. 暮らしの中の省エネルギー対策の推進

—地球環境— 美しい地球のために

○プログラム実施の意義

地球環境問題、特に地球温暖化は、私たちの生命や財産をも奪いかねない重要な問題ですので、「もったいない」をキーワードにした、地球温暖化防止対策につながる重点的な取り組みを市民や市民団体、事業者などとの協働により推進していく必要があります。

○実施プログラム

＜暮らしの中の省エネ対策（“福岡県環境家計簿”の作成）＞

広く市民に地球温暖化防止に向けた取り組みを推進するためには、まずは市民が家庭でどれくらいのエネルギーを消費し、二酸化炭素を排出しているのかを知ってもらう必要があります。

そして二酸化炭素を減らす行動を行うことによって、家計の節約にもつながる喜びを味わってもらうため、福岡県環境家計簿の活用及び普及に取り組みます。



■福岡県環境家計簿(ふくおかエコライフ応援 book) 2012.2 版

この取り組みを進めるためには、これまでに身に付いた「習慣」という壁を取り払う必要があるため、できるだけ取り組みやすく、継続できるしくみとして、コンテストの開催やポイントシステムの導入を行います。

また、マイ箸運動、多世代型住宅(長寿命型住宅)・まちづくりの検討を行うなど、私たちの生活の中でできる地球に優しい活動に対して関心を持ってもらい、地球にも家計にもやさしい生活環境の構築ができるように検討を行います。

(参考) 福岡県地球温暖化防止活動推進センターでは、「福岡県環境家計簿(県民編・事業者編)」を作成、配布し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を減らそうという取り組みを行っています。

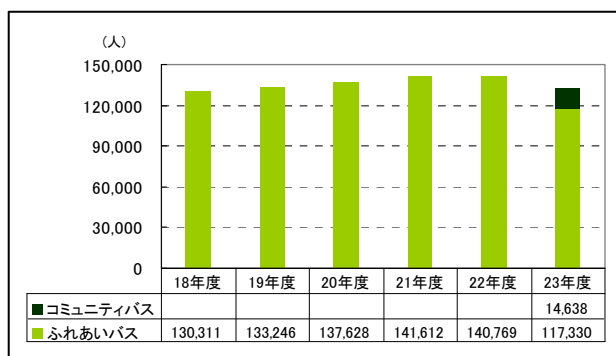
「環境家計簿」とは、環境に配慮した暮らしの目安になるもので、毎月の水道・光熱費の使用量、ごみの量などをチェックすることで、日常生活でどのくらいの二酸化炭素が排出されるかを知り、排出量を減らす行動を実践することにより、地球温暖化を防止するとともに、家計の節約にも結びつけることを目的とするものです。

＜交通手段利用時の省エネ対策（自動車以外の交通の利用促進）＞

なるべく自動車を使わなくて済むような暮らし方に変えていくためには、鉄道と路線バスの円滑な接続などの利便性の向上をめざして、関係機関と協議していきます。

また、地球に優しい乗り物として、「自転車」の利用が見直されています。自転車は排気ガスを出さないことで環境に良いだけでなく、健康づくりにも一役買う乗り物です。

自転車の利用を促進していくためには、既存の道路網を活用した安全で快適な交通ネットワークの形成や駅、公共施設などにおける自転車駐車場の整備、放置自転車の有効活用などを検討していきます。



■コミュニティバス・ふれあいバスの乗車人数

乗車人数は 14 万人程度で推移しています（H23 年度のコミュニティバス乗車人数は 10 月からの 6 ヶ月間）。

＜交通手段利用時の省エネ対策（エコドライブ運動の推進）＞

交通における省エネルギー・省資源を進めるために、なるべく自動車を使わなくて済むような暮らし方にかえていく必要がありますが、自動車を使わなければならない時は、アイドリングストップ※を行う、空ふかしをしない、急発進・急停止は避ける、不要な荷物は自動車に積まない、ガソリンは満タンではなく半分位給油する、買い替えの時にはハイブリッド車などのクリーンエネルギー車を購入するなど、燃費向上につながる行動を推進し、ガソリンの消費を抑え、家計にもやさしい取り組みを推進していきます。

具体的な取り組みとしては、エコドライブ講習会の開催や燃料消費の少ない運転方法に関する啓発活動の実施、スーパーや店舗関係者へは駐車場利用者への指導、協力などに取り組みます。

※**アイドリングストップ**：自動車の停車時にエンジンを切ること。不必要な燃料の消費を抑え、二酸化炭素の排出を抑制することがねらい。

（参考）市民アンケート調査結果によると、市民の約 9 割が自動車を所有しており、そのうちの約 6 割が 2 台以上所有しています。

自動車は、化石燃料であるガソリンなどを直接燃やして、排気ガスとして CO₂ が排出されます。

1 日 4 分のアイドリングストップを行うと、年間約 40kg の CO₂ の削減、年間で約 2,360 円の節約に、また週 2 日往復 8 km の車の運転をやめると、年間約 184kg の CO₂ の削減、年間で約 9,200 円の節約につながります。

参考：「エコドライブ 10 のすすめ」

1	ふんわりアクセル「eスタート」	普通の発進より少し緩やかに発進する(最初の 5 秒で時速 20 キロが目安です)だけで 11%程度燃費が改善します。やさしいアクセル操作は安全運転にもつながります。時間に余裕を持って、ゆったりした気分で運転しましょう。
2	加減速の少ない運転	車間距離に余裕をもつことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で 2%程度、郊外で 6%程度燃費が悪化します。また、同じ速度であれば、高めのギアで走行する方が燃費がよくなります。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。
3	早めのアクセルオフ	エンジンブレーキを使うと、燃料の供給が停止される(燃料カット)ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンブレーキで減速しましょう。また減速したり、坂道を下る時にはエンジンブレーキを活用しましょう。
4	エアコンの使用を控えるに	気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温 25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。
5	アイドリングストップ	10 分間のアイドリングストップ(ニュートラルレンジ、エアコン OFF の場合)で、130cc 程度の燃料を浪費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐車の際にはアイドリングを止めましょう。
6	暖機運転は適切に	現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウォームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、5 分間暖機すると 160cc 程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します。
7	道路交通情報の活用	1 時間のドライブで、道に迷って 10 分余計に走行すると 14%程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。カーナビやカーラジオ等で道路交通情報をチェックして活用しましょう。
8	タイヤの空気圧をこまめにチェック	タイヤの空気圧が適正値より 50kPa(0.5kg/cm ²)不足した場合、市街地で 2%程度、郊外で 4%程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。
9	不要な荷物は積まずに走行	100kg の不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。
10	駐車場所に注意	交通の妨げになる場所での駐車は交通渋滞をもたらす余分な排気ガスを出させる原因となります。平均車速が時速 40km から時速 20km に落ちると、31%程度の燃費悪化に相当すると言われています。

[エコドライブ普及連絡会(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)]

5. 協働による計画の推進

—環境保全体制— 協働と自律をめざして

○プログラム実施の意義

市の施策や取り組みを推進するためには、行政だけでなく市民や事業者、市民団体などの協力は欠かすことはできません。環境行政のレベルアップはもちろんですが、市民や事業所の環境意識の向上、市民団体活動のネットワーク強化など宗像市における取り組みを行う推進組織を確立していく必要があります。

また、モラル向上等を目的とした環境教育プログラムの作成や、協働活動をさらに進めていくための新しいシステムを導入していく必要があります。

○実施プログラム

<市民協働組織の設立>

行政ではできないことを市民や市民団体の力で実施したり、逆に市民だけではできないことを行政が支援したり、お互いに助け合いながら望ましい環境の姿に向かっていくことが重要です。

「市民協働組織」は、市全体の地域環境力の向上・強化をめざすための組織であり、市の施策や取り組みを協働で推進していく組織として位置づけされます。

組織の人選・具体的な運営方法などについて今後検討し、「市民協働組織」の設立を行います。組織がその機能を十分果たしていくことで、本計画の協働推進が確立されるようにします。

<環境リーダーの育成と市民活動支援>

「市民協働組織」がその機能を十分に発揮できる組織として設立・運営されるためには、中心的な役割を担う環境リーダーの育成は欠かせません。

また、多様な環境問題に対応できる地域でのリーダー育成も協働推進を行う上でたいへん重要なことから、「環境リーダー育成講座(仮称)」を開催します。

人材育成を行いながら、さらに環境ネットワークの構築や現在すでに実施されている各種の市民環境活動の支援等を行います。

また、専門的知識・豊富な経験を持つ地元在住の有識者がアドバイザーとして市民環境活動において積極的に支援・指導ができるようなシステムづくりを検討します。

(参考) 環境リーダー育成講座は、初級・中級・上級の3段階で構成し、市民一人ひとりの目的や専門などにあった認証を取得できるしくみづくりを行います。
講座は、通常の講義形式での開催に加えて、地元専門家によるワークショップ形式での実施を行います。

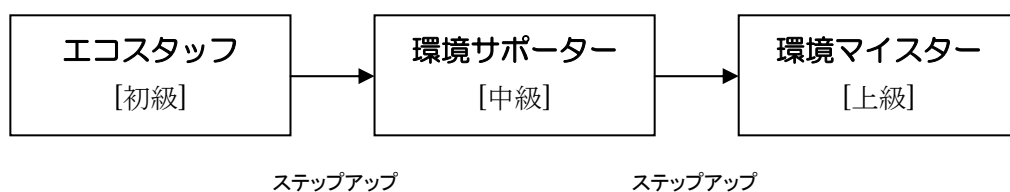
【環境リーダーの主な活動・役割】

エコスタッフ…環境美化運動など環境活動に積極的に参加する。

環境サポーター…エコスタッフの支援や環境活動の柱としての役割を担う。

環境マイスター…市民協働会議の中心的な役割を担う、市民啓発のための出前講座を主催するなど。

また、環境マイスターは、更に歴史・文化等の専門的知識を習得し、インタープリター※としてエコツアーに参加するなど多様な環境分野での活躍ができる人材となります。



■環境リーダー育成講座(仮称)のイメージ

※インタープリター：自然観察、自然体験などの活動を通して、自然を保護する心を育て、自然にやさしい生活の実践を促すため、自然が発する様々な言葉を人間の言葉に翻訳して伝える人。自然観察インストラクターなどと同義に用いられることも多い。

<環境教育プログラムの作成>

生活環境に関する課題として、生活排水やごみのポイ捨て、ペットのふん害、ごみの不法焼却や空き地の雑草管理の問題などがありますが、これらの環境問題は、市民モラルの低下にも起因しているため、学校や地域で、子どもから大人までを対象としたモラル教育の実施が必要となります。

そこで、市民団体などの協力を得ながら、生活環境という最も身近な問題に関する環境教育プログラムを作成していきます。対象は、保育園や幼稚園、小・中学校から地域までとし、それぞれの年齢層に応じた内容を検討します。

まずは、日常的な暮らしに関わるごみなどの環境問題から導入して循環型社会づくりをめざすものですが、さらに快適環境や自然環境、地球環境などの各分野へと広がっていきます。

<新システムの導入検討（「地域環境保全協定制度」の導入検討）>

住みやすいまちを持続するためには、法律や条例による規制だけでは自ずと限界があります。

そこで、地域住民で話し合いながら、住みよい環境を維持し続けるため、地域住民同士で環境保全に関するルールづくりを行い、「地域環境保全協定制度」の導入を検討します。

また、地域間の競争によって、より良いまちが創り上げられ、持続していくためのしくみとして、環境のまちコンテストなどの表彰制度などの実施を検討し、地域環境力の向上をめざします。

(例) 「地域環境保全協定制度」の具体例

高齢者の1人暮らしで、生け垣の管理が不可能な状況があれば、話し合いをしながら地域住民で管理する等

＜新システムの導入検討（「ポイントシステム」の導入検討）＞

地球環境保全活動だけでなく、様々な環境保全活動を協働により実施し、広めていくためには、何らかの目に見える形がある方が、市民や事業者も取り組みやすいと考えられます。

地域通貨は、互いに助けられ支え合うサービスや行為を時間や点数、地域やグループ独自の紙券などに置き換え、これを「通貨」としてモノやサービスと交換して循環させるシステムです。

この考え方を環境保全・創造の取り組みに応用したポイントカードシステムを構築します。ICカードや携帯電話などを用いるようにすれば、管理が容易になります。当初は、一部の地域、または一部領域で試行、その結果を見ながら全市的かつ広い領域でポイントカードシステムを広めていきます。

ポイントシステムの獲得方法、利用方法として次のようなものが考えられます。

ポイント獲得方法の具体例

- マイバッグ持参によるレジ袋削減
- ふれあいバスの利用
- アダプトプログラム、釣川クリーン作戦、海岸清掃など地域美化活動への参加
- 古紙の回収、○食廃油石けんづくり、エコクッキングへの参加
- 水辺教室、ホタルの放流への参加、○植林活動、竹林管理への参加

ポイント利用方法の具体例

- エコ商品との交換
- 地域通貨として使用
(グリーンコンシューマー対象商品やサービスの一部をポイントで支払う)
- 植林活動に寄付、○環境NPOに寄付

第 5 章

計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理



■市民ワークショップ
環境基本計画策定にあたり開催した市民ワークショップ

1. 計画の推進体制

(1) 協働推進組織

本計画を着実に推進していくためには、市民や市民団体、事業者、行政などの各主体の協働は欠かすことができません。

各主体が情報を共有し、活発な情報交換や交流のためのネットワークを構築しながら、役割分担を明確にして取り組んでいく必要があるため、「環境保全市民協働会議」を設立し、協働による推進を図ります。

「環境保全市民協働会議」は、行政とともに車の両輪として計画を推進していく組織であることから、進行管理についても環境基本計画の進捗状況を報告し、意見及び提言を受けることとします。

(2) 庁内推進組織

本計画の策定にあたっては、「環境基本計画推進委員会(仮称)」を組織し、計画の進捗状況の把握や施策の総合調整などを行います。

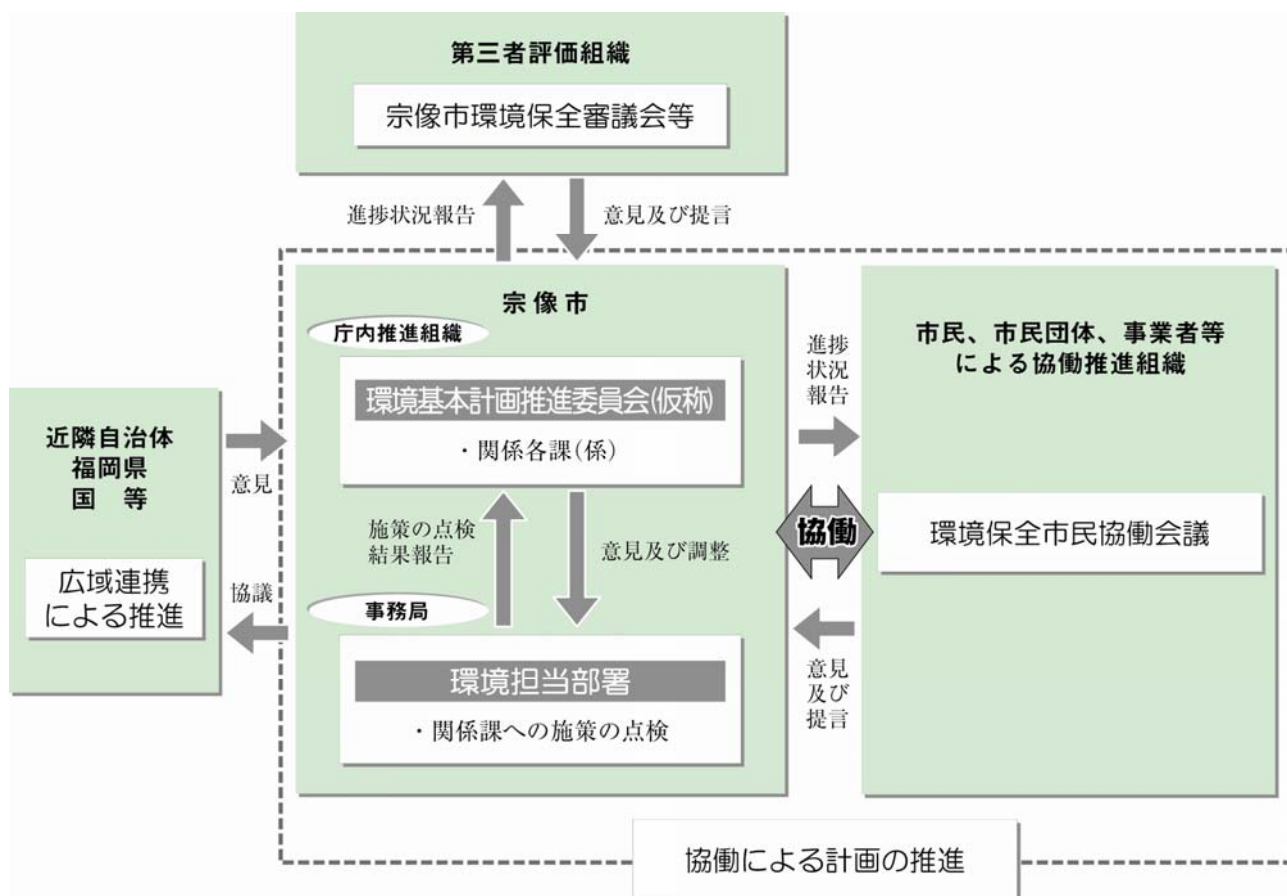
具体的には、事務局で作成する年次報告書等を用いて、施策や目標等の進捗状況を把握、確認します。また、各部署で計画、実施している環境配慮型事業や取り組み等に関する情報は、部や課、係を超えて連携、協力しながら、情報を共有するためのしくみづくりを進めていきます。

(3) 第三者評価組織

環境基本計画の進捗状況を環境保全審議会等の第三者機関に報告し、評価を受けることとします。その際には、施策や目標等の進捗状況を示した年次報告書を作成します。

(4) 広域連携による推進

宗像市単独では推進できない広域的な取り組みなどについては、近隣自治体や福岡県、国の関係機関などとの調整や連携を図りながら推進する体制を構築していきます。



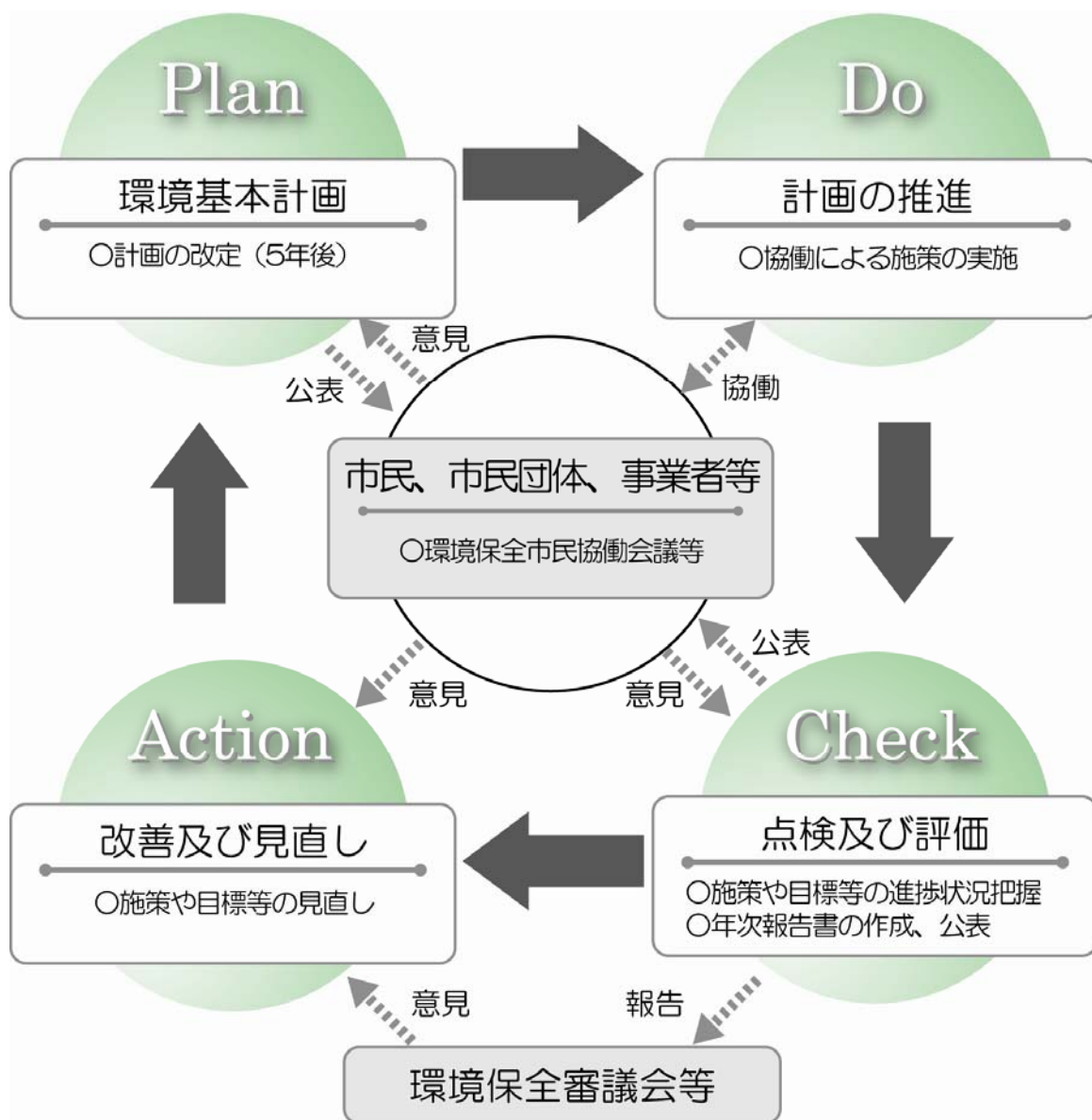
■計画の推進体制

2. 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、Plan(環境基本計画)、Do(計画の推進)、Check(点検及び評価)、Action(改善及び見直し)という継続的な進行管理を実施する PDCA サイクルによる進行管理システムを導入し、進めていきます。

また、適切な進行管理を行うためにも、「環境保全市民協働会議」などの協働のための重要な組織の意見を十分に聴きながら進めていきます。

なお、点検及び評価で実施する施策や目標等の進捗状況については、年次報告書としてとりまとめ、公表するものとします。



■計画の進行管理

第 6 章

環境配慮の方向性

1. 環境配慮の基本的な考え方
2. 地域別環境配慮事項の概要
3. 主体別環境配慮事項の概要
4. 計画段階ごとの基本的な主体別環境配慮事項
5. 環境配慮の方向性



■上空から見た宗像市

1. 環境配慮の基本的な考え方

本市の豊かな自然や歴史、文化を市民との協働によって、守り、育て、創り、次世代へとつなげていくためには、持続的な発展が欠かせません。持続的な発展のためには、事業活動に伴う環境への影響を可能な限り抑えていく必要があります、そのためには、環境基本計画に示した基本的な考え方を踏まえた上で、具体的な環境配慮事項を定めていく必要があります。

(1) 基本的な考え方

環境配慮に対する基本的な考え方は、宅地造成や道路建設などの開発行為だけでなく、行政の事務行為、事業者の生産活動、市民の日常生活など、すべての主体の様々な行為が環境へ何らかの影響を及ぼしているという認識に立って、その影響を小さくしていくことが重要です。

(2) 環境配慮事項の分類

環境配慮事項は、地域別と主体別の2つの視点で考察していきます。

地域別環境配慮事項は、市内を12のコミュニティ範域を基本とした9地区に分割して考察します。

主体別環境配慮事項は、“行政”、“事業者”、“市民”の3分類として考察します。

2. 地域別環境配慮事項の概要

環境は我々を取りまく空気、水、土地、生き物などすべてです。これらは有限な資源と考えられ、特に土地の利用については、本市の環境を決定づける主要な環境資源です。したがって、環境面からみた土地利用のあり方を踏まえた上で、各地域における環境特性図の作成及び環境配慮事項を示していきます。

地域区分は12のコミュニティ範域を基本とした次の9地区とします。

- ①吉武地区
- ②赤間・赤間西・自由ヶ丘地区
- ③南郷地区
- ④東郷・日の里地区
- ⑤河東地区
- ⑥玄海地区
- ⑦池野・岬地区
- ⑧大島地区
- ⑨沖ノ島



環境特性は、次の 5 つの観点から考察します。

- ①地区の概要(土地利用、教育施設、コミュニティ施設ほか)
- ②自然環境(保安林、国有林、天然記念物ほか)
- ③生活環境(上水道給水施設、下水道整備区域ほか)
- ④都市・歴史文化環境(都市計画用途地域、都市公園、埋蔵文化財ほか)
- ⑤重要な自然環境ゾーン(自然環境価値の高い地域ほか)

3. 主体別環境配慮事項の概要

主体としては、行政・事業者・市民に分け、それをさらに行為について、開発行為等によるものや通常の行政事務、事業活動、日常活動等に分けます。そして各々の区分の組み合わせによる様々な行為における環境配慮事項を示していきます。

(1) 行政

- ①公共事業(道路、橋梁、河川、水路、ため池、ダム、農業基盤など)
- ②行政事務(財やサービスの購入・使用、維持管理等など)

(2) 事業者

- ①民間開発事業(住宅団地等建築物、土取、採石、遊戯施設など)
- ②事業活動(農林水産業・製造業などの生産、販売、運輸・交通など)

(3) 市民

日常生活

4. 計画段階ごとの基本的な主体別環境配慮事項

(1) 基本構想・基本計画段階

計画の初期段階で配慮すべき点は、法令に適合しているか否かは当然のこととして、一度改変したら元にもどすことが不可能なものや時間的、経費的に極めて困難なものについて特に留意する必要がありますので、以下のような環境配慮に努めます。

- ① 周辺のまちづくりや環境に係る地域指定状況等からみて、適正な計画地の位置選定及び土地利用を行う。
- ② 土木工事や大型構造物の建築に当たっては、河川流量や地下水の流量と流向に影響を及ぼさないようにする。
- ③ 貴重な地形・地質、希少な動植物の生息地、重要な景観資源は保全を検討する。
- ④ 埋蔵文化財包蔵地では、事前に発掘調査を行う。
- ⑤ 以上の検討結果で、計画地の位置が適正でないと判断される場合は、計画内容について再度検討を行う。

(2) 事業計画段階

計画の中期から後期の段階では、以下のような環境配慮に努めます。

- ① 計画の実施が周辺地域に及ぼす影響を事前に十分に把握し、その軽減に努める。
- ② 地球環境保全のためにも省資源・リサイクル対策、省エネルギー対策など、環境への負荷が少なく、循環システムを考慮した施設設計とする。
- ③ 適正な維持・管理はもちろん、施設の廃棄をも考慮した資材の選定、設計内容とする。

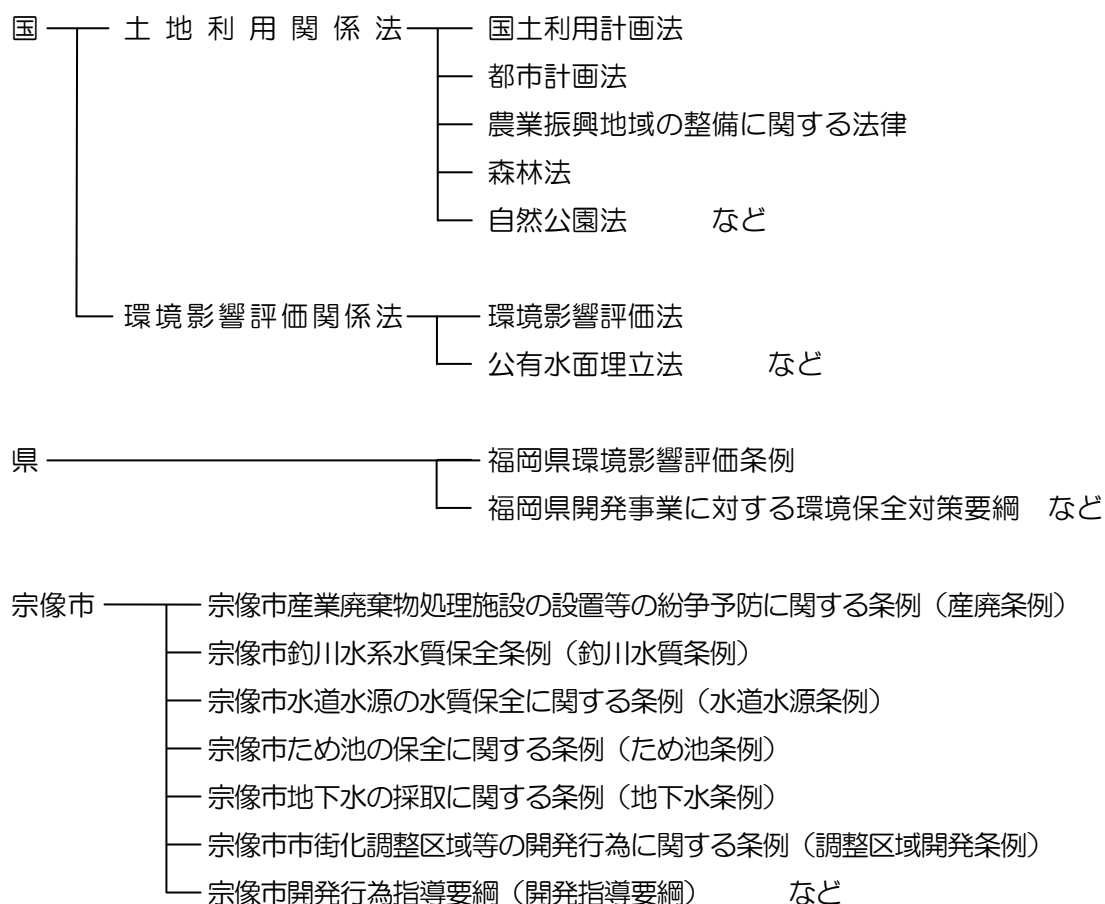
(3) 事業実施段階

事業の実施段階では、以下のような環境配慮に努めます。

- ① 本環境配慮事項を参考に、現場に応じた詳細な環境配慮内容を定め、関係者に周知させる。
- ② 工事中は、環境監視を行わせ、もし、予想外の環境汚染等が生じた場合、直ちに適切な処置をとる。
- ③ 環境に関する事項を記録にとどめ、次の事業実施における環境配慮の参考とする。

5. 環境配慮の方向性

本市における公共事業、民間開発事業等の開発に係る環境配慮制度としては、現在次のようなものがあります。



宗像市の制度は、①環境への影響が大きいと考えられる開発事業、②環境保全が特に必要な地域、環境要素について定められており、日常的にはこれらの条例や要綱に基づき、開発時の環境配慮が行われています。

しかしながら、①すべての公共事業・民間開発事業、②すべての重要な地域・環境要素を網羅してはいないため、今後、国、県の制度との整合を図りながら、また、都市計画区域の拡大等、都市計画の見直し状況を見ながら、条例の見直しあるいは新たな環境配慮システムの構築を行っていきます。

資料編

1. 計画策定の経緯
2. 宗像市環境基本条例
3. 宗像市環境保全審議会規則
4. 宗像市環境保全審議会委員名簿
5. 宗像市環境保全審議会への諮問書
6. 宗像市環境保全審議会からの答申書
7. 自然環境研究会委員名簿
8. 市民ワークショップ参加者名簿
9. 宗像市環境基本計画策定委員会
10. 市民意見提出手続（パブリック・コメント）による意見と回答

1. 計画策定の経緯

日付	経緯	内容
平成 17 年 12 月 17 日	自然環境調査研究会 第1回会議	調査方法等
平成 18 年 1 月 28 日	自然環境調査研究会 第2回会議	実施計画等
平成 18 年 4 月 29 日	自然環境調査研究会 沖ノ島春季合同調査	調査実施
平成 18 年 6 月 12 日 ～7 月 5 日	自然環境調査～動物分布調査	猟友会メンバーへの依頼・説明等
平成 18 年 7 月 29 日 ～30 日	自然環境調査研究会 沖ノ島夏季合同調査	1 泊 2 日で調査実施
平成 18 年 8 月 19 日	自然環境調査研究会 第3回会議	動物分布調査結果、調査の進捗状況等
平成 18 年 12 月 16 日	自然環境調査研究会 第4回会議	調査結果報告、総合評価等
平成 18 年 12 月 18 日	策定委員会 第 1 回幹事会・WG 合同会議	実施計画等
平成 18 年 12 月 27 日	環境保全審議会 第 1 回会議	委嘱状の交付、会長・副会長選出、 策定の視点
平成 19 年 2 月 17 日	自然環境調査研究会 第 5 回会議	総合評価、ゾーニング等
平成 19 年 2 月～3 月	市民・事業者アンケート調査の実施	市民 2,000 人(回収率 52.5%) 事業所 100 社(回収率 46.0%)
平成 19 年 4 月 14 日	自然環境調査研究会 発表会	福岡教育大学にて
平成 19 年 5 月 29 日	策定委員会 第 2 回 WG 会議	計画骨子案
平成 19 年 6 月 15 日	市民ワークショップ 第 1 回	趣旨説明、自己紹介、自由意見交換
平成 19 年 6 月 25 日	環境保全審議会 第 2 回会議	計画骨子案
平成 19 年 6 月 29 日	市民ワークショップ 第 2 回	将来像、課題と解決方法についての検討
平成 19 年 7 月 12 日	市民ワークショップ 第 3 回	提言書の検討、提出
平成 19 年 8 月 2 日	策定委員会 第 3 回幹事会・WG 合同会議	素案(一部)について
平成 19 年 8 月 9 日	環境保全審議会 第 3 回会議	素案(一部)について
平成 19 年 9 月 20 日	策定委員会 第 4 回 WG 会議	素案について
平成 19 年 10 月 2 日	環境保全審議会 第 4 回会議	素案について
平成 19 年 10 月 29 日	策定委員会 第 5 回幹事会・WG 合同会議	計画案について
平成 19 年 10 月 31 日	環境保全審議会 第 5 回会議	計画案について
平成 19 年 11 月 19 日	パブリック・コメント手続き開始	計画案の公表・意見募集
平成 19 年 12 月 18 日	パブリック・コメント手続き終了	意見の締切
平成 20 年 1 月 31 日	策定委員会 第 6 回幹事会・WG 合同会議	パブコメ対応と計画最終案について
平成 20 年 2 月 4 日	環境保全審議会 第 6 回会議	パブコメ対応と計画最終案、答申書案につい て
平成 20 年 2 月 12 日	環境保全審議会 第 7 回会議	答申について

[平成 24 年度見直し業務の経緯]

日付	経緯	内容
平成 24 年 7 月～8 月	市民アンケート調査の実施	市民 2,000 人(回収率 34.2%)
平成 24 年 9 月 26 日	環境保全審議会 第 1 回会議	委嘱状の交付、会長・副会長選出、 見直しの視点
平成 24 年 12 月 18 日	環境保全審議会 第 2 回会議	見直し案について
平成 25 年 1 月 15 日	環境保全審議会 第 3 回会議	見直し案について
平成 25 年 2 月 5 日	環境保全審議会 第 4 回会議	見直し案、答申について

2. 宗像市環境基本条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 100 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、市民及び事業者が日常生活及び事業活動において配慮することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、当該施策の実施に当たっては、環境への影響を配慮し、環境の保全に努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの活動が環境に与える影響を認識し、環境汚染の防止及び環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市の施策)

第6条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる事項を基本的な方針として環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、環境への影響を配慮し、当該施策を実施しなければならない。

- (1) 循環を基調とする社会経済システムの実現
- (2) 自然と人間との共生の確保
- (3) うるおいとゆとりのある地域社会の創造と継承
- (4) 市民参加の方策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境基本法(平成5年法律第91号)第7条の規定により、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の市の区域の自然的社会的条件に応じた施策を行うため、宗像市環境基本計画(以下次条において「基本計画」という。)を策定するものとする。

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、基本計画を策定する場合においては、あらかじめ、宗像市附属機関設置条例(平成15年宗像市条例第21号)に規定する宗像市環境保全審議会の意見を聴かななければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

3. 宗像市環境保全審議会規則

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 81 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成 15 年宗像市条例第 21 号)により設置された宗像市環境保全審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市民代表

(平 18 規則 36・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(平 18 規則 36・旧第 4 条繰上)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 規則 36・旧第 5 条繰上・一部改正)

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(平 18 規則 36・旧第 6 条繰上・一部改正)

(出席の要求)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、審議会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(平 18 規則 36・追加)

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民協働・環境部自然環境課において処理する。

(平 16 規則 37・平 18 規則 36・平 23 規則 2・一部改正)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日規則第36号)

この規則は、平成18年6月30日から施行する。

附 則(平成23年1月21日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

4. 宗像市環境保全審議会委員名簿

氏 名	所属・役職等	備 考
ふたわたり とおる 二 渡 了	北九州市立大学 教授	会長
おかもと ひさと 岡本 久人	九州国際大学 客員教授	副会長
ながやま よしこ 長山 芳子	福岡教育大学 教授	
なかむら たかお 中村 孝雄	公募市民	
よしだ はるき 吉田 晴希	公募市民	
にしのはら か な え 西ノ原 カナ江	宗像市商工会 女性部長	
ふくしま としみつ 福島 敏満	むなかた「水と緑の会」会長	
まえだ ひでとし 前田 秀敏	環境地域づくり研究所 専務理事	
もり きなえ 森 早苗	むなかた男女共同参画協議会 会長	
よしたけ かねよ 吉武 鐘代	北筑前地区農村女性グループ連絡研究会アドバイザー	

(敬称略)

5. 宗像市環境保全審議会への諮問書

24 宗自 第442号
平成24年9月26日

宗像市環境保全審議会会長 様

宗像市長 谷 井 博 美



宗像市環境基本計画の中間見直しについて（諮問）

平成19年度に策定した宗像市環境基本計画は、計画の期間を平成20年度から平成29年度までの10年間とし、5年後に中間見直しを行うこととされています。

つきましては、宗像市環境基本条例第8条に基づき、宗像市環境基本計画の中間見直しについて、貴審議会の意見を求めます。

6. 宗像市環境保全審議会からの答申書

平成25年2月5日

宗像市長 谷井 博美 様

宗像市環境保全審議会
会長 二 渡



宗像市環境基本計画の見直しについて（答申）

平成24年9月26日付24宗自第442号による標記の諮問について、宗像市環境基本条例(平成15年4月1日宗像市条例第100号)第8条の規定に基づき慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

本計画は、平成17年6月に策定された宗像市のまちづくりの基本となる第1次宗像市総合計画及び平成22年3月に策定された後期基本計画を、環境面から実現していくための指針となるものであり、宗像市における環境政策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画です。

本計画は、環境政策のマスタープランとしての位置付けであることを念頭に、自然環境、生活環境、快適環境、歴史・文化的環境及び地球環境の各分野において、市民意識の変化や施策の進捗状況、新たな社会経済状況の変化等に対応して見直しを行ったものであり、概ね妥当であると判断します。

また、今回の見直しは、宗像市がめざす環境像の実現に向けた目標や施策、事業など根幹に関わる見直しではなく、軽微なものであり市民意見提出手続（パブリックコメント）は必要ないものと思料されます。

今後も本計画に基づき、ダンボールコンポストを活用した地域循環システムの構築や、互いに助け合い支え合うサービスや行為を循環させるポイントシステムの導入等を目指していただきたい。

また、CO2の削減はもとより、市の発展につながる環境面での施策や主要環境プログラムを実現できるよう取り組んでいただき、市民や事業者、市民環境団体等の様々な主体への積極的な環境意識の啓発や、環境保全市民協働会議等との連携強化を図りながら、めざす環境像である「自然と歴史のふるさと住みたいまち宗像」の実現に向けて、邁進されますよう要望します。

7. 自然環境研究会委員名簿

分 野	氏 名	所 属 ・ 役 職 等 (調 査 時)
地形・地質	下山 正一	九州大学大学院理学研究院地球惑星科学部門 古環境学分野助手
植生・生態系	神野 展光	福岡教育大学教授
植物	水上 守	宗像植物友の会前事務局長
ほ乳類	渡部 登	中村学園女子中学校・高等学校教諭
鳥類	高原 和幸	福岡市立大池小学校校長
爬虫類・両生類	倉本 満	福岡教育大学名誉教授
昆虫類	城戸 克弥	大野城市立大野北小学校校長
水生生物	岩切 稔	福岡教育大学教授(兼付属教育実践総合センター長)

(敬称略、他多数の協力者あり)

8. 市民ワークショップ参加者名簿

奇数班		偶数班	
1	岩田 純一	2	河津 舞
3	金子 静子	4	森 敦子
5	永嶋 敏子	6	廣田 葉子
7	大谷 純子	8	今西 良一
9	成富 成勇	10	松井 英治

(敬称略)

9. 宗像市環境基本計画策定委員会

幹事会 (WG : ワーキンググループ)

経営企画課 (企画係)、定住化推進室 (定住化推進係)、コミュニティ課 (コミュニティ支援係)、
市民活動推進課 (市民活動推進係)、環境保全課 (環境衛生係、釣川グリーンネット推進係)、
保健福祉政策課 (保健福祉政策係)、都市計画課 (都市計画係、都市整備係)、
建築課 (指導係、建築係、住宅係)、建設課 (建設係)、商工観光課 (商工係、観光係)、
農業振興課 (農林係、振興係)、水産振興課 (水産振興係)、施設課 (水道事業係、下水道事業係)、
教育政策課 (教育政策係)

事務局：資源廃棄物課 (政策係)

計 15 課 (22 係)

10. 市民意見提出手続(パブリック・コメント)による意見と回答

○意見募集期間：平成19年11月19日(月)～12月18日(火)

宗像市環境基本計画(案)について、市民2人から9件の意見をいただきました。意見に対する市の考え方、本計画における記載などについての取り扱いは次のとおりです。なお、本計画に直接関係のないものについては回答しておりません。

番号	項目	意見内容	対応	回答
1	【環境の範囲について】	環境とはもっと広いものであり、対象とする環境があまりに絞り込まれている。 計画名称は範囲を限定した方がわかりやすいのではないか。 防災などの安全な環境づくりに関する視点が少ないのではないか。	原案どおり	環境の範囲につきましては、国の環境基本計画などを参考としながら、本市の状況を鑑み、本計画書の中では支障のない範囲で絞り込みを行っています。 計画名称につきましては、宗像市環境基本条例第7条の規定に基づいたものです。 防災などの安全な環境づくりにつきましても、とても重要な事項ですが、本計画書では、快適環境の分野でユニバーサルデザインにおいて記述をしているのみとさせていただいております。快適なまちづくりを実現させるため、今後も検討をしていきたいと考えております。
2	【計画の構成について】	第4章から大事な説明が始まっている。また、第6章は第3章の次か、第2章または第3章に統合した方がわかりやすいのではないか。 行政の分担が見えづらい。また、行政の役割分担は第5章ではなく、もっと前に出てくるべきではないか。	原案どおり	計画の構成につきましては、ごく一般的なものとしています。構成は、様々なタイプがあり、それぞれ特徴がございます。本計画書では、第3章から第5章にかけて取り組みや考え方を記述しておりますのでご指摘のような構成も検討されますが、いきなりこれらの章が登場しますと、計画書の基本的な事項(位置付けや主旨)が明示されず、読む方によっては混乱を生じることもあります。そういったことからごく基本的な構成を採用し、できる限り多くの方々にご理解しやすいような構成を採用させていただいております。 なお、本計画は行政計画であるため、特にことわりがない場合、行為についての主語は行政(市)とさせていただいております。
3	【他計画との関連性について】	他の部門別計画との接点が明らかに示されていない。 他分野計画との整合、関連性をこの計画に明示するのが望ましい。	原案どおり	他分野の部門別計画との関係はp10の「環境基本計画の位置づけ」図で示しています。 本市には多くの部門別計画が存在し、各担当部署を含めて計画策定を行っており、関連のある内容について記述を行っております。なお、詳細な関連付けを本書中に行うとすれば、複雑となり、かえってわかりづらい計画書となることもあり、この計画書では他計画との関連付けに関する明示は特に行っておりません。

番号	項目	意見内容	対応	回答
4	【施策(自然環境)について】	綾町(宮崎県)の照葉樹林保護対策を取り入れたい。 山林の保全はもっと具体的に書いた方がよい。	原案 どおり	山林保全の具体的な方法は、地域の状況等によって様々な手法が考えられるため、ここでは基本的な方向性のみを示し、具体的な方法論は、今後の取り組みの際の検討課題とさせていただきます。
5	【施策(快適環境)について】	住宅団地の開発においては敷地の 2 割以上の緑地の確保を義務づけてはどうか。	原案 どおり	うるおいのあるまちづくりを行う上で公園や緑地の確保はたいへん重要であると考えております。一定規模以上の住宅団地などの開発行為において都市計画法や開発指導要綱等で公園や緑地の確保(公共用地として)の基準が定められていますが、個人住宅については、このような法的な義務づけは現時点では困難であることから、この計画書では第3章の中で記述を行うのみとさせていただきます。
6	【施策(地球環境)について】	住宅団地の開発においては太陽光発電や燃料電池の設置を義務づけてはどうか。 太陽光発電設備の設置等を導入する際の助成制度などを導入できないか。	原案 どおり	地球環境にやさしいまちづくりを行う上で新エネルギーについてはとても有効な手段ではないかと考えておりますが、個人住宅での設置を義務づけることは現時点では困難であるため、この計画書においては、第3章の中で新エネルギーの導入検討する旨の記述のみとさせていただきます。 また、助成制度の導入は財政的な問題点等検討すべき事案が多いため、現時点で市単独での導入については難しく、国や県の施策を考慮しながら、取り組みについて検討する制度であると考えております。
		地球温暖化対策について今後の市の取り組みはどうか。	一部 修正	地球温暖化については、地球全体の環境課題となっています。市としましても今後の取り組み方針について検討を行うべきと考えています。ご指摘を踏まえ次のとおり修正(追加)を行います。 「第3章4.(2)地球温暖化防止対策、2)目標達成のための個別施策①省エネルギー対策の推進」の中に以下を追加します。 ●地球温暖化防止対策として地域推進計画の策定を検討します。
7	【子どもたちの環境について】	将来を担う子どもたちの環境をどうするかという発想が感じられない。	原案 どおり	子供たちの環境につきましては、取り扱うべき範囲がとて広く、たいへん重要な分野であります。主に教育行政分野において担う部分が多いことから、この計画書においては、子どもたちに対する環境教育や学習の機会などに関する施策のみを掲げています。 なお、本計画書で取扱を行っていない箇所については、今後施策を行う上で検討を行ってまいります。

番号	項目	意見内容	対応	回答
8	【用語について】	目標数値の裏付けに関する説明がほしい。 専門性が高い言葉があるが、注釈がもっと必要である。 注釈や説明ははじめて登場するところで行うべきである。 句読点の使い方について配慮すべきである。	一部修正	ご指摘を踏まえ、計画書を全体的に検討して、改善を行います。専門用語については注釈や解説を付け加え、数値目標については根拠の説明を加えることで対応いたします。 句読点につきましても修正を行います。
9	【わかりやすい表現について】	全体的にわかりづらい表現がある。 また、旧宗像市の発想による表現との誤解を生ずる箇所が見られる。	一部修正	ご指摘のとおり用語と同様に、計画書を全体的に検討してできる限りわかりやすい表現を心がけて改善を行います。 また、旧宗像市寄りの表現と誤解を生ずる可能性のある箇所についても、全体的に検討を行い、表現の改善を行います。 p 6,25,64にある“シンボル”は“シンボリックな存在のひとつ”へ、p18の“市の中央を貫流し玄界灘へと注ぐ”は“玄界灘へと注ぐ”へ、p 19の“市内を貫流する釣川”は“釣川”、“再生利用による”は“再生利用、”へ、p 33の“開発”は“土地利用”へ、p 40,47,75にある“野焼き”は“ごみの不法焼却”へそれぞれ修正します。 また、p 20の“地球温暖化などは”は“地球温暖化は身近な問題として”へ、p 47の“高い水準にある”を“福岡県平均の8.50㎡/人に比べると高い水準にある”へと語句を追加し修正します。 その他表現の修正を行う箇所については、計画書内で対応しています。

<その他>

意見内容	意見について
子ども版「宗像の環境」があったら良いのではないかな。 国道 3 号を通過して排出する二酸化炭素を減らすために信号を見直してはどうか。	たいへん貴重なご意見として今後の事務の参考にさせていただきます。

宗像市環境基本計画(中間見直し)

平成 25 年 3 月

〒811-3492

福岡県宗像市東郷一丁目 1 番 1 号

宗像市市民協働・環境部自然環境課

電話 0940-36-1130(直通)

F A X 0940-36-0270

H P <http://www.city.munakata.lg.jp>



宗像市環境基本計画